

(表紙)

〔表紙〕

背景は、国指定重要文化財旧玉名干拓施設の堤防石積です。上部と下部の鞆石垣で積み方が異なり、上部は谷積、鞆石垣は布積になっています。それに国指定重要文化財旧玉名干拓施設の末広開樋門と、代表的な天然記念物である大野下の大ソテツ、山田の藤、菊池川堤防のハゼ並木と、ミカンの木に桜をあしらっています。

〔口絵〕

大坊古墳は、6世紀前半から中頃、玉名平野をのぞむ丘陵の先端に造られた前方後円墳で、石室は赤・黒・青(灰色)などの顔料で描かれた、連続三角文・円文などの装飾が良好な状態で残っています。

永安寺東古墳は、永安寺西古墳とともに大坊古墳の北東に位置し、6世紀の終わりに造られた円墳です。石室には、三角文・円文と船や馬が赤の顔料で描かれています。

石室などに様々な装飾をもつ古墳を、装飾古墳といいます。全国で確認されている660基のうち195基が熊本県にあり、大坊古墳、永安寺東古墳はその代表的なものです。

玉名市文化振興基本計画

平成 27 年 3 月

玉名市教育委員会

はじめに

本書は、玉名市総合計画における教育文化の基本目標「人をはぐくむまちづくり」に対応する文化振興の基本指針及び施策の計画書です。

歴史、風土の異なる1市3町が平成17年に合併し、10年の月日が経とうとしています。本計画は、合併前の旧市町域を超えて地域の特性を明らかにし、玉名市の固有の歴史文化資産や市民の文化活動を活かして、未来へ繋がる文化振興策を確立し、新たな文化の創造を推進していくことを目的として策定したものです。

私たちのふるさと玉名市は、豊かな自然の恵みを受け、古の時代から人々の生活が営まれて、特色豊かな文化が育まれてきました。

小岱山や金峰山系に連なる台地、南北に貫く菊池川によって形成された平野、そして有明海の広大な干潟から生まれた干拓地という豊かな地勢が形成されました。そこに人々が集い、河川交通と海運の発達による交流文化が隆盛を極めました。それぞれの時代で産業が育ち、多くの著名人を輩出し、地域の豊かな文化が醸成されてきました。

しかしながら、近年、少子高齢化や価値観の多様化など社会構造の変化により、文化の継承、文化財保護の担い手不足が深刻化しているということは、否定できない状況にあります。

本計画書により、豊富な歴史文化遺産の保存と活用を図るとともに、文化活動が活発に展開され、市民と行政との協働による「歴史と音楽のあふれる玉名文化」の創造に向けて、着実に歩みを進めてまいります。

最後になりましたが、この計画の策定にあたりまして、ご審議いただきました文化振興基本計画策定委員会の委員をはじめ、アンケートや各団体への聞き取り調査などを通じて貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆様と関係各位に対し、心から深く感謝を申し上げます。

平成27年3月

玉名市教育委員会



国指定史跡 大坊古墳



国指定史跡 永安寺東古墳(熊本県立装飾古墳館提供)

目次

第1章 計画の趣旨

1. 計画の性格・役割.....1
2. 計画の構成.....5

第2章 計画策定の背景

1. 玉名市の現状.....6
2. 玉名市の文化特性.....10
3. 文化振興に関する市民意識.....16
4. 文化振興における課題.....27

第3章 基本理念・基本方針

1. 文化振興に求められるもの(文化振興の意義).....28
2. 基本理念・基本方針.....29
3. 施策体系.....30

第4章 文化財保存整備活用計画

1. 計画の基本方向.....32
2. 基本施策：保存・整備.....35
3. 基本施策：公開・活用.....37
4. 基本施策：ひとづくり・まちづくり.....39
5. 基本施策：地区別の保存・公開.....40

第5章 文化資源を活かした地域振興計画

1. 振興計画の目的.....65
2. 振興計画の構成と内容.....66

第6章 文化振興計画

1. 計画の基本方向・重点施策.....71
2. 基本施策1：文化とつながる.....73
3. 基本施策2：文化を楽しむ.....76
4. 基本施策3：文化を支える.....79
5. 基本施策4：文化を広げる.....81

第7章 計画の推進

1. 文化振興の中核となる推進体制づくり.....83
2. 計画を着実に推進するために.....84

資料編

第1章 計画の趣旨

1. 計画の性格・役割

(1) 計画の目的

本計画は、玉名市の固有の歴史文化資産や市民の文化活動を活かし、また、新たな文化創造を通じて、未来へ繋がる文化振興策を確立し、推進していくことを目的とします。

市民や各団体と行政が協働し、文化振興の施策を総合的に展開していくものです。

○本計画に掲げる「文化」の範囲について

本計画では、私たちが育んできた文化の多様な側面を踏まえ、次のような範囲を「文化」の主な対象分野及び活動の範囲とします。

○主な対象分野

- 芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術など）
- 歴史的、文化的資産（有形・無形の文化財、建造物、生活文化、地域文化など）
- 地域における伝統文化（民俗芸能など）
- 生活文化（茶道、華道、書道のほか、衣食住など生活に係る文化）
- 市民文化を振興する施設、教育・研究機関
- 文化にかかる人材、市民の文化活動

(2) 計画の位置づけ

① 第1次玉名市総合計画における位置づけ

本計画は、第1次玉名市総合計画の理念を具現化する部門計画として位置づけるとともに、関連する他分野との相互連携による文化振興の展開を示すものです。

第1次玉名市総合計画では、文化・芸術の振興に関する基本指針・施策を以下のように位置づけています。

《第1次総合計画における文化芸術振興の基本指針及び施策》

- 将来像 「人と自然がひびきあう 県北の都 玉名」
- 教育文化の基本目標 「人をはぐくむまちづくり」
- 文化の振興に関する基本方針及び施策(基本構想及び後期基本計画より)

文化・芸術の振興

＜基本構想＞

貴重な文化遺産の保護と継承に努めるとともに、観光振興の観点も取り入れた多面的な事業の推進を図ります。

また、市民が文化に触れたり、身近に文化活動に参加する機会を増やし、郷土の歴史や文化・芸能、芸術に対する理解と愛着心をはぐくむとともに、後継者の育成を図ります。

＜基本指針(後期基本計画)＞

貴重な文化遺産の保護と継承、観光振興の観点も取り入れた多面的な事業の推進を図るとともに、市民が文化に触れたり、身近に文化活動に参加する機会を増やすための施設整備を積極的に図り、郷土の歴史や文化、芸能、芸術などに対する理解と愛着心をはぐくみます。

＜施策＞

施策1 歴史・文化施設の充実【重点施策】

- 本市の過去の歴史を見つめ、河のまち玉名を再発見することにより、未来への発展とつなげていくことを大切な使命と考える歴史博物館こころピアは、市民の文化的創造と享受に資するため、企画展などの充実に努めます。また、子ども達が郷土の歴史や文化に触れるよりよい機会や体験学習の場となるよう、その活用を積極的に推進します。
- 市内に数多く残っている国指定史跡をはじめとする文化財を市内外に広く知ってもらい、これを守り後世に伝えていくため『保存整備活用計画』を作成します。また、こうした貴重な文化財は、郷土の歴史を学ぶうえでの身近な教材としてや、観光振興のための地域の名所として有効活用を図ります。
- 本市唯一の文化施設である市民会館(ホール)は築40年以上を経過していることから、近年、その老朽化が顕著であり、市民や興行者などが求める施設としての魅力や安全性が低下しています。そこで、市民の集会などや芸術文化活動の拠点施設としてふさわしいホールを整備するとともに、市内の文化活動の活性化に努めます。
- 文化交流活動を促進するため、文化協会や各種団体の育成強化に努めます。

施策2 文化交流活動の推進

- 市民一人ひとりの自主性と創造性を尊重し、市民の文化意識の向上を図り、地域の身近な文化に接する機会を提供し、郷土の歴史や文化、芸能、芸術に対する理解と愛着心を育成します。
- 地域文化の振興を図るとともに、市民の相互交流を深め、文化意識を高め、活動内容の一層の向上に資するため、芸術文化団体や市民とともに協働して市民文化祭の充実に努めます。

施策3 歴史・文化を生かした地域づくりの推進

- 歴史、文化活動グループと連携を図り、郷土の歴史と文化について幅広い見識を持ち、文化財の保護と活用の核となる人材を育成します。
- 本市の各地域に古くからあった芸術と技能である民俗芸能は、保存団体とともに積極的な後継者育成を図ります。
- 感性を豊かにする知的で創造的な地域の芸術文化活動は、その発掘を推進し、新たな担い手の育成に努め、補助制度などを活用した支援を実施します。

「音楽の都 玉名」づくり

<基本指針>

質の高い音楽を市民に提供する玉名市民音楽祭や、全国でも唯一、本市だけがグレン・ミラーの名称を使って開催できるグレン・ミラー音楽祭を核として、いつでもどこでも音楽が流れる、音楽にあふれた、「音楽の都 玉名」づくりを展開します。

<施策>

施策1 「音楽の都 玉名」づくりの推進【重点施策】

- 音楽活動の盛んなまちとして、「音楽の都 玉名」にふさわしいイベントを積極的に支援し、音楽を通して地域や年代を超えた多様な交流を盛んにするとともに、感性豊かな人間形成とまちづくり、芸術文化レベルの向上を目指します。
- 姉妹都市であるアメリカ合衆国アイオワ州クラリンダ市にゆかりの深いグレン・ミラー音楽祭を主催する団体の活動を引き続き支援します。

② 国の動向

国では、文化芸術振興基本法に基づく第3次基本方針が平成23年2月に閣議決定され、教育、まちづくり、観光・産業など周辺領域への文化芸術の波及や国・地方・民間等の各主体の役割を明確化し、相互の連携強化を図ることが基本的視点として示されました。

【文化芸術振興の基本的視点（第3次基本方針より）】

(1) 成熟社会における成長の源泉

- ・ 文化芸術への公的支援を、社会的必要性に基づく戦略的な投資としてとらえ直す
- ・ 成熟社会における成長分野として潜在力を喚起するとともに、社会的関係資本の増大を図る観点から公共政策としての位置づけを明確化する
- ・ 文化芸術の特質を踏まえ、長期的かつ継続的な視点に立って施策を展開する

(2) 文化芸術振興の波及力

- ・ 教育、福祉、まちづくり、観光・産業など幅広い領域への波及効果を視野に入れた文化芸術振興施策を展開する
- ・ 雇用拡大・地域活性化を図り、わが国の文化的存在感を高める観点から、強みを生かした施策を戦略的に展開する

(3) 社会を挙げての文化芸術振興

- ・個人、企業、NPO・NGO などの民間団体などの各主体がそれぞれの役割を明確化しつつ、相互の連携化を図り、社会を挙げて文化芸術振興を図る

③ 県の動向

熊本県では、文化振興に取り組む県の姿勢を示した「熊本県文化振興基本条例」を昭和63年12月に制定しました。この条例に基づき、県の文化振興行政の指針となる施策運営の理念及び必要な施策の体系やその基本方向を「熊本県文化振興基本方針」として設定しています。

【熊本県文化振興基本方針の5つの基本理念】

(1) 地域化の推進…地域ならではの文化を

地域文化を振興していくためには、一人ひとりが地域固有の自然風土や歴史・文化の伝統を確かめることが大切です。さらに自らの手で高め、地域の生活のなかに生かし、地域ならではの個性ある文化を創造していきます。

(2) 国際化の推進…世界に開かれた文化を

高度情報化社会や国際化社会のなかでは、地方も積極的に世界と交流し世界の活動に参加していくことが求められます。このような新しい時代を迎えて、地域の文化も国際的な視野でとらえ、世界に通用し影響を与えていく文化をめざします。

(3) 自然との調和…自然と触れ合う文化を

文化は、人と自然とのかかわり合いのなかではぐくまれます。自然を守り大切に維持していくことは、文化の継承にとって不可欠であり、同時に新しい文化創造の源です。今私たちは、人と自然とのかかわりを見つめ、人と自然とが調和した確かな文化をつくりだしていきます。

(4) 交流と連帯…手を結ぶ文化を

人は、風土や伝統のうえに立って、人と人の触れ合いを通して生きる喜びや生きがいを見いだしてきました。私たちは、自由に交流し、自己表現できる機会を広げ、人と人との新たな連帯を実現していきます。

(5) 次代への継承…後世に残り得る文化を

今享受している文化は、先人たちの優れた英知とたゆみない努力のあかしであり、時間の経過に耐えて永く継続し、地域社会の共有の財産として蓄積されてきたものです。私たちは、先人から受けついできた文化の遺産と伝統を守っていくとともに、さらに後世に残り得る文化を自ら創造し、次代に引き継いでいきます。

④ 歴史文化基本構想としての位置づけ

文化庁によって示された「歴史文化基本構想」とは、「地域に存在する文化財を、指定・未指定に関わらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想であり、地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想となるものである」とされています。

本計画は、玉名市の文化振興とともに、文化財保護と活用の基本方針となるものであることから、玉名市における「歴史文化基本構想」として位置づけるものとします。

2. 計画の構成

(1) 計画の構成

本計画は以下の項目により構成されています。

① 基本理念・基本方針

総合計画や教育振興計画における施策方針に基づき、市の文化振興のめざす方向を基本理念・基本方針として示しています。

② 施策の展開(文化財保存整備活用計画・文化振興計画)

本計画では、基本理念を実現していくための施策の展開について、文化財の保存・整備・活用の指針となる「**文化財保存整備活用計画**」、市民の文化活動等の指針となる「**文化振興計画**」との2つの計画から構成し、施策のめざすビジョンと具体的施策を体系化し示しています。

③ 計画の推進

計画に示す施策を実現していくための推進体制等について示しています。

第2章 計画策定の背景

1. 玉名市の現状

(1) 人口・産業

玉名市の人口と世帯数について平成2年からの推移をみると、人口は微減、世帯数は微増しています。人口の減少率は徐々に大きくなっており、今後も加速していくことが予測されます。

3階級年齢別人口では、平成22年では生産年齢人口が6割近くを占めているものの、少子高齢化は確実に進んでいます。

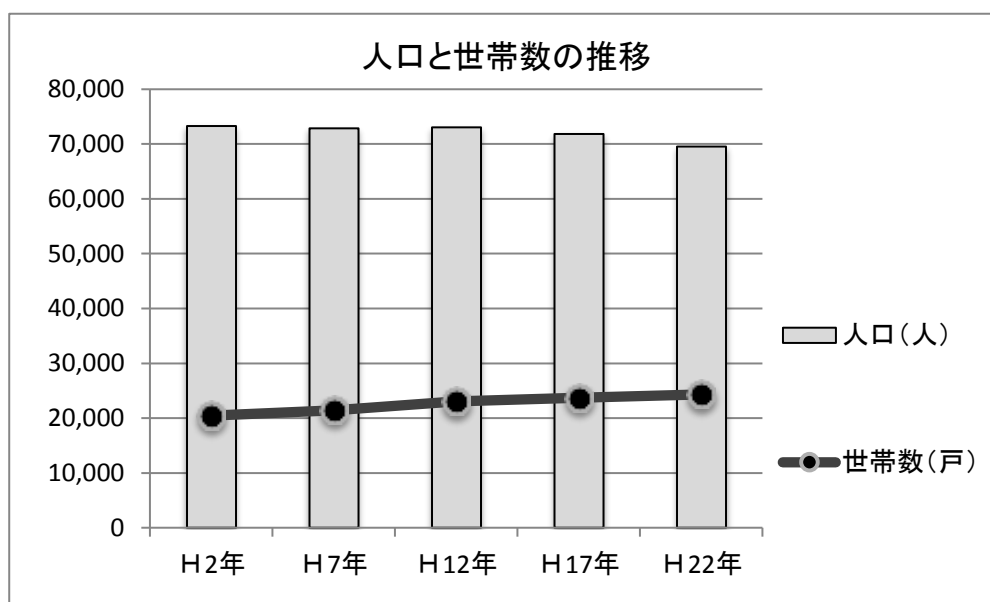
また、産業別就業人口は、平成2年と平成22年を比較すると、この20年間の間の減少率は36.7%であり、特に農林漁業の従事者が減少しています。第3次産業の従事者は増加していますが、その増加率は16.4%にとどまっています。

少子高齢化が進むなか、玉名市において文化活動の担い手となる人材を確保し育成していくことが求められます。

■人口と世帯数の推移

	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年
人口(人)	73,319	72,900	73,051	71,851	69,541
世帯数(戸)	20,489	21,459	23,089	23,721	24,344

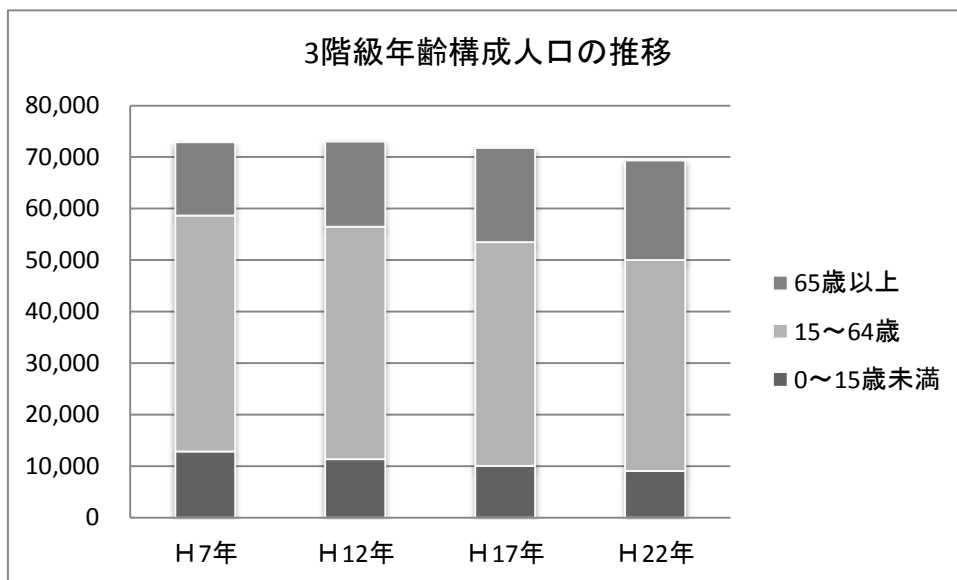
出典：国勢調査



■3階級年齢構成人口の推移

区分	H7年	H12年	H17年	H22年
0～15歳未満	12,898	11,356	10,071	9,107
	17.7%	15.5%	14.0%	13.1%
15～64歳	45,764	45,153	43,419	40,962
	62.8%	61.8%	60.5%	59.0%
65歳以上	14,238	16,532	18,319	19,322
	19.5%	22.6%	25.5%	27.8%

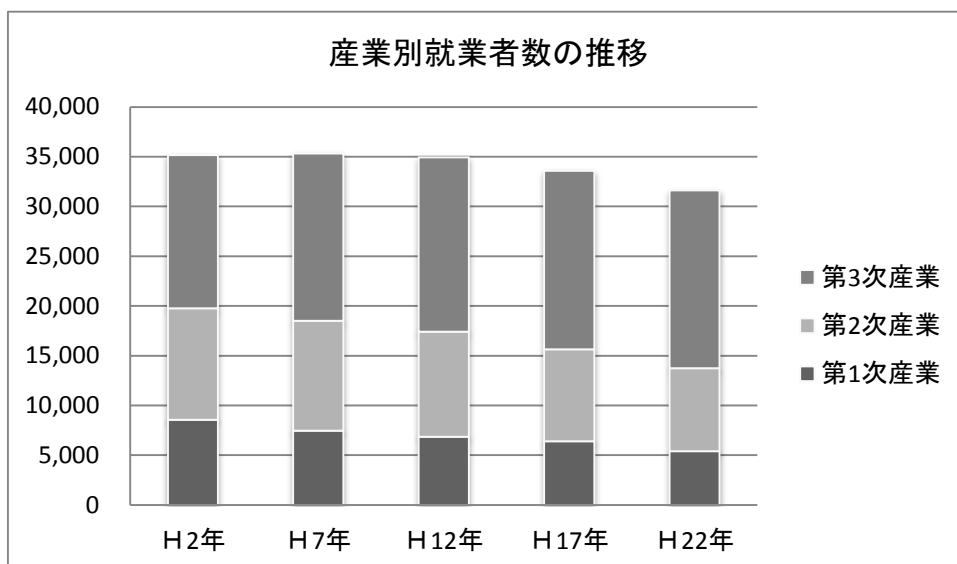
出典：国勢調査



■産業別就業人口の推移

	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年
第1次産業	8,575	7,482	6,847	6,419	5,426
	24.4%	21.2%	19.6%	19.1%	17.2%
第2次産業	11,199	11,017	10,559	9,242	8,310
	31.9%	31.2%	30.3%	27.5%	26.3%
第3次産業	15,360	16,810	17,498	17,919	17,883
	43.7%	47.6%	50.1%	53.4%	56.6%

出典：国勢調査



(2) 関連する計画

① 玉名市都市計画マスタープラン(平成 26 年 3 月)

『都市計画マスタープラン』では、「人と自然がひびきあう 県北の都 玉名」を基本理念とし、4つの都市づくりの基本方針を立てて長期的な方向性を示しています。

基本方針の一つである「人と人、人と自然がふれあう交流の都づくり」において、「観光・歴史的資源を活用した地域再生・活性化に向けた新たな交流の創出・促進」「誇るべき歴史資源の継承・活用」「豊かな自然環境の保全・活用に向けたまちづくり活動の展開」を掲げています。

また、地域別構想についても、関連するものとして下記のような課題と方針が示されており、文化財の保存や保全、活用が都市計画において重要な役割として位置づけられています。

地域	主な課題	方針
北部地域	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域内に点在する数多くの歴史的資源の継承と新たなにぎわい創出に向けた地域資源としての活用、地域住民・行政一体による地域コミュニティの維持。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 市内外の交流の場・機会づくりの推進。 □ コミュニティ活動拠点の形成に向けた既存施設の活用。
中部地域	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本市の中心部として、多くの来訪者・来街者を受け止める受け皿づくりや、本市全体での交流促進を図るためのソフト・ハード対応。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 高瀬商店街の歴史性を活かしたまちづくりなどへの支援。 □ 文化施設の機能維持などの検討。
西部地域	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域に根付いた伝統文化の継承、地域住民・行政一体による地域コミュニティの維持。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 地域主体の伝統行事や自主活動開催に対する支援。
東部地域	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域内に点在する数々の歴史的資源など、地域の財産としての後世への継承や地域資源としてのさらなる活用。 ■ 地域に根付いた伝統文化の継承、地域住民・行政一体による地域コミュニティの維持。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 地域資源活用による交流促進活動に対する支援実施。
南部地域	<ul style="list-style-type: none"> ■ 干拓による田園地帯や有明海、菊池川などの豊かな自然環境、農水産物、地域内に点在する数々の歴史的資源など、地域の財産としての後世への継承や、地域資源としてのさらなる活用。 ■ 地域に根付いた伝統文化の継承、地域住民・行政一体による地域コミュニティの維持。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 豊かな自然環境保護や景観形成に関する勉強会開催。 □ 地域住民・民間企業の参画による景観づくりの推進。 □ 地域資源マップの作成・誘導サインの設置・集客イベントの支援。 □ 地域主体の伝統行事や自主活動開催に対する支援。

南東部地域	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本市の観光拠点として位置づけられる小天温泉をはじめ、地域内に点在する数々の歴史的資源、観光資源などのさらなる活用。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 地域資源マップの作成・誘導サインの設置・集客イベントの支援。
-------	---	--

② 玉名市公共施設適正配置計画(平成 24 年 3 月)

平成 17 年 10 月の合併後、用途が重複する施設を保有することになった玉名市では、中長期的な視点による計画的、戦略的な公共施設のマネジメントに取り組むため、『玉名市公共施設マネジメント白書』を策定しました。これを受けて、公共施設の効率的な管理運営を推進するための『玉名市公共施設適正配置計画』を策定しています。

ここでは、文化施設についてもそれぞれの方向性が出されています。施設の管理運営の面から見た方向性は下記のとおりです。

市民会館	利用機能の見直し 複合化・集約化	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民会館ホール棟は、停止した整備計画の再検討を開始して、早急に建設位置を決定し、玉名市民会館整備基本計画書の方針を尊重するとともに、利用者ニーズに適合した機能（スペース・設備等）を充実した施設とすることで、市民サービス（利用率）を向上させる。また、その決定にあたっては、既存の公共施設との集約化・複合化についても検討する。
	広域連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺市にある文化施設（文化ホール）等の状況もおさえ、機能連携や相互利用、あるいは共同運用の可能性についても検討する。
	運営の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定管理者制度導入による効果を明確化し、市民ニーズに即した事業展開等の工夫など、より効果的な管理運営を行う。
図書館	複合化・集約化	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設の中でも市民が多く訪れる施設であるため、周辺の公共施設（例えば、公民館や支所等）との集約化・多機能化を図り、単に本の貸し借りだけでなく、地域の情報交換・コミュニティ活動等を行う地域の情報拠点として再整備する。
	整備レベルの見直し	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在不足している閲覧スペース・学習スペースの充実やインターネットの利用が可能なパソコン設備等新たな機能導入を検討する。
	運営の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ● 運営の業務委託について、費用対効果を含めて検証し、外部委託等運営面のさらなる効率化を図る。
博物館	運営の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ● 外部への業務委託等を検討し管理費の見直しを行い、より効率的な管理運営を行う。

2. 玉名市の文化特性

(1) 自然とともに培われた多彩な歴史文化／時代を投影する豊富な文化財

玉名市は熊本県北西部に位置し、南北の距離は約 17 km、東西約 14.5 kmで、152.55k m²、熊本市、荒尾市、玉名郡和水町、南関町、長洲町に隣接しています。熊本都市圏と福岡都市圏の中間に位置し、JR九州新幹線の新玉名駅が位置し、並行してJR鹿児島本線、九州自動車道が縦貫しており、交通の便にも恵まれた地域です。

市の中央を貫くようにして流れる菊池川下流域にあたり、各時代を通じて多くの遺跡が存在し、小岱山から続く低台地上や金峰山系に連なる丘陵上にも、連続と続く古くからの人々の生活の痕跡をみることができます。また、有明海を利用した交通や干拓の遺跡が広がっています。

旧石器時代から近代にわたり、多様な歴史文化を今に残すこれらの文化財は玉名市の貴重な資源であり、次代に引き継いでいくためその保存・公開・活用が重要です。

【時代の変遷からみた玉名市の歴史文化】

① 旧石器時代～弥生時代

旧石器時代の石器が所々で見つかっており、この地域に人々が暮らし始めたことがわかります。縄文時代には、当時の海岸線や河川沿いに前期から後期の貝塚が分布しています。吉丸前遺跡では住居の跡が確認されており、上小田宮の前遺跡では食糧である多量の堅果類や、弓の一部などの道具が出土しています。また、柳町遺跡など低湿地の遺跡では晩期の土器が出土しており、初期の水田跡が見つかる可能性もあります。

弥生時代には、米造りの技術や金属器が伝わり、生活のあり方が大きく変わります。弥生時代前期を中心とする斉藤山貝塚では、中国で作られた鑄造鉄斧が出土しており、北部九州を経由した交流の様相が窺われます。

中後期以降には、大規模な集落が営まれるようになります。丘陵上の高岡原遺跡や、塚原遺跡、大原遺跡などがあり、菊池川沿いの低地で前田遺跡や柳町遺跡などが調査されています。東南大門遺跡では方形周溝墓のほか北部九州にみられる甕棺墓が広がり、付近の大原遺跡では箱式石棺墓群が見つっています。年の神支石墓では、南海産のゴホウラ製貝輪が出土しており、大原遺跡などの拠点的な集落遺跡では、青銅製の鏡などの貴重な遺物も出土しています。これも、北部九州などとの交流を物語るものです。

② 古墳時代～古代

古墳時代には、4世紀代の山下古墳や天水大塚古墳などから、6世紀半ばの大坊古墳にいたるまで、玉名平野の周辺に、有力な前方後円墳が築かれています。

また、菊池川下流域産と考えられる舟形石棺が、瀬戸内海沿岸から近畿地方の古墳に使われており、伝左山古墳では複数の甲冑が副葬されているなど、菊池川と有明海を基盤とした古墳時代の玉名地域が、ヤマトの王権にとっても重要な地であったことを示しています。

6 世期には、鮮やかな色彩を持つ装飾古墳が菊池川下流域に広がります。玉名平野北端の部分に集中しており、大坊古墳、馬出古墳、永安寺東古墳・西古墳があります。また、阿蘇溶結凝灰岩の崖面が露出する繁根木川沿いには、石貫ナギノ横穴群や石貫穴観音横穴などが営まれます。入口の飾縁に彩色の装飾文様を持つものも多く、精巧な墓室の造形もその特徴です。

律令制による国の形が成立した時代には、菊池川兩岸の玉名平野を中心として条里の跡が広がっています。立願寺周辺には立願寺廃寺のほか、玉名郡倉、玉名郡家の推定地があり、玉名郡の中心地として郡衙を構成していたとみられます。郡司層として、和水町出土の銅板墓誌に名前が見える日置氏がいたと考えられています。

古代末から中世にかけての小岱山麓一帯では、三ツ川の六反製鉄跡にみられるように製鉄がおこなわれています。玉名平野の稲作に加え、経済的な基盤としていたことが考えられ、菊池川の河口は海上交通の拠点となっていました。



永安寺東古墳石室の装飾

③ 中世

律令制の崩壊が進み、玉名荘に勢力を伸ばし始めた菊池氏は、高瀬の港を軍事、貿易の根拠地としていったようです。一族である高瀬氏が保田木城を築いたと伝えられ、高瀬の町の形成が進んでいきます。菊池川では、中国の元代から明代の青磁、青花の陶片が大量に採集されており、その貿易港についてのあり方をみることができます。

また、海外交易を背景に、中国商人や高僧の往来などもあり、高瀬では、寿福寺を始め高瀬五山とよばれる有力寺院が、また、伊倉でも伊倉五山とよばれる寺院が建立されています。そのほか、鎌倉から室町時代には、月輪大師俊苜で知られる正法寺、築地の浄光寺、石貫の広福寺など様々な宗派の寺院が建立されており、仏教文化が花開きます。

戦国時代に入り菊池氏が没落すると、高瀬は大友氏の支配下にはいります。キリシタン大名である大友氏の支配下にあった時代は、ルイス・フロイスなど多くの宣教師が立ち寄りました。宣教師は布教活動と共に貿易にも深く関与していたので、港としての高瀬、伊倉は彼らにとっては重要な地域であったと考えられます。その後江戸時代の初めにかけては、吉利支丹墓碑や、中国商人達の肥後四位官郭公墓、林均吾墓などが残されています。

大友氏衰退後は、島津、龍造寺氏らの進入を受け、一時は菊池川を境として北を龍造寺氏、南を島津氏が支配することもありました。



肥後四位官郭公墓

④ 近世

豊臣秀吉の九州平定から天下統一後は、加藤清正が入国しました。清正は、菊池川の掘り換えなど、多くの事業を行ったとされていますが、加藤氏は二代で改易となり、代わって細川氏が入国します。

高瀬には、熊本藩の御茶屋と御蔵が置られました。菊池川流域の年貢米の集積基地となった高瀬御蔵は、嘉永年間には藩内最高の 25 万俵を扱った記録があり、大坂廻米の半分以上にあたります。大坂へ廻送された高瀬米は、堂島の米相場をも左右したと言われていました。後には晒にも御米山床が設置され、港の機能は下流に移っていきます。

高瀬は商業の町としても繁盛します。熊本藩五か町の一つとして別格であり、玉名郡代からは分離して町奉行の管理下におかれ、熊本や八代の城下と同様に商業などの特権を与えられていました。そして大坂や瀬戸内方面と盛んに商取引を行っていました。江戸時代の中頃以降は、廻船問屋町の大浜も商業活動が活発となり繁栄します。

また、文化年間以降は干拓が盛んに行われます。横島で細川藩家老の有吉家が中心となって大規模に干拓事業を行ったほか、有明海沿岸で多くの耕地が拓かれました。



高瀬眼鏡橋

⑤ 近代

明治維新により江戸定府であった肥後新田藩は、本藩の熊本藩領である高瀬に入りました。岩崎に藩邸や家臣団の住宅が建設されますが、明治 3 年には本藩に統合され高瀬藩は終焉を迎えました。

明治 10 年の西南戦争では高瀬が戦場になり、町の半分は火災により焼失し、高瀬御蔵、御茶屋など主要な施設が失われ、高瀬の港としての機能は大幅に失われることになりました。明治 24 年には九州鉄道が開通し、流通手段は水運から鉄道へと移行します。

干拓事業は、許可を得れば個人による干拓が認められるようになり、明治 20 年から 30 年代には地元の有力者である複数の大地主共同による、比較的大規模な干拓事業が進みました。大浜町の末広開、横島町の明丑・明豊・大豊開が相次いで開かれ、岱明町では長保・共和・大相開が開かれました。その後、太平洋戦争後に着工された国営横島干拓に続きます。

新しい産業として、米作と並んで盛んになったのが蚕糸業です。大正時代入ると座繰製糸から機械製糸に転換し、水田地帯の米穀生産とともに基幹産業として発展しました。

また、明治 34 年には大浜町で早野義章により海苔の養殖が導入され、今日も盛んな有明海の家業



横島から大浜の干拓地

殖へとつながります。

昭和に入ると戦争の時代を迎えます。第二次世界大戦中には、大浜町に軍の飛行場が造られ、今もその遺構が残されています。米軍の空襲にともない市民にも被害が及びました。

⑥ 現代

戦後の復興期を経て、昭和 29 年の「昭和の大合併」で、高瀬・伊倉・大浜など 12 カ町村が合併し玉名市となり（昭和 31 年には南関町の一部も編入）、同年、小天村と玉水村が新設合併し天水村が、翌 30 年には大野村・睦合村・高道村・鍋村が新設合併し、岱明村が発足します。

自動車交通の発達とともに、国道 208 号線、501 号線が整備され、交通の要衝としても栄えてきました。交通の利便性や豊富な人材を背景に、伝統を持つ海苔加工を始め、近年は自動車関連などの工業生産も盛んです。また、玉名温泉、小天温泉など良質な温泉にも恵まれ、多くの史跡などとともに観光資源となっています。農業生産では、広大な干拓地での従来からの米作に加え、イチゴやトマトなどの生産が、また金峰山塊西麓の丘陵地帯では、柑橘類の生産が盛んです。

平成 17 年 10 月には、玉名市と岱明、横島、天水 3 町の合併で新玉名市が誕生しました。平成 23 年には九州新幹線の開通により新玉名駅が開業し、菊池川の恵みとともに栄えた玉名市は、熊本県北の拠点都市として現在に至ります。

(2) 「音楽の都 玉名」づくり／市民の文化交流活動の広がり

多様な文化団体による市民の文化芸術活動や毎年開催される市民文化祭は、市民の文化を通じた交流機会となっています。特に、文化振興の重点施策である「音楽の都 玉名」を掲げ、一流の音楽家を招へいする音楽祭から市民参加型での音楽イベントまで多彩な行事が展開されています。

また、神楽等の民俗芸能も各地区で保存団体等により保存・継承が行われており、子どもの郷土の文化にふれる機会となっています。

今後も文化団体の育成を含めた市民の文化活動の拡大により、豊かで創造的な市民文化が育つ地域の文化力を高めていくことが望まれます。

① 「音楽の都 玉名」づくり

玉名市民合唱団をはじめ市民による合唱団や市内の小・中・高校・大学において音楽活動が盛んに行われ、その業績は全国大会での受賞や海外より招待を受けるなど高い評価を得ています。平成 19 年度より毎年開催される「市民音楽祭」は音楽の都づくりを発信するメインイベントとして開催されています。

この他にも、音楽の都づくりをめざし、音楽を通して地域や年代を越えた多様な交流機会が行われています。毎年開催される「玉名納涼花火大会」は県北最大の花火大会であり、ミ

ミュージック花火として、音楽と融合した演出で知られています。

【市内で開催される主な音楽イベント（平成26年度）】

開催時期	開催イベント名	開催場所
6月	花しょうぶコンサート	裏川水際緑地
	ねむの木コンサート	博物館ころもピア
8月	玉名納涼花火大会	菊池川河川敷
9月	ロック・温・玉名 学生バンドフェスティバル	立願寺公園
10月	第14回ハートフルコンサート IN ARIAKE	玉名市民会館ホール
	玉名市民文化祭 コーラスフェスティバル	玉名市文化センター
	玉名市民文化祭 第36回玉名演奏者協会リサイタル	玉名市民会館ホール
	玉名市民文化祭 ダンスフェスティバル	玉名市民会館ホール
	星空コンサート	博物館ころもピア
	ボウハンティア音楽祭	桃田総合体育館
11月	玉名市民文化祭 玉名市民合唱団演奏会	玉名市民会館ホール
	ロック・温・玉名 オヤジバンドフェスティバル	立願寺公園
12月	ウインターコンサート	博物館ころもピア
	玉名市少年少女合唱団定期演奏会	玉名市文化センター
	TAMANAふゆいろコンサート	玉名市民会館ホール
1月	お正月コンサート	博物館ころもピア
	市役所ロビーコンサート	市役所ロビー
	玉名市民音楽祭	玉名市民会館ホール
2月	春の音コンサート	博物館ころもピア
	春まつり邦楽コンサート	草枕温泉てんすい
3月	スクールバンドコンサート	横島町公民館

② 文化団体

市の文化団体の中核組織である玉名市文化協会には平成25年現在、64団体が加盟し、文芸、美術、園芸、民俗芸能、音楽等幅広いジャンルの団体が活動を行っています。

また、玉名市文化協会加盟団体を中心とした市民の文化活動の発表機会として、毎年、「玉名市民文化祭」が開催されています。

現在、各種文化団体等において、会員数の減少や高齢化が進んでおり、若年者を中心とした新規会員の確保等、組織の活性化に向けた取り組みが求められています。

【文化協会加盟団体数（部門別）】

部門	団体数	会員数
文 芸	13	129
美 術	7	192
園 芸	4	56
郷土芸能	3	152
日 舞	6	42
コーラス	5	122
音 楽	3	31
新日舞	11	211
ダンス	12	234
合 計	64	1,169

③ 祭礼及び民俗芸能

梅林天満宮流鏝馬、築山花棒踊り、肥後神楽など、伝統ある祭礼や郷土芸能が各地域で継承されており、保存団体を通じた伝統文化親子教室などにより子どもの後継者育成にも取り組み、郷土の文化を体験し、学ぶ貴重な機会となっています。

また、神楽は各地域固有の伝統を残しており、祭りや行事などを通じてその演目が披露されています。現在、18 団体がその保存・継承を行っていますが、後継者不足により減少傾向にあります。

【主な祭礼・民俗芸能（行事）】

- 梅林天満宮流鏝馬 ●築山花棒踊り ●大浜外嶋住吉神社年紀祭
- 肥後神楽 ●小天天子宮火の神祭り ●大野下雨乞い奴踊り ●横島潟担い節
- 滑石諏訪神社シシ食い祭り ●伊倉南北八幡宮大祭 ●疋野神社大祭
- 四十九池神社大祭 ●繁根木八幡宮大祭

④ 文化施設

文化振興の活動拠点として、「玉名市民会館」「玉名市文化センター」「玉名市立歴史博物館」を有しており、市民の文化活動・発表の場、歴史文化資源の公開の場として活用されています。この他、各地区の公民館を拠点として文化に関連した学習機会や地域に根ざした文化財の保存・継承活動が行われています。



横島潟担い節の伝承

3. 文化振興に関する市民意識

(1) 文化振興に関する市民意識調査

(実施概要)

- 調査目的：市民の文化振興に対する意識、ニーズ等の把握
- 調査対象：市内在住の20歳以上の男女から2,000名を無作為抽出
- 回収数：522件(回収率 26.1%)

【回答結果】

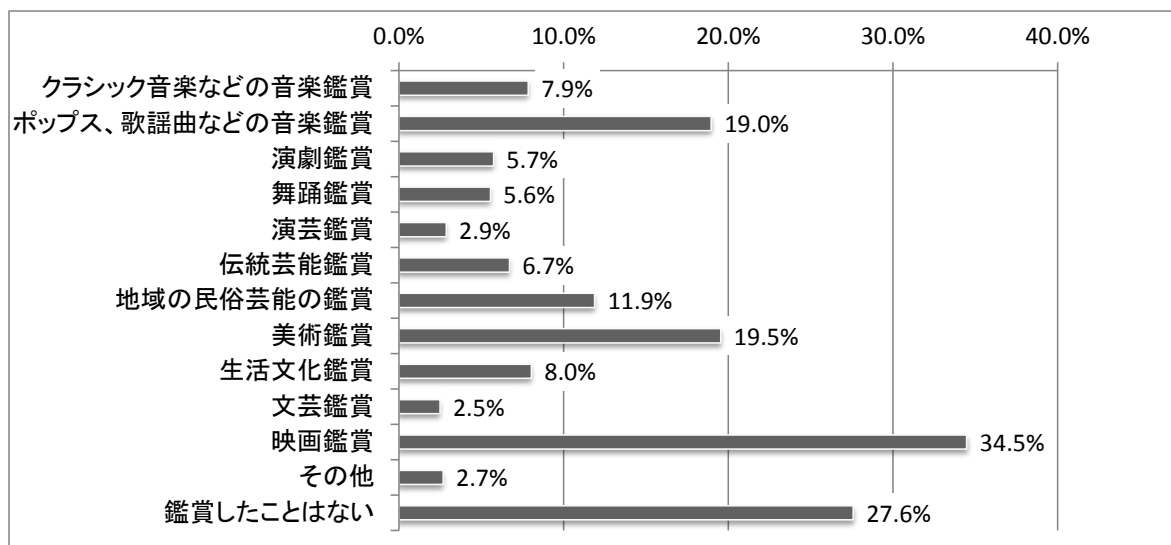
玉名市民の文化芸術活動について

① 文化芸術の鑑賞

○鑑賞機会の多い文化芸術は「映画鑑賞」。この1年間に文化芸術を鑑賞したことがない人も27.6%。

自宅外での文化芸術の鑑賞については、「映画鑑賞」「美術鑑賞」「音楽鑑賞」の順で高くなっています。年代・性別でみると「映画鑑賞」は20・40歳代、女性が高く、「美術鑑賞」は70歳以上、「地域の民俗芸能鑑賞」は男性で高くなっています。

【あなたがこの1年間に自宅以外で鑑賞した文化芸術】

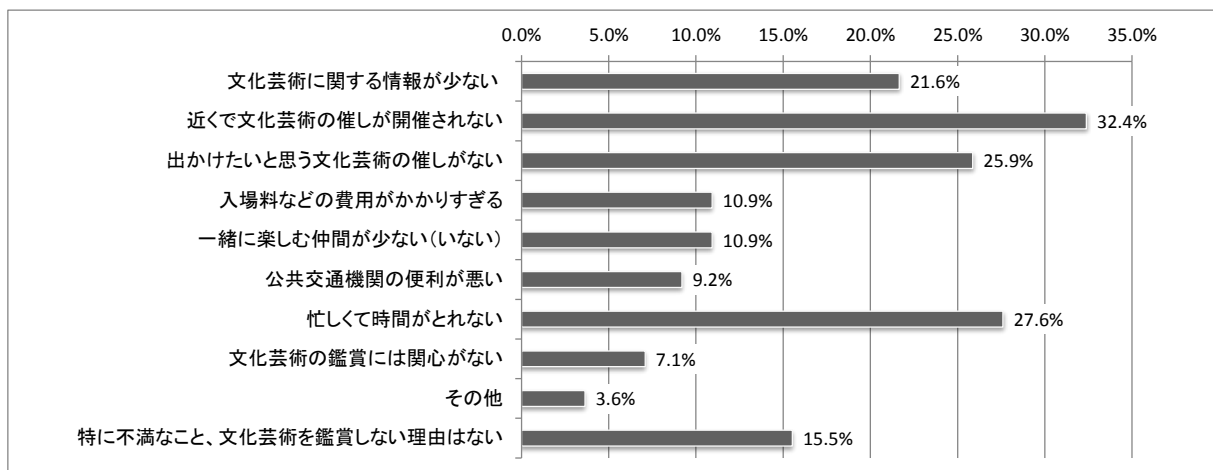


アウトリーチ事業

○近くで、鑑賞したいと思う文化芸術の催しが無いと感じる人が多い。

文化芸術鑑賞に関する不満点としては、「近くで文化芸術の催しが開催されない」「忙しくて時間がとれない」「出かけたと思う文化芸術の催しが無い」「文化芸術に関する情報が少ない」の4つが高くなっています。年代・性別でみると「出かけたと思う文化芸術の催しが無い」「近くで文化芸術の催しが開催されない」の回答は20・40・50歳代、女性層で高くなっており、若い年代や女性に対する関心の高い文化芸術の催しが足りないことが課題としてみえてきます。

【文化芸術を鑑賞する上で不満なこと、文化芸術を鑑賞しない理由】

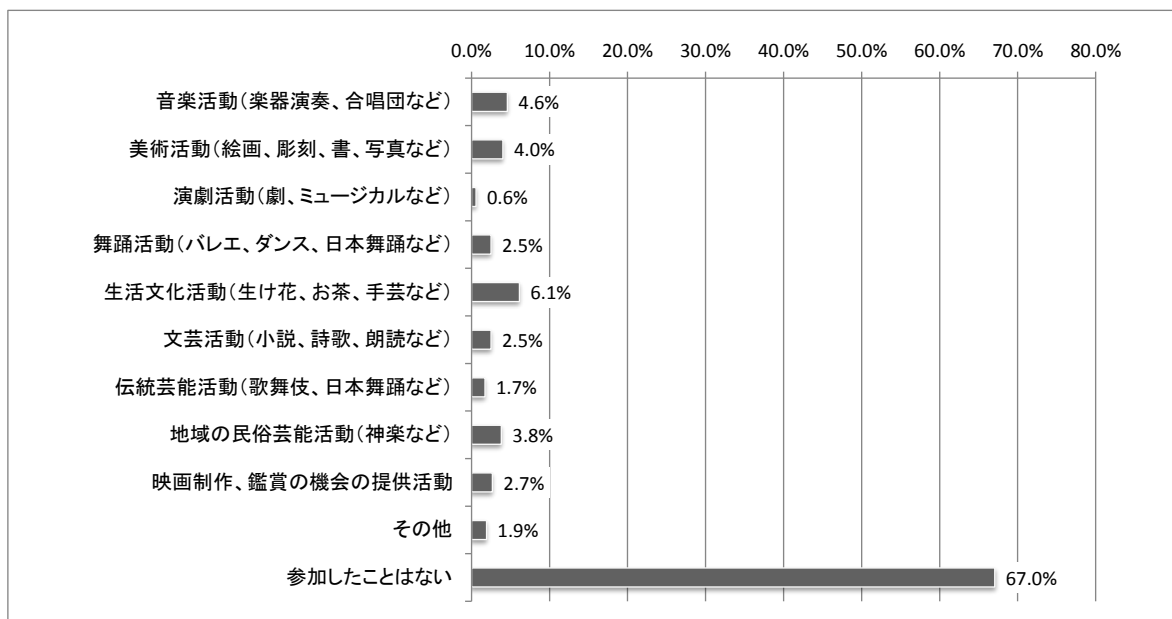


② 文化芸術活動の参加

○67.0%の人がこの1年間に文化芸術活動に参加したことが無い。

この1年間に文化芸術活動に参加したことは無い回答者が67.0%と半数を超えています。特に年代でみると30歳・50歳代、性別でみると男性ほど参加したことが無い傾向が高くなっています。参加したことがある活動の中では「生活文化活動」が最も高くなっています。

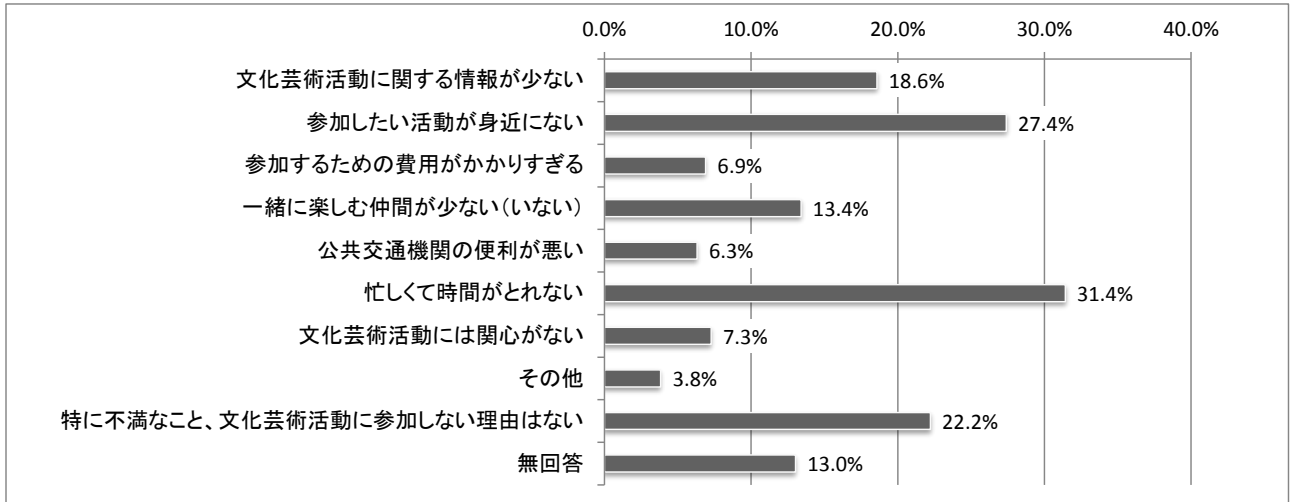
【あなたがこの1年間に参加した文化芸術活動】



○参加したい活動が身近にないと感じる人が 27.4%と多い。

文化芸術活動に参加する上で不満なこと、参加しない理由は「忙しくて時間がとれない」ことが最も高く、次いで「参加したい活動が身近にない」の回答は20・50歳代、女性で高くなっています。

【文化芸術活動に参加する上で不満なこと、参加しない理由】

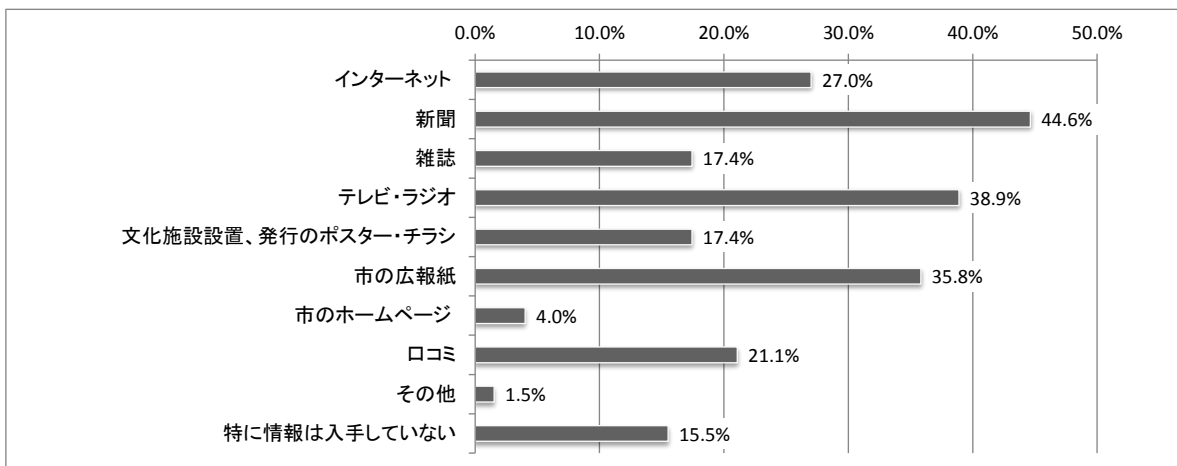


③ 文化芸術情報の入手方法

○年代によって文化芸術に関する情報入手手段が分かれる傾向にある。

文化芸術に関する情報の入手方法は、「新聞」「テレビ・ラジオ」「市の広報紙」の3項目が高くなっていますが、年代によって情報入手手段の傾向が分かれており、「インターネット」については、20～40歳代の若い年代層で高く、「市の広報紙」は60歳代の高齢者層で高い傾向となっています。

【文化芸術に関する情報の入手方法】

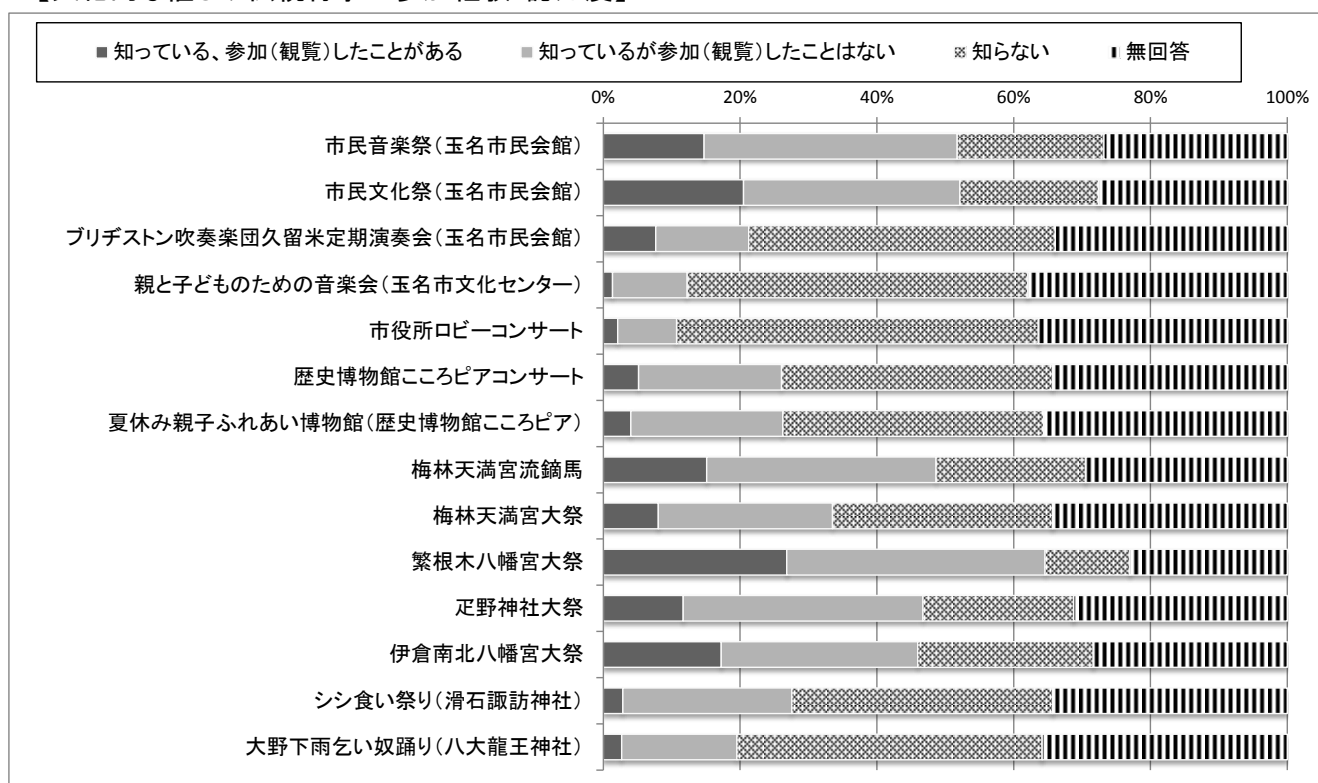


玉名市の文化的催しなどの認知度・今後の参加意向について

○参加経験、認知度の高いのは「繁根木八幡宮大祭」「市民文化祭」。

参加経験度が高い文化的な催しや伝統行事は「繁根木八幡宮大祭」「市民文化祭(玉名市民会館)」の2項目が高く、認知度(参加度経験度含む)でみると「繁根木八幡宮大祭(64.6%)」「市民文化祭(市民会館)(52.1%)」「市民音楽祭(市民会館)(51.7%)」の3項目が高くなっています。参加経験度が高い「繁根木八幡宮大祭」をはじめとする伝統行事については、60歳代以上で高くなっています。

【文化的な催しや伝統行事の参加経験・認知度】

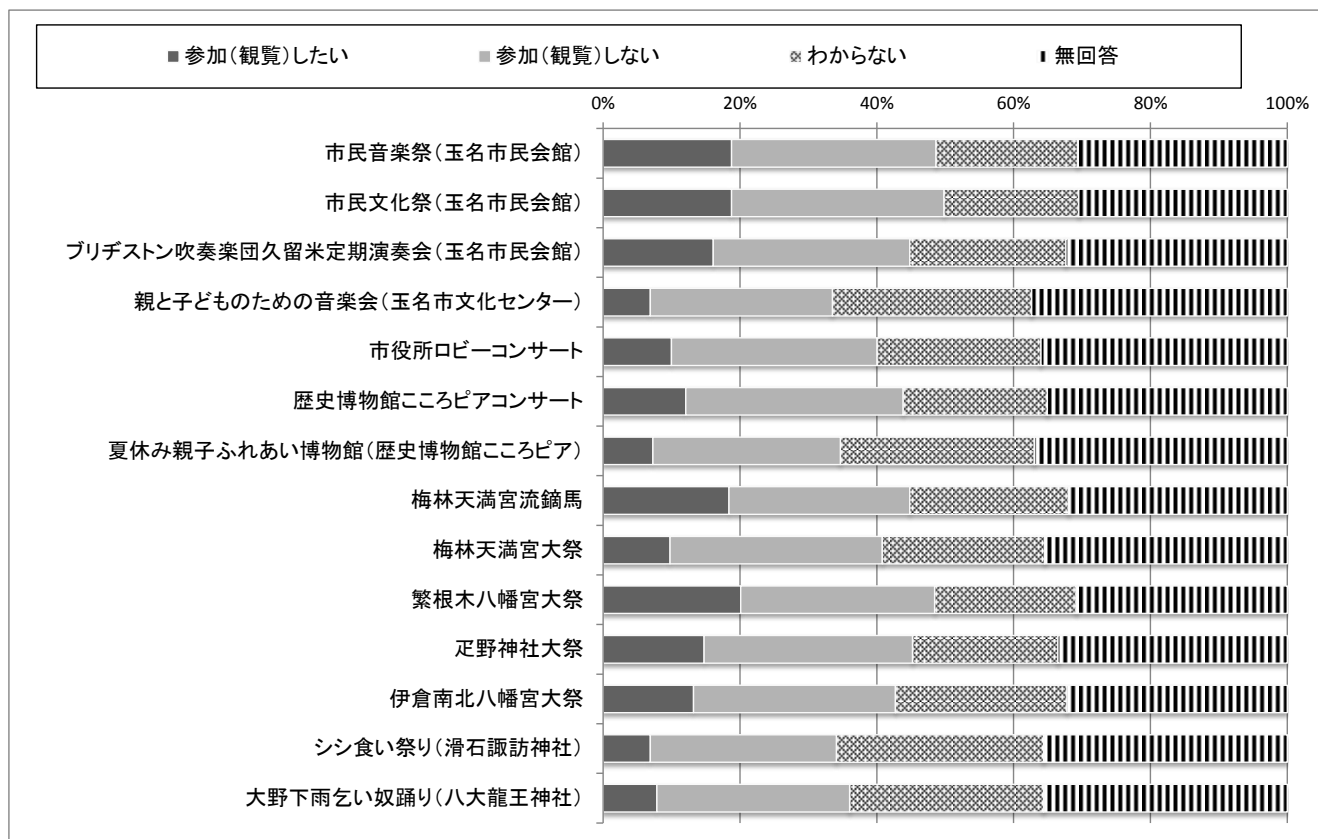


市民文化祭

○参加経験の少なかった「市民音楽祭」「ブリヂストン吹奏楽団久留米定期演奏会」「歴史博物館こころピアコンサート」の音楽分野の参加意向が高くなっている。

今後、参加（観覧）してみたい文化的な催しや伝統行事についても「繁根木八幡宮大祭」が20%以上最も高くなっていますが、「市民音楽祭（市民会館）」「ブリヂストン吹奏楽団久留米定期演奏会」「歴史博物館こころピアコンサート」の音楽分野については、20・30歳代の若年層を中心に参加意向が高くなっています。

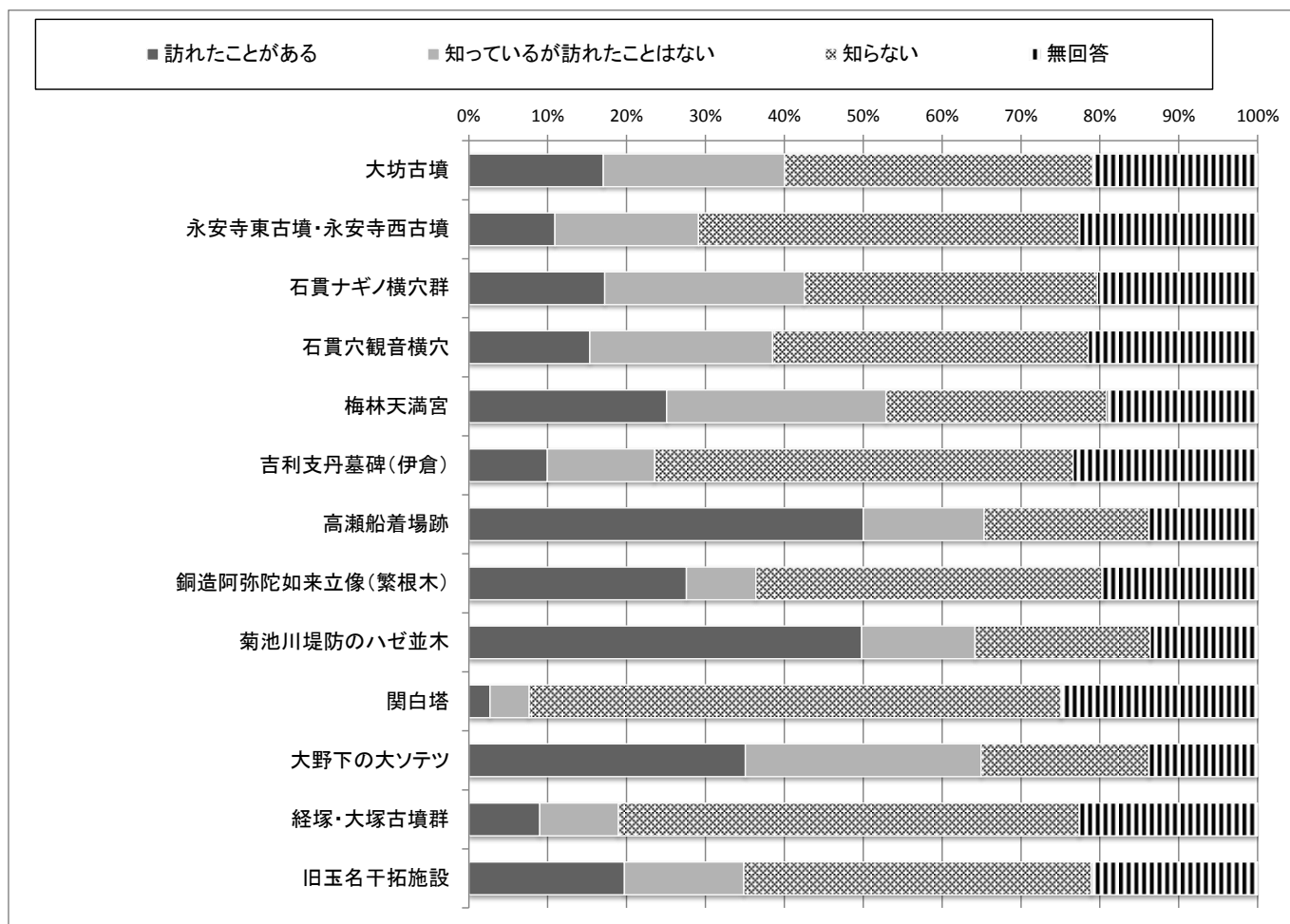
【文化的な催しや伝統行事の今後の参加意向】



市民音楽祭

○訪れたことがある回答の高い文化財は「高瀬船着場跡」「菊池川堤防のハゼ並木」で 60 歳以上でその傾向が高い。

訪れたことがある回答の高い文化財は「高瀬船着場跡」「菊池川堤防のハゼ並木」の2項目となり、認知度（訪れたことがあるを含む）が高い文化財は上記の2項目に加え「大野下の大ソテツ」「梅林天満宮」の4項目となっています。年代別にみると、すべての文化財で60歳以上が訪れたことがある回答が高くなっています。



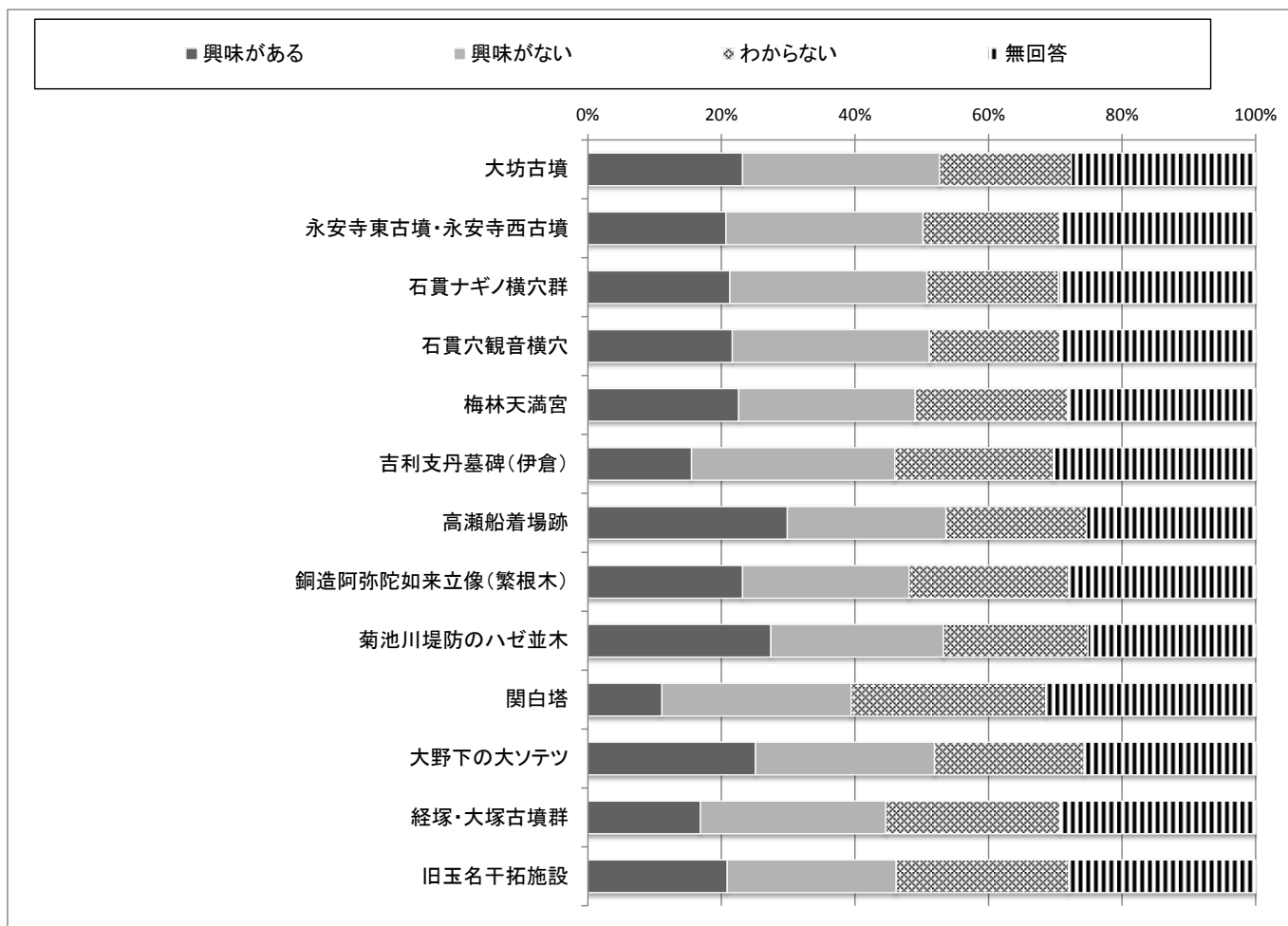
高瀬船着場跡

○全般的に文化財は知っているが、興味は少ない傾向にある。

興味がある文化財は「高瀬船着場跡」「菊池川堤防のハゼ並木」の2項目が高くなっていますが、その他の文化財については興味がない回答が上回る結果となっています。

文化財の活用方法として最も望まれている項目は「散策路の整備等市民が身近に親しむための環境整備（28.0%）」となっています。

文化財を保護・活用するためのボランティア活動に「ぜひ参加してみたい」「できれば参加してみたい」をあわせた「参加したい」回答者は30.3%となっています。



石貫穴観音横穴の保存管理

市内の文化施設について

① 文化施設の利用率・満足度

○利用経験の高い施設は「市民図書館」「市民会館(ホール)」だが、利用頻度は低い。

市内の文化施設で利用経験の高い施設（利用している回答者の割合が高い施設）は「図書館」「市民会館（ホール）」となっています。年代別にみると、利用経験の高い「図書館」については、20～40歳代が、「市民会館」については60歳以上が利用している回答が高くなっています。

玉名市民会館・玉名市立歴史博物館こころピアに特に力を入れてほしいことは「催し物を充実する」が最も高くなっています。

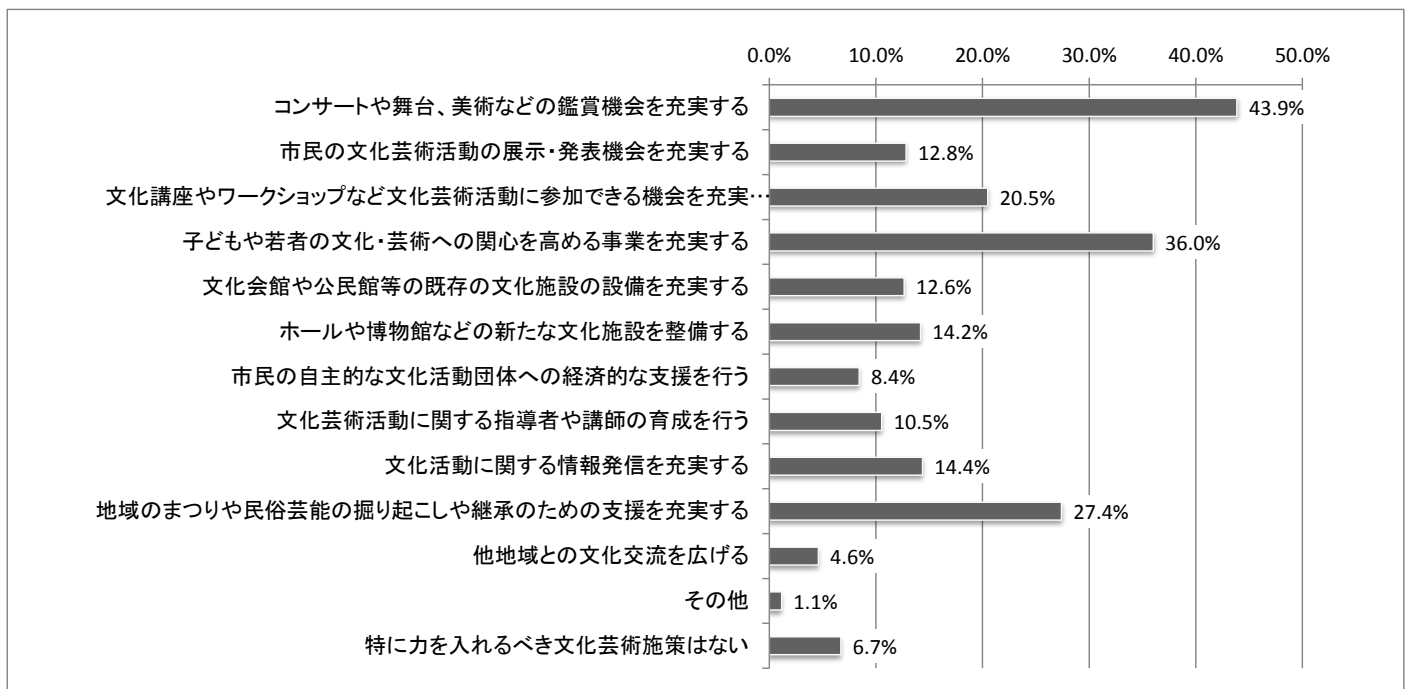
文化振興について

○今後の文化振興に力を入れることは「コンサートや舞台、美術などの鑑賞機会を充実する」「子どもや若者の文化・芸術への関心を高める事業を充実する」。

今後の文化振興に力を入れることは「コンサートや舞台、美術などの鑑賞機会を充実する（47.5%）」「子どもや若者の文化・芸術への関心を高める事業を充実する（40.0%）」の2項目が最も多くなっています。年代・性別にみると、「コンサートや舞台、美術などの鑑賞機会を充実する」については、30歳～50歳代で高く、「子どもや若者の文化・芸術への関心を高める事業を充実する」は20・30歳代で高くなっています。また、「地域のまつりや民俗芸能の掘り起こしや継承のための支援を充実する」は60歳代、男性で高くなっています。

「音楽の都 玉名」という言葉について、「聞いたことがない」回答者が51.9%と半数と越えています。

【玉名市が今後の文化振興のために特に力を入れるべきこと】



(2) 小中学生アンケート調査

(実施概要)

- 調査目的：市内小中学生の文化振興に対する意識、ニーズ等の把握
- 調査対象：市内の小学校5年生と中学校2年生全員
- 回収数：1,132件

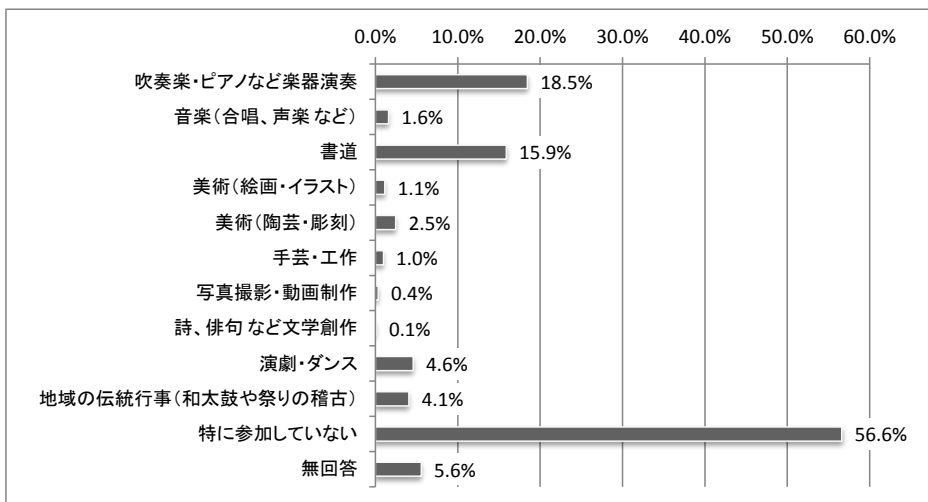
自身の文化芸術活動について

① 文化活動の参加状況

○文化活動に特に参加していない人が56.6%。参加している人の多い分野は「吹奏楽・ピアノなど楽器演奏」。

文化活動に特に参加していない人が56.6%となっています。参加している人の多い分野は「吹奏楽・ピアノなど楽器演奏」「書道」となっています。

【あなたが現在参加している文化芸術活動】

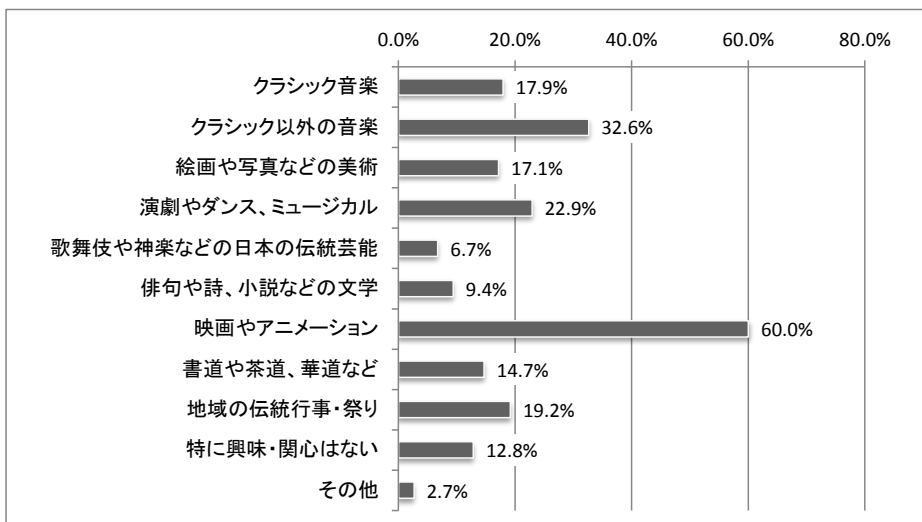


② 関心・興味のある文化活動

○関心・興味のある文化活動としては「映画やアニメーション」が60%と高い。

関心・興味のある文化活動としては「映画やアニメーション」が60%と最も多く、次いで「クラシック以外の音楽(32.6%)」となっています。

【あなたが現在参加している文化芸術活動】

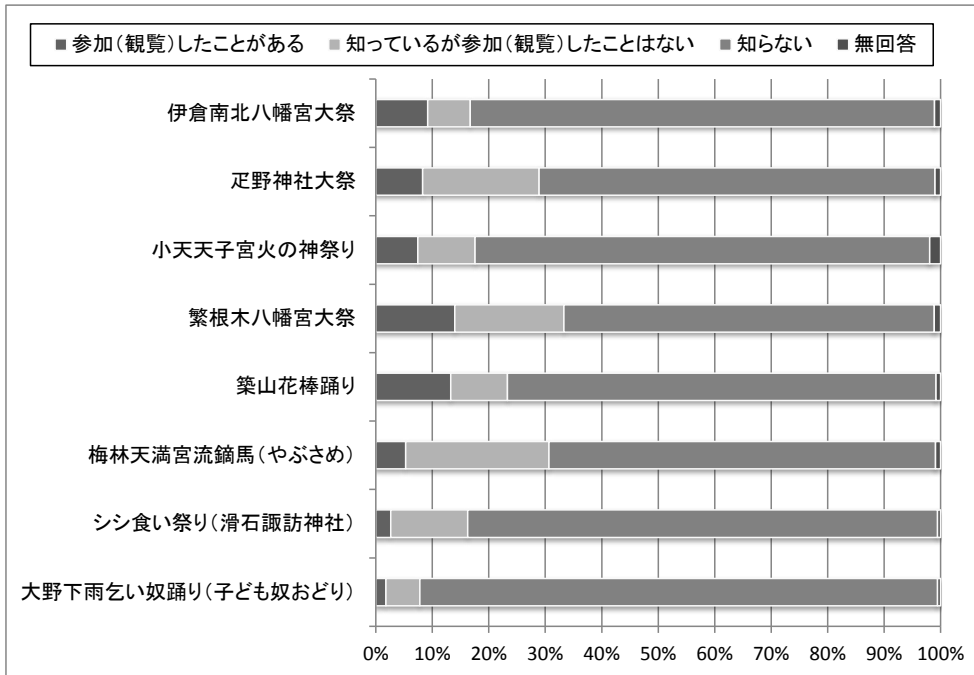


民俗芸能の参加について

○民俗芸能について知らない小中学生が多い。

玉名市の民俗芸能の多くの項目で「知らない」と回答する人が80%以上となっており、伝統行事に対する認知度が低い結果となっています。参加経験度が高い伝統行事は「繁根木八幡宮大祭」「築山花棒踊り」となっていますが13~14%程度となっています。その他の参加経験に関する記述では各地区で催されている神楽への参加経験の回答が多くみられます。

【知っている・参加したことがある玉名市の民俗芸能】



文化施設の利用について

○「図書館」を利用している人は59.4%だが、それ以外の文化施設は利用経験は少ない。

「玉名市民図書館」については利用している回答者は全体で59.4%となっていますが、それ以外の施設は利用している回答者が半数を大きく下回る結果となっています。

【歴史博物館ころもピアで良かったと思ったイベントや展示(自由記述)】※主な意見

- 書道の展示(習字の作品展示) 68件
- 昔の道具の展示 61件
- 勾玉づくり 36件
- クイズ 7件
- 皆既日食や皆既月食の観察 3件

【歴史博物館ころもピアで、これからしてほしいイベントや展示(自由記述)】※主な意見

- 昔のもの・遊び等の展示 16件
- 化石展示・発掘体験 19件
- 歴史などのクイズ 13件
- 遺跡・伝統工芸など歴史の展示 12件
- ものづくり体験イベント 11件
- 音楽会 8件
- 劇 7件
- 仮面ライダーショー 6件

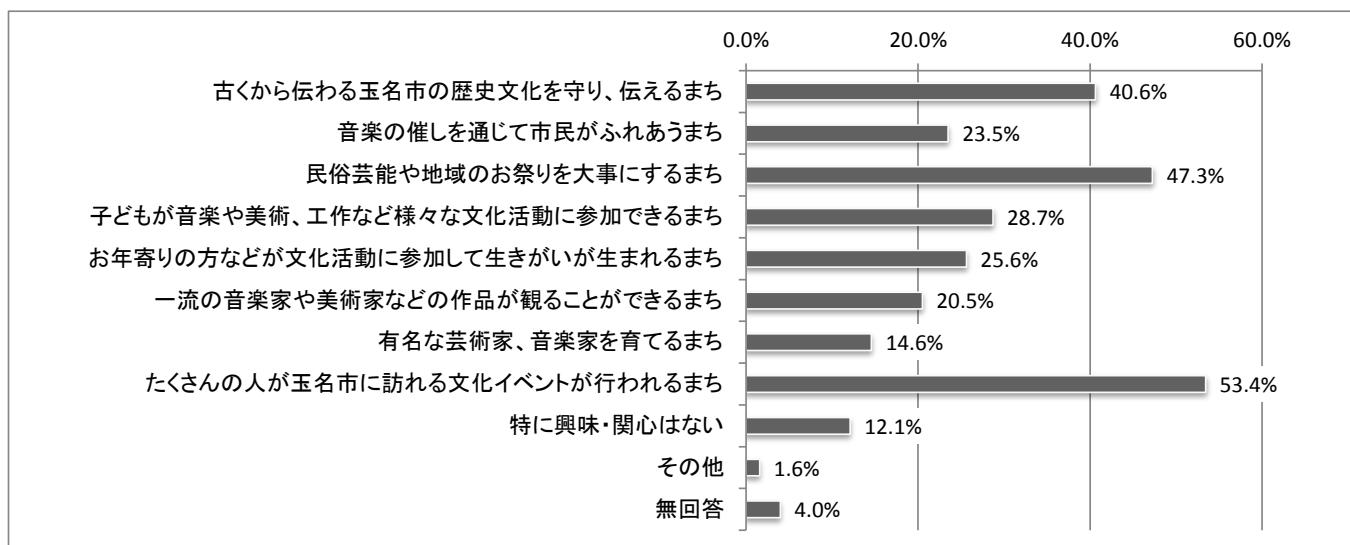
文化振興について

○今後力を入れてほしい文化振興は「たくさんの人が玉名市に訪れる文化イベントが行われるまち」

今後の文化振興に力を入れることは「たくさんの人が玉名市に訪れる文化イベントが行われるまち」が53.4%と最も多く、次いで「民俗芸能や地域のお祭りを大事にするまち」「古くから伝わる玉名市の歴史文化を守り、伝えるまち」と歴史文化に対する意見が多くなっています。

「音楽の都 玉名」の言葉を聞いたことがない回答者が68.6%と多くなっています。

【玉名市はどんな豊かな文化のまちになってほしいと思いますか】



高瀬夜囃



草枕ウォーク

4. 文化振興における課題

市民意識調査や文化資源調査のほか、文化団体ヒアリング等を通じて、現在の玉名市の文化振興の課題としてあげられるテーマは大きく以下の6つにまとめられます。

(1) 歴史文化資源の保存と継承

玉名市は、装飾古墳などをはじめとして幅広い時代の玉名市のすがたを残す貴重な歴史文化資源を数多く有しており、これら歴史文化の遺産に対する市民の認識を高め、保存と継承を図ることが必要です。

(2) 歴史文化資源の有効活用と環境整備

歴史文化資源を玉名市民が郷土の歴史文化を学ぶ場として、また魅力ある観光資源として、市民が有効に活用するため、利活用のための文化財の環境整備を図るとともに、歴史と文化を学ぶ拠点としての博物館機能の強化が必要です。

(3) 歴史文化の体験・学習機会の充実による市民の愛郷心の醸成

玉名市の歴史文化のもつ魅力を幅広い市民が理解し、ふるさとに対する愛着心を高め、伝統文化を後世へ引き継ぐ人材として育つよう、学校や公民館活動等を通じた学習機会の充実、保存団体等の市民活動への支援が必要です。

(4) 市民の文化活動への情報発信による参加促進

市民意識調査結果から玉名市の文化的催しや行事に対する認知度、参加度、今後の参加意向はいずれも高くなく、文化活動へ参加したことがない人は6割を超えています。市民の文化活動を高めていくためには、より多くの市民が関心をもち、参加したくなる情報発信や催しの企画を工夫していくことが必要です。

(5) 活動の連携・交流の促進

玉名市では、文化協会を中心に市民の主体的な文化活動が行われていますが、文化団体によっては参加者の会員減、高齢化が進んでいます。文化団体の相互の連携・交流を高めていくことで、参加者の活動機会の拡大、市民参加の裾野の拡大を図ることが必要です。

(6) 文化施設の充実

玉名市では、市民会館における演奏会や、各団体が音楽、美術、演劇、舞踊など、それぞれに発表の場を設けて活動を行っています。市民会館については、市民のニーズに即した計画を進めることとなっています。既存の施設についても、利用しやすい環境づくりや情報発信を進めることが重要です。市民が文化に親しみ、文化活動に参加する場の充実が必要です。

第3章 基本理念・基本方針

1. 文化振興に求められるもの(文化振興の意義)

本計画は、玉名市第1次総合計画が示す教育文化の基本目標である「人をはぐくむまちづくり」を達成するため、貴重な歴史的文化遺産の保存・継承、新たな文化の創造を推進することで、文化振興を通じて以下の視点から人をはぐくむまちづくりをめざしていきます。

(1) 生まれ育った「玉名市」への愛着・誇りを高める

市民が生まれ育った風土や文化にふれあうことは、郷土に対する愛着を育む重要な役割を持っています。地域を離れた人にとっても、地域の文化を知ることは、こころのふるさととしての共感した思いを高めるものであります。社会が様々に変化し、多様化する中で、生まれ育ったまちを「良きふるさと」として感じ、地域に対する愛着・誇りを高めることが文化振興に求められます。

(2) こころの豊かさを育む

文化にふれることで、市民の日常生活にうるおいや「こころの豊かさ」をもたらします。また、子どもたちから質の高い文化芸術に触れることは、子どもたちの感性や創造性を育てます。

市民が日常生活の中で、文化を通じて楽しさや感動、安らぎ、生きがいを享受し、こころ豊かな暮らしを実現することが文化振興に求められます。

(3) 文化を通じた新たな市民の絆づくり

人口減少、少子高齢化が進む中で、家族のあり方の多様化により地域コミュニティの希薄化が進んでいます。こうした社会の課題を克服し、人と人のコミュニケーションを創造し、市民同士の新たな絆を築くことが文化振興に求められます。

(4) 地域社会全体の活性化を促進する潤滑油

文化振興は、文化面だけにとどまることなく経済、教育、福祉などの多面的な地域活性化に寄与する効果をもたらします。

玉名市のアイデンティティの発現、観光資源としての文化の活用、子どもたちの豊かな人間性と創造性の育成、高齢者の生きがいづくりなど、様々な分野との連携により地域活力を向上させることが文化振興に求められます。

2. 基本理念・基本方針

(1) 基本理念

文化でつながる市民、文化を紡ぐ社会へ ～「歴史と音楽のあふれる玉名文化」の創造と発信～

玉名市は、有明海、小岱山、菊池川という多様な自然条件のもと、様々な時代の変遷の中で、独自の文化を育んできました。現在を生きる我々はこうした先人の残した歴史文化遺産を大切に保存・活用するとともに、次代の新たな文化の創造に向けて伝えていく役割を担っています。また、「音楽の都 玉名」づくりとして多彩に展開する音楽イベントは玉名市の新たな文化の創造・発信につながっています。

市民が文化を通じてゆとりと潤いを実感でき、ふるさとのもつ素晴らしさに共感することで、玉名市に暮らすことの喜び、充実感をもたらすまちを育むことをめざします。歴史文化と音楽の創造と発信を目標に掲げ、市民がともに文化を紡ぎ育てるまちづくりを進めることを基本理念とします。

基本理念には以下の意味が込められています。

- 「文化でつながる」=文化を通じて人と人、人と社会がつながる、感性と創造力を高める
市民文化の創造
- 「文化を紡ぐ社会」=文化遺産を未来へ継承し、価値の向上と活用により
市民とともに発展する地域の創造
- 「玉名文化の発信と交流」=全国へ、未来へ玉名文化をつなげる、個性ある玉名文化の
創造と情報発信

(2) 基本方針

基本理念の方向性に基づき、文化財保存整備及び活用計画、文化振興計画の両計画の基本方針として以下を設定します。

■ 文化財保存整備活用計画の基本方針

文化遺産を未来へ継承し、その価値を明らかにし、
活用によって豊かになる地域の創造

■ 文化振興計画の基本方針

文化を通じて人と人、人と社会がつながる、感性と創造力を高める市民文化の創造

3. 施策体系

<基本理念>

文化でつながる市民、文化を紡ぐ社会へ～

文化財保存整備活用計画

基本方針：文化遺産を未来へ継承し、その価値を明らかにし、
活用によって豊かになる地域の創造

重点施策

1. 文化財の保存対策の推進
2. 公開・活用の推進と博物館機能の充実
3. 関連する団体の機能の充実

基本施策

保存・整備

保存・整備

(保存管理計画、整備計画に基づいた計画的な取り組み)
維持管理
(地域住民と行政との協働による適正な維持管理)

公開・活用

公開・活用の推進

(市民の学習の場としての活用)
公開する博物館機能の充実
(公開・活用の拠点としての博物館の充実)

ひとづくり まちづくり

学習活動の推進(学校教育や生涯学習における学習)
文化財保護のための協働の体制づくり
(学びたい・護りたい市民との協働体制づくり)
担い手の育成と観光資源としての活用
(担い手の育成と文化財のまちづくりや観光資源としての活用)

「歴史と音楽のあふれる玉名文化」の創造と発信～

文化振興計画

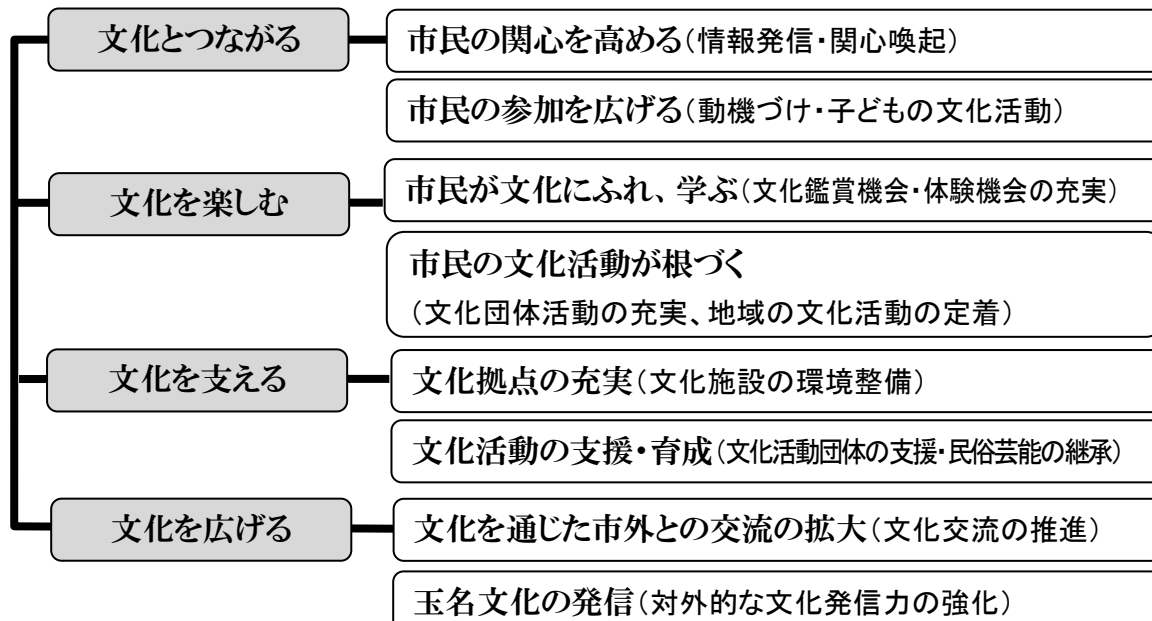
基本方針：

文化を通じて人と人、人と社会がつながる、感性と創造力を高める市民文化の創造

重点施策

1. 文化の情報発信力の強化
2. 子どもの文化体験による創造力・愛郷心の醸成
3. 文化活動を支える人材の育成

基本施策

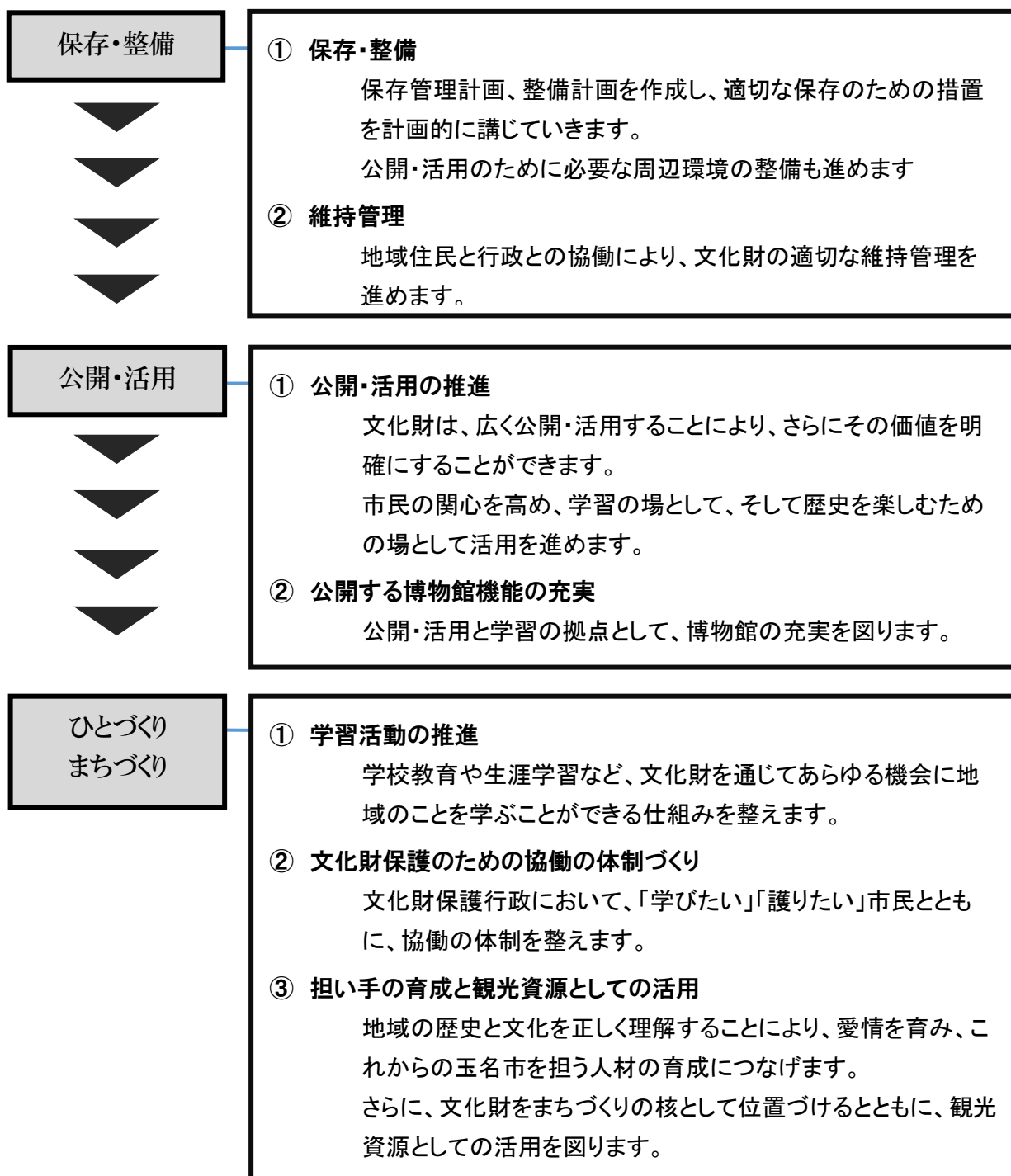


第4章 文化財保存整備活用基本計画

1. 計画の基本方向

(1) 計画の全体像

基本方針：文化遺産を未来へ継承し、その価値を明らかにし、
活用によって豊かになる地域の創造



(2)文化財保護の現状

① 玉名市にある文化財

文化財は、長い年月にわたり人々に守り伝えられた地域の宝であり、今後もその価値を損なうことなく伝えていくことが大切です。

文化財保護法では、文化財は「わが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものである」としています。

現在、玉名市の文化財は、9件の国指定文化財のほか、県指定文化財13件、国登録文化財7件、国登録記念物1件、市指定文化財74件、市登録・選択文化財47件となり、大正10年に国の重要文化財に指定された石貫ナギノ横穴群・石貫穴観音横穴をはじめ平成22年指定を受けた旧玉名干拓施設など幅広い年代にわたり貴重な文化財があります。

② 指定・登録等の文化財

指定・登録等の文化財については、それぞれ文化財保護法、熊本県文化財保護条例、玉名市文化財保護条例などの法規に基づき、適切な保存・活用のための措置を講じ、活用を図ることとしています。

③ 文化財指定の推進

玉名市では、未指定文化財についても調査を行い、文化財の状況や価値、取り巻く環境を見ながら、基準を満たしているものについては、玉名市文化財保護条例や各分野ごとの規定に基づき、新規指定を行っています。さらに、新規指定のほか市指定文化財については県指定、県指定については国指定と、それぞれ価値の見直しにより、指定を進めています。

④ 文化財保存対策の現状

指定文化財についても、私有の物件が数多く存在します。国県指定史跡については、保護活用の観点から公有地化を進めていますが、私有地のままとされているものも多く存在します。

文化財の維持管理のために必要な修理事業等に対しては、所有者の負担軽減と、文化財の適切な保護が図られるように補助金の交付を行っています。維持管理については、地域の文化財として地域住民の手で保護することが大切であるとの観点から、住民団体等へ管理を委託しているものもあります。

無形民俗文化財については、後継者育成や次世代への伝承が不可欠であり、その保存活動等を行っている団体に補助金を交付し財政的な援助を行っています。

⑤ 文化財保存・活用に係る市教育委員会の体制

文化財行政を担当するのは、教育委員会教育部文化課であり、課内に文化財係を置いています。

合併による市域の拡大や公共事業の増加に伴い、保護対象となる文化財の件数や、埋蔵文化財に係る業務量が増加しているため、今後も適正な人員配置と職員の資質向上を図って、文化財保護を進めていく必要があります。

また、文化財の指定・解除等重要事項を審議する諮問機関として、玉名市文化財保護審議会を

設置しています。文化財保護審議会の委員は 10 人以内で、学識経験者を教育委員会が委嘱することとしています。現在の審議会は 10 人の委員により構成されており、専門分野は、有形文化財 4 人、無形文化財 1 人、天然記念物 1 人、各地域担当 4 人となっています。

さらに、文化財に関係する社会教育機関として、博物館が設置されています。博物館には、市職員 2 人と非常勤職員 6 人（館長 1 人、学芸員 5 人）が配置され、博物館事業に取り組んでいます。玉名市の歴史文化を幅広く発信する重要な拠点であり、より魅力ある運営が期待されます。

⑥ 市民団体による文化財の保存・活用

玉名市の各地区で、それぞれに文化財の保存・伝承活動が行われています。市から委託を受けて日常管理を行う地区のほか、住民有志で有形・無形の文化財の保存・伝承活動を行っている団体があります。文化財を保存・伝承するにあたって重要な役割を担っている団体ですが、その多くが高齢化や会員数の減少といった課題を抱えています。

このような団体に対して、市の支援を継続して行っていくと同時に、交流活動を通じた新たな担い手の確保やコミュニティそのものの活性化も求められるところです。



山田の藤の管理作業



大野下雨乞い奴踊り



小天天子宮火の神祭り

2. 基本施策:保存・整備

(1)保存・整備

① 保存管理計画に基づいた保存と整備

文化財を適切に保存し、公開・活用していくためには、保存管理計画を作成し、適切な管理を行うとともに、保存のための整備等必要な措置を計画的に講じていくことが必要です。加えて、公開・活用のために必要な周辺環境の整備を行う必要があります。事前に当該文化財に関する調査研究を十分に行い、適切な措置を講じなければなりません。必要に応じて文化庁、熊本県、玉名市の文化財保護審議会委員、学識経験者等の指導・助言を得ながら進めていく体制を構築したうえで、進めていくこととします。

② 重点的な保護が求められる国・県指定史跡の保存整備

国指定史跡である大坊古墳、永安寺東古墳・永安寺西古墳、石貫ナギノ横穴群、石貫穴観音横穴群、国指定重要文化財旧玉名干拓施設については、個別の保存管理計画の策定を進めます。そのうえで、必要な保存整備を行っていく必要があります。

石貫ナギノ横穴群、石貫穴観音横穴群については、合わせて整備を進めていくこととします。

大坊古墳、永安寺東古墳・永安寺西古墳については、保存整備事業を実施済みですが、観測機器などは更新していくことが必要であり、施設の老朽化への備えと長寿命化の措置を検討することとします。

県指定史跡経塚・大塚古墳群や、他の指定文化財、登録文化財等についても、それぞれの状況や特性に応じた個別の保存管理の方針を検討する必要があります。未指定の文化財についても、継続的に調査をおこない、適切な評価により価値を明らかにし、新規の指定に努め、保存のための措置を講じていくこととします。あわせて、災害等での棄損に備えて、記録の作成を進めていくこととします。

また、国県指定の史跡等で私有地であるものについては、必要な調査を行ったうえで指定範囲の拡大と合わせ、公有地化を図る必要があります。

③ 文化財の周辺整備

文化財の保存措置を講じた上で、市民への公開・活用のために必要な、交通手段の確保や駐車場、トイレなど便益施設、案内板、解説板等の設置など周辺整備を図ることとします。

なお、指定文化財のうち、有形文化財や記念物については、現地への統一形式の案内板や説明板設置を進めており、今後も統一形式での設置を進めていくこととします。

(2)維持管理

① 文化財の維持管理

地域の文化財は地域で守るというのが文化財保護の理念です。

文化財保護の責任は一義的に所有者又は管理者等にあり、指定した国や県、市はこれを支援する責務を負っています。そのため、文化財保護法や文化財保護条例では指定等の措置を定めると共に、文化財の所有者や管理者等への補助制度を設けて、必要な支援を行っています。

日常の維持管理を担う市民団体等や個人の所有者へは、市からの業務委託や維持管理に伴い必要と認められる補助金交付などに加え、技術的な助言、指導など必要な支援を充実させて、適切な保存と所有者や管理者の負担軽減を図っていくこととします。

② 景観保全と一体的な文化財の維持管理

玉名市は、景観法に基づく景観計画を策定し、地域毎の特徴的な景観の形成と保全を図っていくこととしています。文化財保護条例においても文化的景観について定めており、すでに文化庁の報告に含まれているハゼ並木や有明海の干潟などの景観もあります。今後策定される景観計画の中での位置づけを図っていくこととします。また、文化財周辺については、開発行為などに先立ち、関係各課による情報共有など、連携を図っていく必要があります。



石貫ナギノ横穴群



青木磨崖梵字群



実山公園からの景観～天水の蜜柑畑と横島の干拓地

3. 基本施策:公開・活用

(1)公開・活用の推進

① 適切な保存と公開・活用

文化財保護法では、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する」と述べているように、適切に保存したうえで、市民のために公開し、活用することが必要です。また、広く公開し、活用することにより、さらにその価値を明確にすることができます。

しかし、文化財としての保存が前提であり、そのうえで公開、活用を図る必要があります。

玉名市では、装飾古墳県下一斉公開にあわせて、装飾古墳の公開を行っています。これは、保存のための措置を講じたうえで、熊本県立装飾古墳館と連携しながら温湿度の変化を測定したデータを蓄積し、公開に適した温度などの条件を考慮したうえでの公開です。

② フィールドミュージアムの中に位置づけた文化財の公開

平成4年に策定された「玉名市文化財総合整備計画書」では、博物館を拠点としたフィールドミュージアムの構想が示されていました。市全体を大きな博物館としてとらえ、それぞれの文化財やエリアを有機的に結ぶネットワークを構築し、歴史的な物語を引き出し、楽しく遊びながら学ぶことができるようにするというものです。この考えを踏襲し、エリアやテーマごとに見学コースなどを設定し、案内板や解説板の設置を進めます。

③ 市民との協働による文化財の公開・活用

文化財の保存・活用に関わっている団体は、個々の文化財の保護に関わって設立された団体や、伝統行事等の無形民俗文化財を後世に伝えるための保存会、地区に伝わる文化財を守るための団体や研究会、観光ボランティアガイド等とその規模や活動形態は様々です。これらの団体の多くは、地元の行政区や公民館活動等を核とした地域コミュニティが主体となってボランティアで活動しており人々が集い、真剣に活動に取り組んでいます。

市としても、活動に必要な情報提供や、講習会や連絡会など各団体間の連携への補助等、これらの団体の活動を支援する方策の検討や専門的な知識を有したリーダーの育成を進め、市民との協働による文化財の保存・活用を図っていくことが大切です。

④ 広域連携による文化財の公開・活用

装飾古墳については、現在、熊本県立装飾古墳館を中心に、装飾古墳を有する各自治体などが連携して、一斉公開を行っています。

西南戦争遺跡群や、近代化遺産、近世の街道や河川の水運に関する文化財などは、自治体の範囲を超えて広域に存在しています。これらの文化財については、積極的に県や各自治体と連携しながら進めていくこととします。また、文化財保護担当部局だけではなく商工観光や地域振興、建設などの各分野や、大学、研究者などによる民間団体など、広く連携を図りながら、公開・活用を図っていく必要があります。

(2)公開する博物館施設の充実

①調査・研究の体制づくり

玉名市では、歴史・文化資料の公開施設として玉名市立歴史博物館こころピアがその役割を果たしています。

博物館事業においては、資料に関する専門的な調査・研究、そして資料の保管・展示についての技術的研究を行います。これらの成果を公開することが博物館の重要な役割であり、博物館活動への信頼性を高めることとなります。

そのため、調査・研究を行う専門職員としての学芸員の役割が極めて重要です。今後、職員の専門技術の更なる向上を図り、玉名市の豊富な文化資源についての調査・研究活動をより充実させます。

博物館活動は資料の調査・研究、展示・公開、教育・普及など、多岐にわたります。調査・研究に従事する学芸員をはじめこれらの活動を支える博物館友の会や各地域の協力をもとに博物館活動を継続的に支える体制を整えていきます。

②収蔵機能の充実

博物館では調査・研究のため収集された資料や発掘調査による出土品、豪潮関連資料、同田貫、文書などを所蔵しています。調査・研究が進むにつれて収集される資料も増加しており、すでに施設内での収蔵場所が不足している状況です。玉名市は文書、絵画や民具などの資料を豊富に有しています。将来的にこれらを収蔵・保管する施設の確保を行い、貴重な資料を安全に収蔵できるよう整備していきます。

③展示機能の充実

博物館では、「河とともに発展した玉名」をテーマとした常設展示のほか、平成6年の開館以来、80回を超える企画展を開催してきました。新たに発見された資料や調査・研究の成果をはじめ、玉名の歴史を多様な視点から紹介してきました。

今後、継続的に展示・公開を行っていくと共に、展示施設や設備、運営組織や活動の機能の充実を図っていきます。



歴史博物館こころピア



西南戦争官軍太鼓の演奏(歴史博物館こころピア)

4. 基本施策:ひとづくり・まちづくり

(1) 学習活動の推進

文化財を長い将来にわたって保存していくためには、それを守り伝える市民が「貴重な国民的財産」としての価値を認識し、共有することが重要です。

そのため、学校教育や生涯学習など、文化財を通じてあらゆる機会に地域のことを学ぶことができるような仕組みを整えます。

学校教育の場では「玉名学」などの時間を通じて、持続的に働きかけを行っていく必要があります。これにより、地域の歴史と文化を正しく理解することにより、愛情を育み、これからの玉名市を担う人材の育成に結びつけていきます。

また、市民に対してあらゆる機会を通じて、関心を高めていく必要があります。見慣れた地域の一つ一つの文化財のみならず、生活環境自体が、長い歴史の中で形成された文化であり景観であり、歴史遺産であることを再認識する機会を設けることが大切です。このため、生涯学習の場やまちづくり団体の活動などと連携を図りながら、継続的に取り組みを進めていくこととします。

(2) 文化財保護のための協働の体制づくり

文化財保護行政においては、日常の維持管理や、公開活用については、市民との協働なくしては成り立ちません。学びたい、護りたい市民とともに、協働の体制を整えて、有形無形の様々な文化財の保存と活用に努めていくこととします。

また、専門的な知識、技能を持つ建築士によるヘリテージマネージャー¹や、植物の分野では樹木医会、歴史、考古学分野の研究会などが活動しています。これらの団体と連携し、その活動を支援するとともに、専門的な立場からの協力を得られる体制を整えていくことが必要です。

(3) 担い手の育成と観光資源としての活用

神楽や流鏝馬などの無形民俗文化財保持団体や、天然記念物、有形文化財の保護管理に携わる既存の団体に加え、特定の文化財だけでなく、広く新たな担い手を育てていくことが必要です。

研究団体等との連携を図りながら市民の関心を高め、これを具体的に推進していくリーダーの育成に努めます。

また、住民自らが地域の歴史や文化を知り、護り、誇りを持つことから、文化財をまちづくりの核として位置付けるとともに、積極的に発信し、あわせて観光資源としての活用を図ります。

そのためには、観光担当部局や観光協会、ボランティアガイドなどと連携をとりながら、活用のための体制を構築する必要があります。玉名神楽フェスティバルは、温泉街の中に位置する立願寺公園を会場としており、観光との連携を図るにも格好の素材です。また、西南戦争関連遺跡なども、市民の関心が高く、観光への活用が望まれるところです。

¹ [ヘリテージマネージャー]歴史文化遺産保全活用推進委員のこと。建築士等建築の専門家で、さらに歴史文化遺産の保全活用の手法を修得した者。(社)熊本県建築士会が実施する熊本県ヘリテージマネージャー養成講習会を修了し、同会に登録された者。地域に眠る歴史文化遺産を発見し、保全し、活用し、地域づくりに貢献することを目指している。

5. 基本施策:地区別の保存・公開

保存・公開に関しては、文化財の所在する地域別に施策方針を設定します。

※地域の区割は、「北部地域（月瀬・石貴・三ツ川）」「中部地域（玉名町・築山・玉名）」「西部地域（滑石・睦合・大野・高道・鍋）」「南部地域（豊水・大浜・横島）」「東部地域（伊倉・八嘉・小田・梅林）」「南東部地域（天水・小天・小天東）」の6地域に分類しています。

（この地域割りは、『玉名市都市計画マスタープラン』によるものです。）

≪玉名市の地域割≫



(1) 北部地域（月瀬・石貫・三ツ川）

■地域の特性

市北部にそびえる小岱山、南麓の繁根木川流域から菊池川右岸の台地には、灰石と呼ばれる阿蘇溶結凝灰岩の露頭がみられます。その崖面には、国指定史跡石貫穴観音横穴、ナギノ横穴群をはじめ多くの横穴墓が営まれています。石材としても古くから利用されており、古墳時代には石棺が造られ、市内に分布しているほか、遠く瀬戸内海沿岸、近畿地方にまで運ばれていました。中世には青木磨崖梵字群が形成されています。石材としての利用は近世にまで続き、石橋や石垣など様々な用途に使われてきました。

小岱山は、砂鉄を含む花崗岩の地層から成っており、古代・中世から製鉄が行われてきました。山麓には製鉄遺跡が分布しており、三ツ川には県指定の六反製鉄遺跡があります。

■主な文化財の現状と課題及び保存・公開の基本方針

1) 石貫ナギノ横穴群

〔文化財の特長〕

繁根木川右岸には、阿蘇溶結凝灰岩の崖面がみられます。その崖面 250メートルほどの範囲にわたって、横穴墓が造られています。これは 6 世紀を中心とした時期に造られた墓地で、現在 48 基が確認されています。

いずれも精巧な造りで、横穴墓の入口部分（飾縁）には、赤などで文様が描かれており、遺体を安置するための施設である石屋形の造形も見事で、屋根形の浮き彫りや太刀のレリーフなど多様な装飾が施されているものもあります。特に 6 号墓と 8 号墓の飾縁は赤の円文などで鮮やかに装飾されており、横穴墓としての規模も大きく玉名市が全国に誇る装飾横穴墓です。

〔課題〕

阿蘇溶結凝灰岩の柱状節理に沿って大規模な崩落の進行が深刻です。平成 22 年には 15 号墓の一部の崩落、平成 17 年には地震による落石が確認されています。また、塩基崩壊の進行や着生植物、地衣類の繁茂による岩石の劣化やクラックによる崩落の危険が各所に見られます。さらには上部の表土崩落もあり、昭和 63 年の大雨では 3 号墓の上部が大きく崩落しました。

現在の文化財指定範囲は横穴墓本体部分のみであり、前庭部及び北側の 44 号から 46 号横穴墓の 3 基が未指定であり、保存対策を講じる上でも不十分な状況にあります。

今後、公開にあたって、便益施設の整備が必要とされています。

〔保存・公開の基本方針〕

石貫ナギノ横穴群は、これまでに 48 基が認められていますが、そのうち 3 基は指定範囲外に所在しています。また、現在の指定範囲が横穴の壁面からであり、前庭部分については、装飾の退色を防ぐ直射日光を避けるためにも、今後の保存作業のためにも、また墳墓前での祭祀の可能性といった学術的見地からも、指定外の 3 基と合わせて前庭部の追加指定を行っていくことが不可欠です。

また、文化財指定範囲及びその周辺の公有地化を進め、保存対策を確実に進めていくこととします。

従来から課題となっている柱状節理による崩落、地下水が原因となっている塩基崩壊、着床植物や地衣類による表面劣化については、各専門分野からの総合的な研究を取り入れながら慎重に、抜本的な対策を講じることが求められます。そのためには文化庁や独立行政法人国立文化財機構、また熊本県立装飾古墳館や大学の研究室などの専門機関と連携して協力を仰ぎ、保存対策について研究、実施していきます。

周辺の便益施設については、駐車スペースの確保や遊歩道の設置など、見学者の安全と利便性を確保していくことが重要です。そのためにも、地域住民及び地権者の理解を求め、周辺施設の充実を図っていきます。

2)石貫穴観音横穴

〔文化財の特長〕

石貫ナギノ横穴群と同じ丘陵の西側に 5 基の横穴墓が造られており、2 号墓の内部に干手観音が彫られていることが名前の由来ですが、後世の追刻と考えられています。1～3 号墓がほぼ同じ位置に並び、4、5 号墓がやや離れて低い位置にあります。規模は最大の 2 号墓で全長 5.7 メートル、最小の 5 号墓が約 4 メートルです。1、2 号墓の飾縁には赤や白の円文が描かれており、3 号墓には赤彩が施されています。1～3 号墓は内部の造りも特に精巧で、2 号墓の石屋形には瓦の表現とみられる浮き彫りがあります。

大正 3 年に石貫ナギノ横穴群、石貫穴観音横穴と熊本県内の装飾古墳（井寺古墳・千金甲古墳・千金甲乙古墳・釜尾古墳・大村横穴群）と共に国の史跡に指定されています。これらは装飾古墳として日本国内で第一期の指定であり、その存在を広く世の中に広める第一歩となった、記念すべき史跡です。

また、大正 10 年の指定以来、地元地区住民たちが清掃除草、巡視見回りの活動を行っています。現在でも玉名市からの管理業務委託により活動が受け継がれ、いつも清浄に保たれています。この活動が評価され、昭和 55 年には熊日緑のリボン賞、昭和 57 年に美しい熊本づくり推進会議表彰、平成 16 年には熊本県文化財功労者表彰などを受賞しています。さらに平成 26 年には、地域文化功労者文部科学大臣表彰を受けました。

〔課題〕

石貫ナギノ横穴群と同様、柱状節理に沿った崩落やその危険性の高い箇所があります。小規模な崩落については平成 18 年に一部補修を行いました。根本的な対策には至っていません。4 号・5 号墓付近では、塩基崩壊が進行しています。着生植物や地衣類に繁茂に対しては、やはり平成 18 年に一部除去及び着生防止の撥水处理を行いました。飾縁の装飾部分及び内部については未着手です。さらに、玄室内から湧水があることも、崩落の危険性を高めています。表土についても昭和 55 年に平坦部から下の表土が一部崩落、平成 18 年に横穴上部の表土が崩落するなど、年月とともに深刻になっています。

このような崩落や劣化に対して調査や補修を行うにあたって、文化財までの車両の進入が困難であり、道路からの進入路の確保も課題となっています。

日常的な管理を地区住民が担ってきましたが、高齢化などにより作業に困難をきたしている面も

あり、保存活動を担う人材の確保と育成も同時に急がれます。

〔保存・公開の基本方針〕

石貫ナギノ横穴群と同様、柱状節理による崩壊や、玄室内からの湧水が原因となる塩基崩壊など深刻な状況に対しては、各専門分野の協力を得て、保護対策のための現状調査と対応策の検討を推進します。着生植物及び地衣類対策についても、状況調査と対応策の検討を進めていきます。平成23年に追加指定された範囲については、公有地化を図ります。

現在の駐車場は数台分を個人所有地に確保していますが、今後の活用のためには見学者のための駐車スペースなどの施設整備が求められます。

石貫ナギノ横穴群及び石貫六観音横穴の2つの国指定史跡は、豊かな農村景観の中に近接して位置しており、具体的な保存整備計画及び保存管理計画を策定し、緊急性に対応した保存活動を進めるとともに、長期的な視点をもって一体的な保存整備を目指していきます。

また、これまで草刈り清掃や監視活動を担ってきた地区住民の活動を継続していくことも重要ですが、高齢化に伴う作業軽減や新たな人材の確保など、専門家の知見を取り入れながら活動の充実に努めていきます。

3)六反製鉄遺跡

〔文化財の特長〕

小岱山周辺には、古代末から中世にかけての、砂鉄を用いたたたら製鉄の跡が多く分布しており、そのひとつが六反製鉄跡です。長さ140cm、中心部の幅55cm、深さ65cm、炉壁の厚さ15cmほどで、楕円状の平面形をなしています。炉体が良好に残されている貴重な事例で、上部には煙道も残されています。昭和37年に玉名高等学校考古学部により調査が行われました。

〔課題〕

遺跡部分は保護のため大型のコルゲートパイプで覆ってありますが、正面は開放されており、炉体の風化が懸念されます。また、必要な案内標識は設置されていますが、山間部に位置しているためアクセスが容易ではありません。

日常的な管理については地域に委託しており、現状では常に良好な状態に保たれています。しかし、周辺には民家も少なく、将来的な管理に課題が残るところです。

〔保存・公開の基本方針〕

炉体の保存については定期的な観察を継続し、その上で長期的な保存対策とともに、広域的な活用を検討していきます。

4) 青木磨崖梵字群

〔文化財の特長〕

青木熊野座神社境内の高さ9m、全長60m程の凝灰岩の崖面に彫られている梵字群です。

熊野座神社は和歌山県の熊野本宮大社からこの地に勧請したもので、万治元年（1658）と伝わっています。梵字群の成立年代は不明ですが、概ね中世の所産と考えられ、修行を行った山伏たちの手によって彫られたものとも言われています。

第12号字を除くほかは薬研彫りの陰刻です。薬研彫りとは、刻んだ字の底がVの字に先細りした状態になっていることをいいます。また陰刻はその面より彫り下げることを行います。梵字群のなかには、朱が施された二尊、または三尊の組み合わせからなるもの、一尊だけのもの、装飾性を帯びるものなどがあり、十三仏の大梵字、剣不動（カンという梵字で表されています）など、20余りの梵字が現存しています。また、崩落した石塊のなかにも断片が認められます。

〔課題〕

平成8年度から保存処理及び補強を施していますが、凝灰岩の性質上、崩落の危険性も残されており、対応が必要です。崖面の下部は塩基崩壊が進行しており、抉られている状態にあります。

また、梵字の表面には撥水処理が施してありますが、経年変化の可能性があります。さらに亀裂などに植物が根を張っている状況があり、対応が急がれます。

〔保存・公開の基本方針〕

文化財となっている崖の上部を含め、周辺環境の保全を検討していきます。崩落回避のための補強や撥水処理を含めて具体的な対策については、保存整備計画及び保存管理計画を策定し、これに沿って実施していきます。特に崩落や地下水対策などについては、長期的課題としての検討が必要です。

(2) 中部地域（玉名町・築山・玉名）

■ 地域の特性

長く玉名地方の中心地として栄えてきた地域です。玉名平野に面した丘陵の縁辺には国指定史跡の装飾古墳である大坊古墳、永安寺東古墳・西古墳があり、繁根木の稲荷山古墳、伝左山古墳も有力な古墳群です。立願寺には古代玉名郡の郡倉や郡寺に比定される遺跡が残されています。

菊池川右岸の高瀬は中世から近世にかけて港町として繁栄を極め、熊本藩の高瀬御蔵、御茶屋があり、熊本八代の両城下と並び五か町として別格の扱いでした。明治の初めには岩崎に高瀬藩の藩邸がおかれまして。西南戦争では、御蔵、御茶屋と町の南側は焦土と化します。激戦の跡を伝える、高瀬官軍墓地跡などが残されています。

また、山田の藤で知られる山田日吉神社の門前には、神宮寺である吉祥寺と坊が並んでいた跡が残されており、天正期から続く白山十二坊祭礼記録帳や、周辺には中世の優れた石造物が多く残されています。築地には真言律宗の有力寺院であった浄光寺跡があり、中世の巨大な五輪塔である関白塔が並んでいます。

■文化財の現状・課題

1)高瀬とその周辺の文化財

〔文化財の特長〕

高瀬とその周辺には、古墳時代から中世、近世、近代に至る多くの文化財が、重層的な地域の歴史を今に伝えています。

市指定史跡伝左山古墳は、舟型石棺と横穴式石室という二つの埋葬施設をもち、豊富な副葬品が出土したことで知られています。副葬品の内容では、複数の甲冑を持つなど国指定重要文化財級です。稲荷山古墳は全長110mと言われており、県内でも最大級の前方後円墳です。

稲荷山古墳の上には、県指定重要文化財補陀落渡海供養塔があります。古墳を含む一帯が、繁根木八幡宮の神宮寺であった、高瀬五山の一つ寿福寺の跡です。寿福寺、宝成就寺、永徳寺、願行寺、清源寺は高瀬五山と称せられていました。仏教文化が開いた歴史を伝える優れた石造物や仏像などが、今日まで残されています。

西南戦争で建物が焼失した高瀬御蔵と御茶屋ですが、遺構は今も残されており、天保期の増設に伴う、御米山床の石積みに残る碑文などを見ることができます。また船着場の跡は、市指定高瀬船着場跡として保護されており、通称「俵ころがし」として親しまれています。

多くの人や物資が行き交った商人の町・高瀬も、水運から鉄道への輸送手段の変化や、経済社会の変化に伴い、かつての賑わいが失われていますが、裏川に面した石垣や石橋、表通りにもかつての商家が残されており、かつての商家を整備した「高瀬蔵」とNPO法人による運営や、大学の研究室との連携、まちづくり協議会による景観形成住民協定などの活動、文化財保存・活用と連動した市民の動きも出てきています。毎年5月には高瀬裏川花しょうぶ祭りも定着し、多くの観光客が訪れています。

〔課題〕

伝左山古墳と稲荷山古墳については、学術的には高い評価をされているものの、一般にはほとんど認知されていません。中世からの歴史を伝える寺院や石造物、仏像などについても同様で、未公表の調査成果なども含めてさらに価値づけを行ったうえで、活用できる状態にすることが必要です。

近世の高瀬船着場跡や高瀬御蔵、御茶屋跡は、現在指定になっているのが船着場跡のみであり、市指定にとどまっています。民有地がほとんどであり未指定のため保存が難しくなる可能性もあります。

県指定重要文化財高瀬目鏡橋をはじめ裏川の石橋群や石垣、高瀬の町並み、菊池川の水制施設や堤防のハゼ並木なども、個々の保存対策を講じながら、包括的に保護、活用できる枠組みが必要です。また、景観計画についても、連携しながらよりよい方向性を定めていく必要があります。

西南戦争に関する遺跡として高瀬官軍墓地がありますが、墓石などが撤去されており旧状とどめていないことから、これまで積極的な評価がされてきませんでした。文化財としての価値づけと、活用できる環境づくりを進めていくことが必要です。

このように豊富な歴史的資源を有する高瀬の町ではありますが、それぞれの関連付けが不十分であり、アクセス・誘導にも課題が残ります。文化財どうし、町の景観、住民活動、商業や町並みと

の連動性が総合的にマネジメントされていないのが現状で、今後の文化財の保存やその価値の普及と活用においても、まちづくりと一体となった総合的な取り組みが求められています。

〔保存・公開の基本方針〕

伝左山古墳、稲荷山古墳や、中世以来の石造物、仏像などについては、未公表の調査成果なども含めて資料の公開を図り、未指定の文化財も含めてさらに価値づけを行ったうえで、活用できる状態に整備を進めていくこととします。

高瀬船着場跡と高瀬御茶屋跡、高瀬御蔵跡は、一体的な調査を行い、価値づけを図ったうえで、整備を検討していきます。

高瀬官軍墓地など西南戦争関連遺跡は、周辺市町や県と連携を図りながら、積極的に文化財としての価値づけを図ることとします。市民や観光客の関心が高いものであり、資源として活用できる整備を進めていくこととします。

菊池川堤防のハゼ並木は、市民主導のハゼ祭りなどが行われてきました。菊池川の水制施設などとともに、保護と活用の具体策を検討していくこととします。

高瀬地区では、「高瀬蔵」が整備され、NPO法人やまちづくり協議会といった市民団体と、大学や建築士団体などが協力して、様々な活動が展開されています。行政の担当分野も幅広く、ハード、ソフトのそれぞれまちづくり、商工観光、文化財保護などの各部門が連携し、市民との協働により取り組みを深め、高瀬の町並みや裏川、菊池川にかけての一带について、総合的に整備を進めていくこととします。

2)大坊古墳

〔文化財の特長〕

6世紀前半から中頃に造られた古墳で、菊池川右岸の玉名平野をのぞむ丘陵の先端に位置しています。測量図などから長さ40mを超える程度前方後円墳と考えられています。後円部には、南に開口する横穴式石室が設けられており、手前に前室、その奥に玄室（奥室）があり、複室とよばれる構造です。石室内は赤・黒・青（灰色）などの顔料で描かれた、連続三角文・円文で飾られています。玄室には、遺体を安置する石屋形が設けられており、見事な装飾が良好な状態で残っています。石室内などからは金製の垂飾付耳飾りなどの装身具、馬具、武器などが出土し、市指定重要有形文化財になっており、その一部が歴史博物館ころろピアに展示してあります。

大坊古墳は、大正元年に京都帝国大学による調査が行われ、報告書が刊行されたことから、広く知られるようになりました。昭和38年の調査では、石室内にたまった土砂を取り除き、さらに装飾が明らかになりました。昭和52年には国指定史跡となり、貴重な装飾を守り、活用するため、保存整備工事が行われました。

〔課題〕

昭和52年に国指定史跡に指定されましたが、墳形や規模については調査が十分でないままであり、古墳の全体像を正確に把握することが課題となっています。

保存状態については、東側里道沿いの部分が徐々に浸食されており、墳丘が崩落する危険性が生

じています。平成 26 年に里道部分のみ一部補修を行いました。根本的な対策が必要となっています。

〔保存・公開の基本方針〕

詳細測量を実施し、指定範囲を確定します。これをもとに、必要な部分を追加指定し、公有地化を進めます。

また、未確定の墳形や規模の調査を行い、これをもとに保全のための墳丘整備を図ります。

昭和 50 年代に保存のための設備が整備されましたが、老朽化が進んでおり、対応策の検討が求められます。

保存にあたっては長期的な視点を持ち、墳丘の保全対策と老朽化する保存施設の延命及び更新、見学者のための駐車スペースの確保など、周辺環境の整備を目指します。

3) 永安寺東古墳・永安寺西古墳

〔文化財の特長〕

永安寺東古墳・永安寺西古墳は、菊池川右岸の玉名平野をのぞむ丘陵の先端にあり、東西に 2 基が並んでいます。6 世紀の終わりから 7 世紀の初めに造られた円墳で、南に開口する横穴式石室が設けられています。

石室内部は、入り口から羨道を通って、手前に前室、その奥に玄室（奥室）があり、複室とよばれる構造です。玄室には、遺体を安置する石屋形が設けられていますが、西古墳については、上部が失われていました。最大の特徴は、石室内部に装飾が施されている装飾古墳であることです。石室内は、赤の顔料で描かれた三角文や円文で飾られており、東古墳では具象的な船や馬も描かれています。西古墳の装飾は残念なことに色が失われてしまっており、外郭線だけが残っています。

平成 11 年度から 17 年度にかけて、装飾を保護するとともに活用を図るため、国、県の補助を受けて保護見学室の設置などの整備を行いました。

〔課題〕

永安寺東古墳については、調査や保存対策を実施するための進入路の確保が難しくなっています。現在、敷地が接道しておらず西側の里道のみであるため、墳丘北側を経由して急な仮設階段からのアプローチとなっています。墳丘自体も用地の制約から急傾斜であり、アプローチを困難にしています。

また、石室内部へ雨水の進入と見られる雨垂れがあり、保存への悪影響が懸念されます。

西古墳は指定当時から上部が失われている状態であり、石室内の装飾は色が失われており、円文の外郭線が残っているだけです。保護施設整備後は内部環境の観察を続けている状況で、環境保全のための対策が求められます。

保護施設内部の墳丘については表面を固めるなどの処理を行っておらず、羨道及び前室部分の墳丘が一部崩壊している状況にあります。

〔保存・公開の基本方針〕

永安寺東古墳・永安寺西古墳とも整備から 10 年を経過しており、これまでの状況を踏まえて検討し、今後の保存管理計画を早急に策定していく必要があります。

永安寺東古墳は、急傾斜の墳丘と進入路の確保が未整備であり、周辺用地の公有地化を図り、進入路及び見学道の改善を図っていきます。また、墳丘から石室へ水が浸入していることから、早急に防水対策を講じていくこととします。

永安寺西古墳については、保護施設内部の墳丘を保護するための処置などが必要で、環境保全を前提とした公開方法を検討します。

4)山田の藤

〔文化財の特長〕

山田日吉神社の境内にあるフジの古木です。枝張りは 10 メートルをこえて、藤棚の上に大きく広がっています。かつては幹囲が 2.4 メートルもありましたが、年月を重ねる中で小さく分かれています。毎年 4 月下旬から 5 月上旬頃にかけて満開となり、長さ 1 メートルにも及ぶ花房が垂れ下がり、豊かな香りを漂わせます。篤学で名を残す赤松助次郎の次男九右衛門が、文化年間に植えたものと伝えられており、樹齢 200 年以上と考えられています。

山田日吉神社は、大山咋神（おおやまくいのかみ）と白山比売神（しらやまひめのかみ）を祭神としています。周辺には中世の優れた石造物が多く残されており、「建長二年銘宝塔」、「建長四年銘宝塔」が市重要有形文化財に指定されています。また、天文二年（1532）からの祭礼記録が残っており、「山田白山宮比売神十二坊祭礼記録帳附十二坊塔碑」として市重要有形民俗文化財に指定されています。

〔課題〕

昭和 58 年、藤の開花が見られなかったことから、樹勢回復を目指し、山田地区の住民によって山田の藤保存会が発足しました。日常の管理はこの保存会が担っていますが、ブドウ栽培の農家が多かったことから、その知識と技術を応用して管理にあたってきました。開花時には地域ぐるみで来訪者を受入れ、観光資源としても活用されています。

剪定作業などの際には、樹木医会熊本県支部、農業系の学科を持つ北陵高等学校の協力を得ています。市でも根周りの拡張工事や藤棚設置への助成など、保存整備に努めてきました。

課題としては、樹勢の維持増進のため、幹の不朽対策や害虫対策、土壌改良なども必要になっています。

〔保存・公開の基本方針〕

これまで、山田地区の住民が中心になって保存活動を担ってきましたが、高齢化が進んでいることもあり、山田の藤保存会を中心に、樹木医会や北陵高等学の協力体制を整備する必要があります。

幹の腐朽対策については、適切な指導、助言のもと、腐朽部分の除去及び防腐処置など必要な措置を継続的に実施していきます。害虫防除についても、種別に応じた適切な処置を施し、藤の樹勢維持に努めます。

今後、全体的な保存対策の検討や年間を通じた作業管理マニュアルを作成するなど、保存管理の充実に努めていきます。

5) 補陀落渡海供養塔附石塔群

〔文化財の特長〕

繁根木八幡宮の神宮寺であった寿福寺跡にある補陀落渡海供養塔は、永禄 11 年（1568）、下野国弘圓上人と、同船駿河住善心、遠江道円両行人の補陀落山渡海に際して建てられたもので、稲荷堂東側の墓地にあったものを、昭和 35 年（1960）に現在地へ移転しています。観音の浄土とされる補陀落山へ向けて、多くの僧たちが渡海を試みました。これを補陀落山渡海といい、16 世紀に盛んに行われています。補陀落渡海供養塔と並んで、文永四年銘宝塔塔身（1267）、永禄四年銘板碑（1456）、享禄二年銘板碑（1529）があります。

この一帯は、寿福寺跡であるとともに、全長 110m の前方後円墳であるとされている稲荷山古墳の墳丘でもあります。

〔課題〕

補陀落渡海供養塔附石塔群は稲荷神社と併せて管理されてきましたが、十分ではない点も見受けられます。その存在が市民に十分認知されているとは言い難い状況です。

〔保存・公開の基本方針〕

稲荷山古墳や、市指定重要有形文化財である銅造阿弥陀如来立像、豪潮式石造宝篋印塔などもあわせて、保護及び活用について検討を行っていきます。また、見学者のための説明板などの充実を図ります。

(3) 西部地域（滑石・睦合・大野・高道・鍋）

■地域の特性

小岱山とその南麓に広がる低位の丘陵地帯、そして有明海沿岸の干拓地に広がる地域です。

山麓には中世の城跡や石造物があり、小河川が流れだしています。山麓に広がる丘陵地帯の谷間では、農業用水のために浮田池をはじめ溜池が造られていました。さらに低位の丘陵上には弥生時代中期から古墳時代初めにかけての拠点的な集落が見つかっており、年の神遺跡や大原遺跡、塚原遺跡などが知られています。古墳時代には、院塚古墳や藤光寺古墳、弁財天古墳など、有力な古墳が築かれました。

有明海沿岸には近世以降干拓地がひろがります。また、菊池川河口の右岸に位置する晒には、かつて藩の御蔵が置かれていました。晒の船着場跡には、港の施設である「俵ころがし」が残されています。また滑石諏訪神社や晒神社の石造物に、関西や瀬戸内との交流を見ることができます。

■文化財の現状・課題

1)大野下の大ソテツ

〔文化財の特長〕

大野下の大ソテツは、樹齢 700 年から 1000 年とされている、稀にみる大株です。日々成長しており、長い年月の中で主幹が交代しながら現在まで生き続けています。このため天然記念物に指定されて以降も樹形が変化しており、平成 22 年時点での樹高は 3.75 メートル。生育範囲は東西 5.5 メートル、南北 10.2 メートルです。

このソテツには精があると伝えられており、家人が耕作に出るときは屋内で糸を紡ぐ音が聞こえる、もしくは機織りの音が聞こえるが、人影は見えないといわれます。このため、耕作に出た留守中に盗難にあったことがないそうです。

〔課題〕

現在のところ樹勢は旺盛であり、生育状態は良好であると見られます。現在の保存対策としては、日々の伸長に応じた支柱の設置や空洞化した部分の腐朽対策といった適切な管理を行っています。

懸念されるのは、腐朽菌やシロアリの発生、クロマダラソテツシジミなどの病害虫であり、日頃の管理と観察が重要です。

今後の課題としては、活用のため周辺を含めた環境整備が求められるところです。

〔保存・公開の基本方針〕

現在取り組んでいる日々の伸長に合わせた適切な管理を継続して行っていきます。また、病害虫からの保護のため、日頃の管理と観察も継続して実施します。今後は、所有者に対して支援を継続していくとともに、活用のための周辺環境の整備を検討していきます。

2)遺跡と考古資料

〔文化財の特長〕

丘陵上に弥生時代中期から古墳時代初めにかけての集落が広がっており、市指定史跡年の神支石墓、市指定重要有形文化財大原石棺群のほか、開発に伴い発掘調査が行われた大原遺跡、塚原遺跡などが知られています。

古墳時代には、前方後円墳である院塚古墳や藤光寺古墳、弁財天古墳など、有力な古墳が築かれました。院塚古墳は工場用地造成のため調査後破壊され現存していませんが、熊本市立熊本博物館などに石棺や鏡などの出土遺物が保管されています。

〔課題〕

大原遺跡、塚原遺跡などは、開発に伴う発掘調査であり、今後出土遺物や、調査成果の活用が課題です。市指定史跡年の神支石墓、市指定重要有形文化財大原石棺群ほか出土遺物についても、活用されているとは言い難い状況があります。弁財天古墳は市指定史跡ですが、墳丘が未調査で墳形や規模が不明のままです。藤光寺古墳は調査も行われておらず未指定です。

〔保存・公開の基本方針〕

貴重な出土資料の保存・公開にあたっては、収蔵・展示施設が必要であり、整備を検討します。また指定史跡の活用についても、未調査の古墳などとともに基礎資料の蓄積や情報発信を図っていくこととします。

3) 晒船着場跡と滑石地域の文化財

〔文化財の特長〕

高瀬とともに藩の御蔵が置かれていた晒船着場跡には、港の施設である「俵ころがし」が残されています。かつてはコンクリートに覆われていましたが、国土交通省の協力により、現在は往時の姿を目にすることができます。また滑石諏訪神社や晒神社の石造物には、大坂や備中、赤間関の船主の名がみられ、関西や瀬戸内との交流を見ることができます。菊池川には、石ハネなどの水制施設が残るほか、国登録記念物ハゼ並木があります。

〔課題〕

晒船着場跡については、解説板が設置してあるものの、調査も行われておらず未指定の状態です。御蔵跡については確認されておらず、既に失われているものとみられています。

滑石諏訪神社や晒神社の石造物については、情報発信がほとんどなされていません。また保存の面からは風化対策なども必要です。

菊池川堤防のハゼ並木については、今後の管理方針を明確にしたうえで、適正な管理が必要です。

〔保存・公開の基本方針〕

晒船着場跡については、高瀬船着場跡などの一連の水運関係文化財として評価を行い、指定などの価値づけを図ります。また、菊池川の水制施設についても、上流から右岸左岸ともに一連のものとして価値づけと活用を図る必要があります。そのうえで、歴史を物語る石造物やハゼ並木などとともに活用を図っていくこととします。

(4) 南部地域（豊水・大浜・横島）

■ 地域の特長

菊池川の河口から有明海沿岸に広がる地域で、干拓による広大な耕地が広がっており、今日ではトマトなどの園芸が盛んです。前面に広がる広大な有明海の干潟を利用して、近世以降盛んに行われてきた干拓の遺構が、石塘をはじめ良好な状態で残されており、明治期の旧玉名干拓施設は国指定重要文化財になっています。

菊池川左岸に位置する大浜は、対岸の晒とともに近世の港として栄えた町で、歴史的町並みとともに関西や瀬戸内との交流を示す多くの文化財が伝わっています。

■文化財の現状・課題

1)旧玉名干拓施設

〔文化財の特長〕

旧玉名干拓施設は、明治 20 年代以降に築かれ、大正期及び昭和初期に発生した潮害後に、熊本県を中心として復旧、改造された海面干拓施設です。施設は、末広開、明丑開、明豊開及び大豊開の4所の潮受堤防がほぼ連続的に築かれ、総延長 5.2 kmに及びます。また末広開と明丑開の潮受堤防の間に、樋門が3所築かれています。

旧玉名干拓施設は、干拓地としてわが国有数の面積を誇る有明干拓地の中で、近代を代表する大規模建造物として高い評価を得ています。また、潮害を克服するために駆使された数々の技術は、大正期・昭和初期におけるわが国の干拓地建設技術を知る上で重要なものです。

〔課題〕

役割を終えた堤防の上には植物が繁茂しており、害獣や病害虫の巣窟となっていると指摘されています。また、大きな樹木は根張りや風による揺れにより構造物へ悪影響を及ぼす恐れもあります。その一方で、貴重な野生生物をはぐくむ場であるとの見方もなされています。文化財保護の観点から、方針を明確に立てて対応していくことが重要となっています。

旧玉名干拓施設は石積みやコンクリートで築造されていますが、長期的には劣化への対策が求められます。また、見学者のための施設整備への検討も将来的な課題として考えられます。

〔保存・公開の基本方針〕

堤防の構造物に繁茂している植物については、文化財としての構造物への影響を及ぼす可能性のあるものから伐採していきます。ただし、野生生物への影響を極力考慮しながら慎重に行っていくこととします。

長期的な保存整備及び活用としては、『玉名市干拓関連施設調査報告書』に示された長期構想の基本方針に基づいて整備基本計画を策定します。

＜参考：整備活用に向けての長期構想の基本方針＞

- ① 干拓堤防という特性を活かした整備活用に取り組む。
- ② 整備活用が、玉名市及び地元の利益と地域活性化につながるよう努力する。
- ③ 一時的ではなく、永続的な効果が期待できる整備活用となるよう十分な検討を踏まえた上で実施する。
- ④ 地域の歴史を学べる場として、また観光やレクリエーションの場として広く活用する。

また、広大な干拓地については、文化財としての干拓堤防とともに文化的景観を形成しており、有明海の干潟とともに、景観計画の中でも位置づけを図っていくこととします。

2)大浜町の文化財

〔文化財の特長〕

かつて港として繁栄した大浜町は、海運などに従事していた商家の町並みや、交易の様子を物語る外嶋住吉神社の狛犬、廻船模型、灯籠などの石造物が残されており、大浜外嶋住吉神社年紀祭米

引き行事、御神幸行事が伝承されています。地域の市民団体によって、町の歴史を伝える案内板や解説版の設置や町並み保存と修景の動きもあります。

〔課題〕

外嶋住吉神社関係の文化財については、それを取り巻く歴史的な町並みとともに、保護と活用を図る必要があります。

〔保存・公開の基本方針〕

無指定のものも含めて必要な調査を実施し、指定等の価値づけを行い、保存と伝承の支援に努めていきます。また、これを取り巻く歴史的な町並みの保存については、住民に主体的な動きがあることから連携を図りながら、まちづくりと一体となった文化財の保存・公開と活用を検討していくとともに、市の景観計画策定にあわせて、歴史的な景観の保全と形成を促す必要があります。

菊池川の水運関係の文化財や水制施設については、上流の高瀬船着場跡や対岸の晒船着場跡などとあわせて価値づけを図り、保存と公開を図っていくこととします。

2)大浜飛行場跡

〔文化財の特長〕

大浜飛行場は、第二次世界大戦中に陸軍によって建設されました。終戦後、跡地の多くは農地に戻されましたが、正門や格納庫跡などの遺構が点々と残されています。これらは戦争の時代を生きた人々や地域社会のありようを今に伝える貴重な遺跡です。

現在、市民グループによる戦跡の調査・研究や、まちづくり委員会による子供たちへの伝承活動など、後世へ伝える取り組みが行われています。

〔課題〕

戦争遺跡については、近年文化財として評価されつつありますが、確定していない面もあります。市民による主体的な保存・活用の意欲があることから、連携を図りながら文化財としての在り方、保存・公開と活用を検討していく必要があります。

〔保存・公開の基本方針〕

市民活動も活発に行われており、これらを支援するとともに、市民と行政との協働によって調査・研究を進め、遺跡保存の在り方や、記憶の継承を検討していきます。



旧玉名干拓施設

(5) 東部地域 (伊倉・八嘉・小田・梅林)

■地域の特性

菊池川左岸の地域で、東側には国見山地がそびえ、西南麓から木葉川を挟んだ南側には、丘陵性の台地が広がっています。かつて港として栄えた伊倉の町には、中世以来と考えられている町割りや南北の八幡宮があり、中国人墓や吉利支丹墓碑などが残されています。県指定天然記念物唐人舟つなぎの銀杏は、西側の平野からも目立つ位置にあり、象徴的な存在です。

また木葉川から北の水田地帯は、平安時代の安楽寺領玉名荘に比定されるところで、太宰府天満宮から勧請されたと伝わる梅林天満宮があります。本殿などが国登録有形文化財になっており、例大祭に奉納される県指定重要無形民俗文化財梅林天満宮流鏝馬が伝わっています。

■文化財の現状・課題

1) 唐人舟つなぎの銀杏

〔文化財の特長〕

幹回り約 7.5 メートル、枝張りが四方に約 20 メートルで樹齢約 700 年といわれています。内部は空洞になっており、主幹上部は無く、幹の周りから成長した枝が茂っています。

このあたりは唐人町の地名が残っていますが、かつて伊倉津の港があったところとされています。近世初頭までは海外貿易の拠点となっており、貿易船（唐船）をこのイチョウにつないだものといわれています。

〔課題〕

日常の管理は所有者が行っており、樹勢についても特に課題となっていることはない状態です。平成 6 年に熊本県林業研究指導所の樹木医による診断が行われており、腐朽対策やシロアリ防除などが提言されています。

〔保存・公開の基本方針〕

現時点では特に目立った問題も見られず、私有物でもあることから、適切に管理が行われるように適宜見守っていくことが重要です。

今後の活用策については、伊倉の町並みなど周辺環境とあわせて検討していくこととします。

2) 宇佐八幡宮関係石仏群(報恩寺跡)

〔文化財の特長〕

本堂山と呼ばれる丘陵は、明治時代にいたるまで伊倉八幡宮の神宮寺であった中尾山報恩寺の跡です。当時の伊倉別符は宇佐八幡宮領であり、ここにはその関係を示す貴重な石造物群が残されています。現在 7 基が並んでいますが、いずれも宝塔の残欠を組み合わせたもので、当時の形態を保っているものではありません。これらは文応元年（1260）から建武 3 年（1336）までの年号が記されており、「伊倉本地主宇佐公満墓」や「伊倉保一方地頭沙弥行恵往生極楽」などの銘文がみられ、貴重な歴史資料となっています。宇佐公満墓には「改葬」の文字があり、明確に墓塔とわかる

日本最古級の事例でもあります。

〔課題〕

宇佐八幡宮関係石仏群は、異なる部材を寄せ集めて組まれており、原型が保たれていない状態です。保護対策及び公開のための対策のいずれも今後の課題となっています。

〔保存・公開の基本方針〕

現在の状況について把握をしたうえで、保護対策を検討します。同時に、見学者への案内や周知を図るなど活用策についても検討していきます。

3) 補陀落渡海供養塔及び板碑群(報恩寺跡)

〔文化財の特長〕

補陀落山渡海供養塔は、天正四年(1576)、下野国夢賢上人の補陀落山渡海に際して建てられたものです。

観音の浄土とされる補陀落山へ向けて、那智浜の宮、室戸、足摺などから多くの僧たちが渡海を試みました。これを補陀落山渡海といい、16世紀に盛んに行われています。

補陀落山渡海供養塔と並んで、大永七年(1527)の泉譽然公大徳逆修板碑から、寛文五年(1665)の転誉寿延大徳板碑まで、安山岩の自然石を用いた板碑が8基あります。5基には銘文とは別に阿弥陀如来迎の図像が線刻されていますが、容姿、大きさが共通し、原図が同じものであると考えられます。

〔課題〕

配置図などが設置されておらず、補陀落渡海供養塔が他の板碑に紛れて見学者が識別できない現状です。保護対策及び公開のための対策のいずれも今後の課題となっています。

〔保存・公開の基本方針〕

現在の文化財の状況について調査を実施し、保護対策を検討します。同時に、見学者への案内や周知を図るなど活用策についても検討していきます。

4) 伊倉町とその周辺の文化財

〔文化財の特長〕

平安時代の終わりには、宇佐八幡宮領伊倉別符として荘園が成立していたようで、町を東西に貫く道筋は荘園の下地中分線の名残といわれており、東端には、道路を隔てて南北二つの八幡宮がむかいあっているなど、歴史的な町割りが今に残っています。

中世には高瀬とともに海外との貿易拠点として栄え、ここを拠点に貿易を行っていたと見られる中国人の肥後四位官郭公墓や、船を繋いでいたと伝わる唐人舟つなぎの銀杏があり、繁栄の歴史を今に伝えています。肥後四位官郭公墓は、日本で確認されている中国人墓としては、年代がわかる最古級の例です。高瀬や伊倉はキリスト教宣教師たちの往来もあり、吉利支丹墓碑が残されていま

す。大友氏のもとで保護されていたキリシタンたちは、北の竜造寺、南の島津両氏の勢力範囲を避けて、高瀬や伊倉経由で、長崎方面と行き来していたと考えられています。

台地の縁辺には「伊倉十三川」と呼ばれる湧水があり、これを利用した醸造業も盛んでした。また、八幡宮のねり嫁行列や、祭礼などの際に演じられた、「伊倉にわか」なども伝承されています。

〔課題〕

伊倉の町は、町割り自体が文化財として価値をもつものです。近世、近代の町並みについては良好とは言い難い保存状況ですが、町割りや南北八幡宮の存在と合わせて、景観の形成を考える必要があります。

肥後四位官郭公墓、振倉謝公墳は、天水の林均吾墓とともに、新たな調査成果に基づく学術的な検討がなされており、さらに価値づけが可能となってきた状況です。それを踏まえたうえで、見学コースや駐車場など活用できる環境づくりを考える必要があります。吉利支丹墓碑も長崎のキリスト教遺産群の調査に伴い、新たな評価が行われています。

〔保存・公開の基本方針〕

肥後四位官郭公墓、振倉謝公墳は、天水の林均吾墓とあわせ、積極的な価値づけとともに、港としての歴史を伝える資源として活用を図ることとします。吉利支丹墓碑については周辺整備が行われており、地域による管理と併せて、積極的な情報発信と活用を進めていくこととします。

伊倉の町については、県指定天然記念物唐人舟繋ぎのイチョウや県指定重要文化財木造阿弥陀如来立像を有する来光寺があり、その他指定文化財を有する南北八幡宮や町割りの存在とともに、景観計画の策定にあわせて歴史的な景観の保全と形成を促す必要があります。

まちづくり委員会では伊倉にわか継承を通じたまちづくりの動きがあったほか、市民による歴史講座やまちあるきなどの積極的な活動がみられます。これらの担い手と連携を図りながら、文化財を生かしたまちづくりの推進体制を構築していくこととします。

5) 梅林天満宮流鏝馬

〔文化財の特長〕

梅林天満宮流鏝馬は、農村に伝わる流鏝馬としての県重要無形民俗文化財に指定されています。毎年11月25日に天満宮の秋季大祭が開催され、流鏝馬が奉納されます。天満宮前の長さ400メートルの馬場3カ所に的が立てられ、乗手(のって)が次々に矢を放ちます。奉納は、梅林天満宮の氏子である下・安楽寺・津留の3地区の輪番で行われ、23日の精進小屋入りに始まり、24日の小島河原での汐取りと小島天満宮での一連の行事、そして25日の夕刻から流鏝馬が奉納されます。

梅林天満宮は、太宰府天満宮第一の分社とされており、本殿、拝殿、楼門、鳥居が国登録有形文化財となっています。

〔課題〕

奉納を受け持つ節頭は地区内の小字単位での輪番ですが、過疎化、高齢化が進んでおり、人的、経済的負担は大きくなっています。

また、国登録有形文化財である梅林天満宮本殿、拝殿、楼門、鳥居についても傷みがみられます。

〔保存・公開の基本方針〕

保存・継承のためには映像記録などを含めた記録の作成が必要です。また、保存のために、これからも補助金の交付等適切な支援を行う必要があります。

また、国登録有形文化財となっている梅林天満宮の建造物についても、今後の対策を検討していくこととします。

(6) 南東部地域 (天水・小天・小天東)

■地域の特性

金峰山塊の西斜面から麓に広がる丘陵地帯には、みかん山の段々畑が営まれおり、対岸の雲仙から有明海を一望する立地と相まって、素晴らしい景観が広がっています。赤仁田地区が熊本県農村景観コンクール美しき村賞、下有所地区が農村景観大賞をそれぞれ受賞しています。夏目漱石の小説『草枕』の舞台として、逗留した前田家別邸跡も一部が残されており、温泉や交流館などの観光施設が整備されています。

海を望む丘陵上には、古墳時代前期の古墳群としては県内でも有力な県指定史跡経塚・大塚古墳群や、江戸時代初めの中国人墓である林均吾墓があり、海上交通を背景にした歴史を偲ぶことができます。

小天天子宮火の神祭りが無形民俗文化財として指定されており、肥後神楽とともに子どもたちへの継承活動も行われています。有形文化財等については調査が行き届いていない面もあり、調査の充実が指摘されています。

■文化財の現状・課題

1) 経塚・大塚古墳群

〔文化財の特長〕

有明海を望む金峰山塊西麓の丘陵上に位置する4基の古墳群で、県内では有数の規模です。4世紀から5世紀の築造とされています。最大の大塚古墳は全長90m以上の前方後円墳で、2基の舟形石棺が確認されています。石棺からは、鉄剣、鉄刀、鉄鏃などが出土しています。ほかに4基の箱式石棺も確認されています。墳丘には底部に穴をあけた壺型土器が並べられていたようです。

経塚古墳は直径約50m級の大型円墳で、墳頂部に舟形石棺があります。人骨1体と副葬品の外装鉄剣、短刀、珠文鏡、管玉が出土しています。

小塚古墳は直径33mの円墳で壺型埴輪が確認されており、経塚西古墳は直径26m程度の円墳とされています。

〔課題〕

経塚古墳の文化財指定範囲は現存する墳丘のみであり、本来の墳丘を把握した上で追加指定することが必要です。大塚古墳は前方後円墳であるとしながら、前方部の墳丘本来の範囲が把握できておらず、未指定の範囲があります。経塚西・小塚についても本来の墳丘範囲が確定できていないのが現状です。経塚古墳の墳頂には石棺が置かれ覆い屋がかけられているものの棺身が著しく風化しています。見学者のための駐車場や遊歩道なども未整備の状況にあります。

〔保存・公開の基本方針〕

大塚古墳・小塚古墳・経塚古墳・経塚西古墳のいずれについても、指定範囲が確定されておらず、調査を行い、本来の墳丘の形状と範囲を把握した上で追加指定を進めていきます。

経塚古墳の墳頂にある石棺は風化が進んでいますが、これは塩基崩壊による可能性が高く、早急に原因を解明し対策を講じることとします。

これら4基の古墳は、県指定史跡であるにも関わらず天水地域を除く玉名市内でも認知度が低いため、周知にも努めていきます。

未解明な部分が多いため、調査・研究を進め、天水地域において貴重な文化財として重点的に整備活用の検討を進めていきます。

2) 文化的景観

金峰山塊の西斜面から麓に広がる丘陵地帯には、みかん山の段々畑が営まれおり、横島を中心に岱明から天水に至る広大な干拓地におけるとともに、代表的な文化的景観を形成しています。天水ミカンの栽培は江戸末期にはじまったと伝えられており、生産の歴史を伝えるものでもあります。

文化的景観については、景観計画での位置づけを前提としており、保全やこれからの景観形成など、今後策定される景観計画での位置づけを図っていくことが望まれます。



経塚古墳石棺

《地区別の主な文化財》

■北部地域

種別	名称	所在地	員数	指定日付	
国指定史跡	石貫ナギノ横穴群	石貫字後田 2386	45 基	T10.3.3	
	石貫穴観音横穴	石貫字安世寺 2387	5 基	T10.3.3	
国指定重要文化財	書跡	紙本墨書広福寺文書(百八通)	石貫字清水 1379	4 巻	S14.5.27
	古文書	広福寺伝衣付囑状(四通)附二十五条袈裟一領	石貫字清水 1379	1 巻	S50.6.12
	書跡	大智墨蹟・東谷明光除夜偈	石貫字清水 1379	1 巻	S50.6.12
県指定史跡	青木磨崖梵字群	青木字上前田 131		S50.3.24	
	六反製鉄跡	三ツ川字西原 5473-265	1 基	S52.6.20	
県指定重要文化財	書跡	廣福寺所蔵大平野寺 小山観音堂関係文書及び正法寺絵図	石貫字清水 1379	1 巻 3 通 1 通 1 枚	S53.7.28
市指定史跡		安世寺墓塔群	石貫字安世寺 2391 番		H21.3.17
市指定重要有形文化財	書跡	伝大智筆佛法僧一行書	石貫 1379 番地	1 幅	H19.3.1
	書跡	伝 道元筆正法眼蔵第十六 行持下 正法眼蔵第十二 坐禅箴	1379 番地 (熊本県立美術館寄託)	1 帖 1 帖	H20.8.18
	歴史資料	一二三之橋架橋碑	石貫字馬場 1357 番 1 地先	1 基	H20.10.14
	建造物	石貫車橋	石貫字平 2927 番地先	1 基	H20.12.22
	彫刻	木造釈迦三尊像	石貫 1379 番地	4 軀	H21.4.20
	建造物	溝上六地藏石幢	溝上字下前田 346 番 1	1 基	H22.4.21
市指定天然記念物		青木熊野座神社のナギ群	青木字上前田 131 番地	3 本	H19.7.11
市登録有形文化財	彫刻	木造聖観世音菩薩立像	石貫 1379 番地	1 軀	H17.10.3

■中部地域

種別	名称	所在地	員数	指定日付	
国指定史跡	大坊古墳	玉名字出口 2818-5,2818-6	1 基	S52.2.17	
	永安寺東古墳・永安寺西古墳	玉名字永安寺 3237-1 他	2 基	H4.12.15	
国登録記念物	植物	菊池川堤防のハゼ並木	繁根木 347 番 1 地先から 小浜 1168 番地先まで	237 本	H19.2.6
国登録有形文化財	建造物	熊本県立玉名高等学校本館	中 1853	1 棟	H13.9.14
	建造物	熊本県立玉名高等学校前庭池	中 1853	1 基	H13.9.14
	建造物	熊本県立玉名高等学校正門	中 1853	1 基	H13.9.14
県指定重要文化財	工芸品	太刀宗広	繁根木字宮中 180	1 口	S42.4.19
	建造物	高瀬目鏡橋	高瀬下町	1 基	S54.1.8
	歴史資料	補陀落渡海供養塔 附 石塔群	繁根木 73-1	4 基	H11.3.17
県指定天然記念物		山田の藤	山田字上馬場 1	1 本	S40.2.25

市指定史跡		高瀬船着場跡	永徳寺字出口 414 番地 15 地先	1 基	H19.7.11
		伝左山古墳	繁根木字北 77 番地 1,77 番地 2	1 基	H19.9.25
		宝成就寺跡古塔碑群・石仏群	高瀬下町 477 番 2、478 番、479 番、501 番 25、 501 番 29		H20.10.14
市指定重要有形文化財	建造物	関白塔附浄光寺跡出土五輪塔地輪	築地 2190 番地、2190 番 地 1	2 基 3 基	H19.3.1
	絵画	文殊菩薩騎獅図	高瀬 223 番地	1 幅	H19.3.1
	彫刻	銅造如来形坐像	高瀬 354 番地	1 軀	H19.3.1
	工芸品	刀 九州肥後同田貫上野介	中 1357 番地 5	1 口	H19.3.1
	書跡、典籍	紺紙金字仏説阿弥陀経	高瀬 508 番地	1 帖	H19.3.1
	建造物	秋丸眼鏡橋	高瀬 524 番地 2 地先	1 基	H19.4.6
	書跡、典籍	梵文宝篋印陀羅尼経	中 77 番 7	1 幅	H19.4.7
	歴史資料	美濃派俳諧高瀬連伝来文台他一括	岩崎 117 歴史博物館ころもピア(寄 託)	一括	H20.7.10
	考古資料	経塚古墳出土品	岩崎 117 番地 歴史博物館ころもピア	6 点	H20.8.18
	考古資料	大坊古墳出土品	岩崎 117 番地 歴史博物館ころもピア	一括	H20.10.14
	考古資料	馬出古墳群出土品	岩崎 117 番地 歴史博物館ころもピア	一括	H20.10.14
	考古資料	貝製腕輪	岩崎 117 番地 歴史博物館ころもピア	7 個	H20.10.14
	建造物	建長二年銘宝塔	山田字保多地 628 番	1 基	H20.10.14
	建造物	石造十六橋	山田字中嶋 1783 番 1 地 先	1 基	H20.10.14
	考古資料	浄光寺蓮華院跡出土鎮壇具及び古瓦	築地 2288 番地 蓮華院誕生寺	14 点	H20.12.22
	建造物	豪潮式石造宝篋印塔	繁根木字堂ノ後 60 番	1 基	H21.3.17
	建造物	豪潮式石造宝篋印塔	高瀬字横町 354 番	1 基	H21.3.17
	建造物	豪潮式石造宝篋印塔	繁根木字北 74 番	1 基	H21.3.17
	彫刻	銅造阿弥陀如来立像	繁根木字北 74 番	1 軀	H21.3.17
	彫刻	伝 清源寺安置木造毘沙門天立像	高瀬 354 番地	1 軀	H21.4.20
	古文書	疋野神社社領寄進状及び棟札	立願寺 457 番地	5 通 11 葉	H21.4.20
	歴史資料	繁根木八幡宮の石造狛犬	繁根木字宮中 188 番	1 対 2 基	H21.4.20
	建造物	建長四年銘宝塔	山田字上馬場 30 番 1	1 基	H21.7.23
	考古資料	小路古墳石室・舟形石棺 附 出土品一 括	玉名 4593 番・岩崎 117 番 地歴史博物館ころもピア	1 基 1 括	H21.7.23
	書跡	僧豪潮筆 六曲屏風	岩崎 117 番地 歴史博物 館ころもピア(寄託)	1 隻	H22.4.21
	建造物	両迫間六地藏石幢	両迫間字木ノ本 660 番	1 基	H22.10.29
	考古資料	両迫間日渡遺跡祭祀遺構出土品	繁根木 72-3 玉名市文化財整理室	1 括	H23.3.23
	歴史資料	松村大成関係資料一括	岩崎 117	1 括	H24.4.23

市指定重要有形民俗文化財	山田白山宮比売神十二坊祭礼記録帳 附 十二坊塔碑	山田字上馬場及び下馬場	2 巻 12 基	H22.4.21	
市指定重要無形民俗文化財	築山花棒踊り	築地		H20.10.14	
市登録遺跡	玉名郡倉跡	立願寺 766-2、767-2		H17.10.3	
	浮田下ノ池吐井出	築地字西ノ山 945 番地 1 地先		H22.8.25	
市登録自然物	山部田熊野座神社のナギ	山部田字新宮 393 番 1	1 本	H20.10.14	
市登録有形文化財	絵画	僧豪潮筆水墨画坐具	高瀬 157	1 枚	H17.10.3
	彫刻	木造地藏菩薩半跏像	高瀬 354 番地	1 軀	H17.10.3
	彫刻	木造清源寺六観音・木造釈迦如来坐像	高瀬 428 番地	7 軀	H17.10.3
	工芸品	梅模様四脚盃洗	中 77-8	1 個	H17.10.3
	工芸品	刀 九州肥後同田貫上野介	高瀬 233-4	1 口	H17.10.3
	工芸品	刀 九州肥後同田貫正国	高瀬 233-4	1 口	H17.10.3
	工芸品	刀 肥後同田貫宗廣	立願寺 755	1 口	H17.10.3
	工芸品	竹篋模様筒型水差	中尾 462-1	1 個	H17.10.3
	工芸品	流釉茶碗	中 77-8	1 個	H17.10.3
	歴史資料	大浜町外嶋宮蔵絵馬「大浜港」	岩崎 117 番地 歴史博物館ころろピア(寄託)	1 面	H17.10.3

■西部地域

種 別	名 称	所在地	員数	指定日付	
国指定天然記念物	大野下の大ソテツ	岱明町大野下	1 本	S9.12.28	
市指定史跡	年の神支石墓	岱明町野口字早馬 2758 番		H20.10.14	
	弁財天古墳	岱明町高道字石橋 547 番	1 基	H20.10.14	
市指定重要有形文化財	工芸品	刀 肥後住同田貫宗廣	岱明町開田 473 番地 2	1 口	H19.3.1
	歴史資料	豪潮関係資料一括	岱明町高道 841 番地 1 歴史博物館ころろピア (寄託)	22 点	H19.7.11. H21.9.24. (追加指定)
	考古資料	大原箱式石棺群	岱明町中土字新ノ尾 974 番 3	11 基	H20.10.14
	建造物	大野伊勢守紀光隆の墓	岱明町上字長津野 1038 番	1 基	H20.11.17
	工芸品	開田筥崎八幡宮王面 附 掛額	岱明町開田 834 番地 開田筥崎八幡宮	3 面 1 面	H20.12.22
	歴史資料	扇崎千人塚供養塔	岱明町扇崎字鬼除 927 番	1 基	H21.3.17
	歴史資料	狐嶋溺死供養塔・津波死十一人塔	岱明町下沖洲字浦島 125 番 1	1 基	H21.3.17
	建造物	弘法大師線刻画像石幢	岱明町鍋字立山 629 番	1 基	H21.4.20
	歴史資料	晒神社の石造狛犬	滑石字晒 1887 番	1 対 2 基	H21.4.20
	歴史資料	馬頭観音像芳名額及び木造馬頭観音立像	岱明町高道字中 830 番地 1	1 軀 1 面	H21.9.24

市指定天然記念物	貴船神社の樟	岱明町野口字木船 443番地	1 本	H19.7.11	
	安養寺のソテツ	岱明町山下字清水尾 1108 番	1 株	H20.10.14	
	下前原のタブノキ	岱明町下前原字東 855 番	1 本	H21.4.20	
	西家のソテツ	岱明町高道字原 880 番	1 本	H21.4.20	
市登録遺跡	下村城(内野城)跡	岱明町大野下字内野		H17.10.3	
	高道城跡	岱明町高道字城内		H17.10.3	
	扇崎要害の森館跡 付 清正公馬つなぎの棕	岱明町扇崎字明神尾		H17.10.3	
市登録自然物	上野口菅原神社のイチヨウ	岱明町野口字尾崎	1 本	H17.10.3	
	役場の樟	岱明総合支所	1 本	H17.10.3	
市登録有形文化財	彫刻	阿弥陀三尊像 附 転法輪堂扁額	岱明町山下字清水尾	3 軀 1 面	H17.10.3
	彫刻	木造薬師如来坐像	岱明町上字今泉	1 軀	H17.10.3
	工芸品	刀 肥後住同田貫宗廣宗春(拵付)	岱明町上 150	1 振	H17.10.3
	工芸品	刀 横山藤原祐包作 拵付	岱明町三崎字林田 671	1 振	H17.10.3
	工芸品	神人龍虎画像鏡	岱明町野口字北尾崎 155	1 面	H17.10.3
	古文書	寶曆・明和年間(1751~1771)の土地調査記録	岱明町中土 岱明町公民館	6 冊	H17.10.3
	古文書	太閤朱印慶長の役人数付 附 略記	岱明町扇崎字明神尾	各1 通	H17.10.3
	考古資料	劃花連弁文青磁碗	岱明町野口字大原 551 番地 3	2 点	H17.10.3
	考古資料	弥生式土器高杯	岱明町中土 岱明町公民館	1 口	H17.10.3
	建造物	上の六地藏石幢	岱明町上字長津野	1 基	H17.10.3
	建造物	大野下田端地藏堂前の五輪塔	岱明町大野下字田端	1 基	H17.10.3
	建造物	中土の六地藏石幢	岱明町中土字寺ノ前 1011 番 1	1 基	H17.10.3
	建造物	西中土の五輪塔群	岱明町中土字四郎丸 151 番 2	2 個 断片 3	H17.10.3
市選択無形民俗文化財	大野下雨乞い奴踊り	岱明町大野下		H20.10.14	

■南部地域

種 別		名 称	所在地	員数	指定日付
国指定重要文化財	建造物	旧玉名干拓施設	大浜町字末広開 横島町横島字神崎尻 横島町横島字明豊開 横島町横島字大豊	堤防 4 基 樋門 3 基	H22.6.29
市指定史跡		池邊吉十郎の墓	横島町横島字外平屋敷 2033 番	1 基	H20.12.22
市指定重要有形文化財	歴史資料	外嶋住吉神社の石造狛犬	大浜町字下屋敷 907 番	1 対 2 基	H21.4.20
市指定重要有形民俗文化財		明治四年銘大浜町外嶋宮蔵廻船模型	大浜町 907 番地	1 隻	H20.10.14

市指定重要無形民俗文化財	大浜外嶋住吉神社年祀祭米引き行事、御神幸行事	大浜町		H20.10.14	
市指定史跡	石塘	天水町部田見字石塘 2911 番地、2922 番地、 2923 番地 2		H20.10.14	
市登録遺跡	顕正寺跡	横島町京泊		H17.10.3	
	池辺吉十郎屋敷跡	横島町外平		H17.10.3	
	孝女つやの碑	横島町栗ノ尾		H17.10.3	
	竹崎順子屋敷跡	横島町九番		H17.10.3	
	津波石の跡	横島町京泊		H17.10.3	
	横島城跡	横島町外平		H17.10.3	
	石塘 附 石塘樋門	横島町京泊		H17.10.3	
	まぶ(水路跡)	横島町京泊		H17.10.3	
市登録有形文化財	歴史資料	廻船問屋ほか船頭衆寄進灯籠	大浜町 907 滑石 1887	1 括	H17.10.3
	建造物	横島の経塚記念碑	横島町京泊		H17.10.3
	歴史資料	加藤島之助の墓	横島町大園字谷原 953 番		H22.4.21
市選択無形民俗文化財	横島潟担い節	横島町横島 9179		H17.10.3	

■東部地域

種 別	名 称	所在地	員数	指定日付	
国登録有形文化財	建造物	梅林天満宮本殿	津留 499	1 棟	H15.10.17
	建造物	梅林天満宮拝殿	津留 499	1 棟	H15.10.17
	建造物	梅林天満宮楼門	津留 499	1 棟	H15.10.17
	建造物	梅林天満宮鳥居	津留 499	1 基	H15.10.17
県指定重要文化財	彫刻	木造阿弥陀如来立像	伊倉北方 3140	1 軀	S62.11.12
	歴史資料	宇佐八幡宮関係石塔群(報恩寺跡)	伊倉北方	7 基	H11.10.29
	歴史資料	補陀落山渡海供養塔及び板碑群(報恩寺跡)	伊倉北方	10 基	H11.10.29
県指定天然記念物	唐人舟つなぎの銀杏	伊倉北方字西屋敷 3211	1 本	S40.2.25	
県指定無形民俗文化財	梅林天満宮流鏝馬	梅林		H16.4.19	
市指定史跡	肥後四位官郭公墓	伊倉南方 1347 番地	1 基	H19.5.15	
	振倉謝公墳	伊倉北方 3319 番	1 基	H22.8.25	
市指定重要有形文化財	工芸品	麒麟香爐 附 富田大鳳筆伊倉八幡祠記	伊倉北方 3015 番地	1 対 1 巻	H19.3.1
	歴史資料	吉利支丹墓碑	伊倉北方 3178 番地	1 基	H19.3.1
	建造物	生見六地藏石幢	安楽寺字生見 294-1	1 基	H23.7.20

市指定天然記念物		伊倉南八幡宮の大樟	宮原字屋敷 632 番地	1 本	H19.7.11
		伊倉南八幡宮のナギ	玉名市宮原字屋敷 632 番	1 本	H21.7.23
市登録有形文化財	考古資料	肥後四位官郭公墓出土青磁碗	伊倉南方 1324 番地	1 点	H17.10.3
	建造物	蓑田六地藏石幢	安楽寺字土器田 2055-1	1 基	H23.8.25

■南東部地域

種 別	名 称	所在地	員数	指定日付	
県指定史跡	経塚・大塚古墳群	天水町部田見字城ノ平 1213-1 他 4 筆	4 基	H10.9.16	
市指定史跡	尾田貝塚	天水町尾田字本村屋敷 615 番		H20.8.18	
	石塘	天水町部田見字石塘 2911 番、2922 番、2923 番 2		H22.4.21	
	明人林均吾墓	天水町部田見字城ノ平 1171 番 1	1 基	H22.4.21	
市指定重要有形文化財	歴史資料	六地藏板碑	天水町野部田 882 番地 2	1 基	H19.4.8
市指定重要無形民俗文化財		小天天子宮火の神祭り	天水町小天		H23.3.23

■全域

種 別	名 称	所在地	員数	指定日付
市指定重要無形民俗文化財	肥後神楽	市内各地		H22.4.21



梅林天満宮流鎬馬



大野下の大ソテツ

第5章 文化資源を活かした地域振興計画 ～将来への展望～

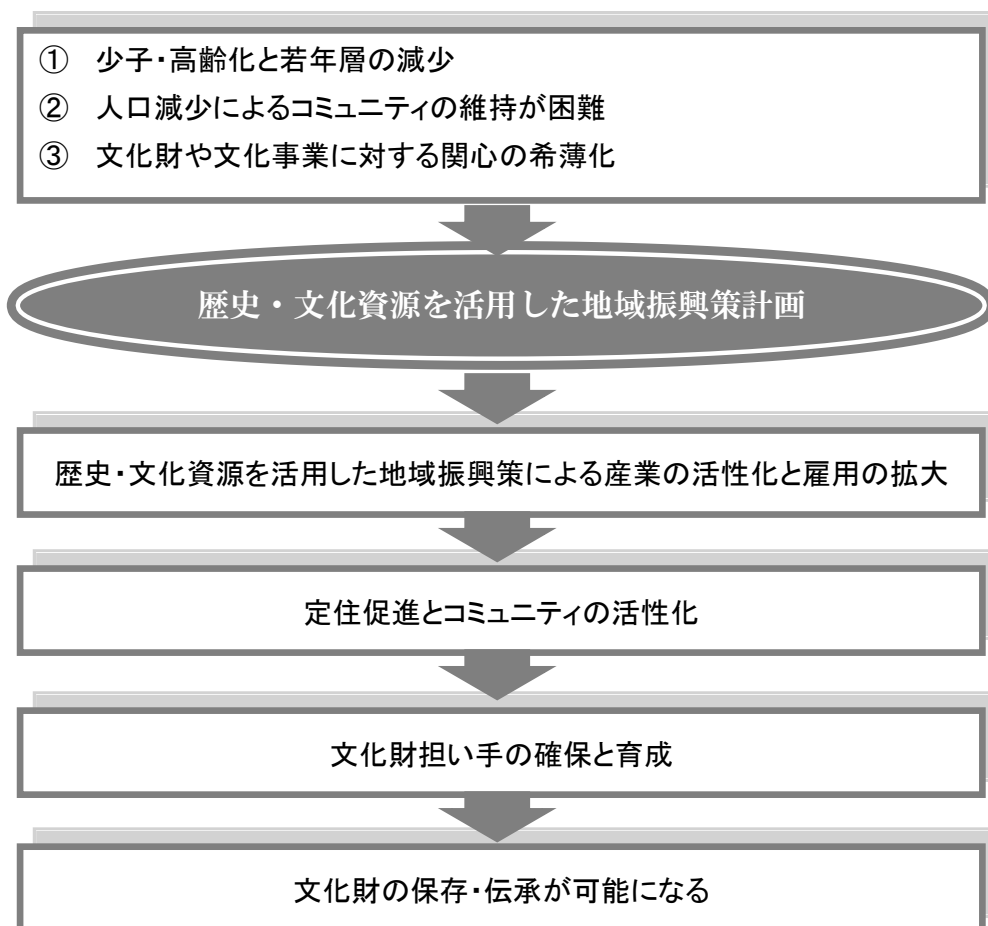
1. 振興計画の目的

玉名市には貴重な文化財が数多くありますが、その保存・管理にあたっている地域では少子高齢化が進んでおり、コミュニティの維持も困難になってきています。

従来のような、地域の文化財を地域で護るための取り組みが難しくなりつつあり、神社などの建造物を修復したり、祭礼を行う際にも、氏子の減少により人的、資金的に負担が増加しているのが現状です。

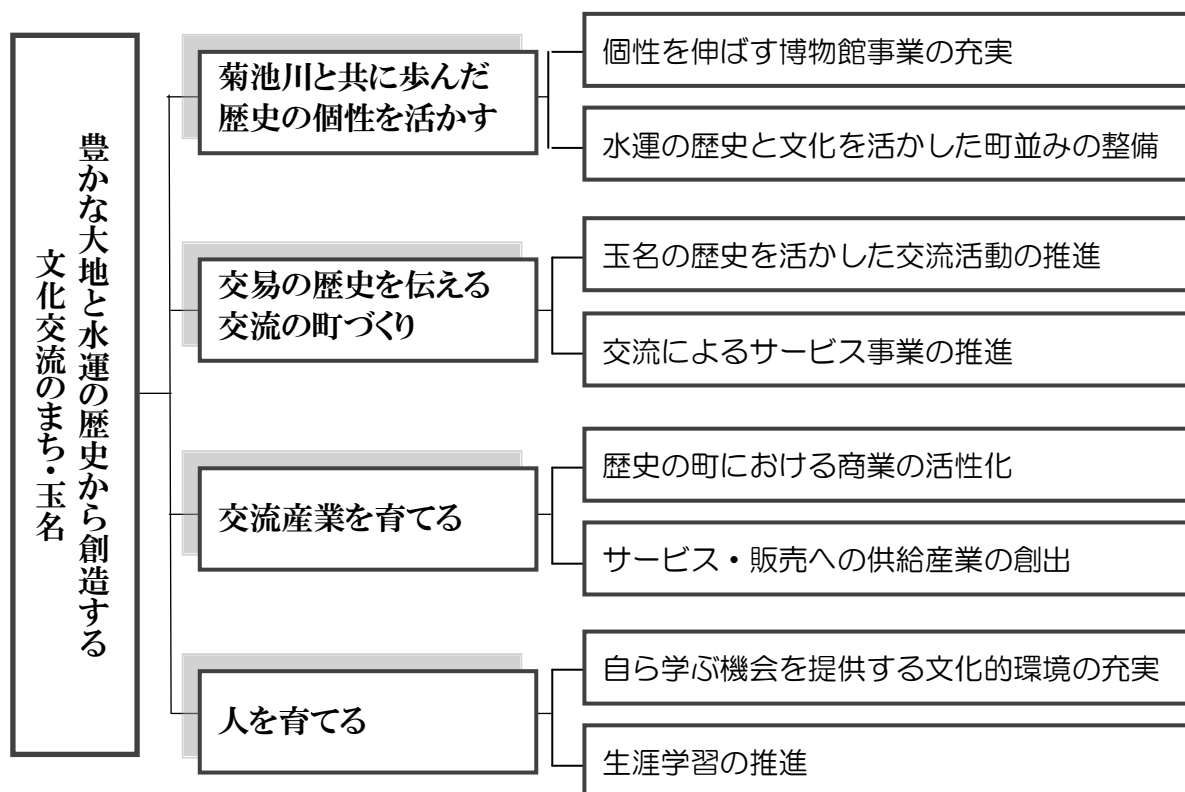
文化財保護の担い手不足は深刻さを増しており、関わる市民の減少は、文化財に対する関心が希薄になっていくことにつながります。

歴史・文化資源を活用した地域振興策により、定住促進と地域雇用の拡大を図ることによって、後継者となり得る人材の確保に努め、コミュニティの活性化を図ることが必要です。



2. 振興計画の構成と内容

《計画の構成》



《振興計画のテーマについて》

- 玉名は、山麓に連なる台地と菊池川一帯の平野、そして有明海へ広がる干拓地という豊かな大地の恵みを受けて発展してきました。
- 菊池川や有明海の河川交通と海運の港が形成され、生産物や物資の集散地となり、古くから重要な役割を果たしてきました。
- 港町には多様な人々が往来・滞在し、歴史と文化が重層的に伝えられてきました。
- 交易と共に、人々の交流を通じた文化や技術が集積、発達し、地域の文化を豊かにしてきました。

※ 玉名市の自然環境・歴史・文化を継承し発展的なまちづくりを推進するにあたり、「豊かな大地と水運の歴史から創造する文化交流のまち・玉名」をテーマとして設定します。

(1) 施策－1 菊池川と共に歩んだ歴史の個性を活かす

①個性を伸ばす博物館事業の充実

玉名市の文化資源の再評価と発展のためのフォーラムなどを開催し、玉名市の文化の価値を高める活動を継続して行っています。このような情報を発信し続け、再評価活動を定着化していくことで玉名市の個性化を図っていきます。

歴史博物館においては、関連する資料の調査・収集を行い、常設展示を充実するほか、企画展示を継続して開催していきます。また、各地の博物館との連携や観光部門との連携を図るなどして、市外での展示・公開活動を行い、玉名市の歴史や文化を発信していきます。

現在、博物館友の会では112名のメンバーで博物館行事をサポートしていますが、行事のサポート以外にも、文化財保存活動や調査・研究、展示活動におけるレベルアップを図り、博物館事業の向上に努めます。

■主な施策

- フォーラム開催などの情報発信による玉名市の個性化形成
- 歴史博物館の常設展示の充実及び企画展示の開催
- 博物館友の会のレベルアップによる博物館事業の充実

②水運の歴史と文化を活かした町並みの整備

中世から近世にかけて港町として栄えた高瀬・伊倉・大浜では、往時をしのばせる町並みや石造物、寺社が残されています。特に高瀬周辺は裏川や高瀬船着場跡（俵ころがし）といった水運としての史跡も少なくありません。

高瀬の町では裏川が水際緑地公園として、またかつての商家を復元整備した交流活動の拠点として「高瀬蔵」があり、来訪者を迎え入れる事業にも取り組んできました。また、住民の間でも交流活動や町並み整備事業が行われています。

高瀬では、熊本県や大学の協力を得ながら、高瀬船着場跡から裏川へ続く史跡及び水際緑地公園と一体的な保存・整備を図っていきます。町並みにおいては、統一性あるサインや案内板の設置、道路整備を行い、かつての港町としての姿を伺える演出が求められています。また、建築物の保全・修復などについても、地域住民の取組の支援をしていきます。

同様に、伊倉、大浜の町についても、現在残されている建築物や史跡の保全に努め、町並みの整備を進め、来訪者を受け入れる交流の拠点としていきます。合わせて、景観を考慮し歴史を伝え統一性のある町並みとして整備していきます。

■主な施策

- 高瀬及び水運関連史跡などの一体的な町並み整備
- かつての港町である伊倉・大浜・晒の町並み整備、建造物・史跡の保存
- 来訪者を迎え入れるサインや案内板の整備の促進
- 町並み保存など住民活動の支援

(2)施策－2 交易の歴史を伝える交流の町づくり

①玉名の歴史を活かした交流活動の推進

玉名の歴史を活かした交流活動を行うことは、訪れる人たちが「消費者資本」を蓄積することです。消費者資本とは、個人としての消費者が自分の中に蓄積している無形の技術や文化理解、知的資産のことを指します。玉名市に訪れ、地域の歴史や文化、地域の人々に出会う「時間」をより「充実した時間を提供」することで、消費者資本が蓄積されることとなります。玉名市の自然や歴史・文化資源をプレゼンテーションし、充実した時間を提供する交流活動を推進します。

交流によって現在ある地域産業に活力を与えること、交流によって新しい産業をつくり出すこと、交流によって新しい職種を開発するといった地域産業への貢献が期待できます。そのため、まちづくり活動を交流促進につなげていく戦略を立て、交流人口の拡大を図ります。

一方で、文化財を来訪者に公開することは、保護の面からはリスクを伴います。そのためにも文化資源の価値を高め、地域の人々がよく理解し、保護と活用をマネジメントした交流事業としていくことが重要です。来訪者を受け入れるアクセスや案内板を整備し、地域の人々が来訪者と対話する知的体力を備えることでさらに魅力的な交流としていきます。

■主な施策

- 地域の自然や歴史・文化資源を守り継承するまちづくり活動の推進
- 交流を活かしたまちづくり活動による交流人口の拡大と消費の拡大
- 地域資源の保全に考慮した来訪者の利便性の確保（アクセス、案内板など）

②交流によるサービス提供の推進

玉名市では、玉名温泉や小天温泉といった宿泊サービス、いちごやみかんをはじめとする農産物、有明海の海産物、小岱山麓の薬草や玉名ラーメンなどの飲食や土産物が提供されています。今後、交流促進を図ることで、現在のサービス提供の機会の拡大を図っていきます。

また、自然や歴史・文化的魅力を町並みや農村地帯において演出することにより、地域全体で交流活動を推進しサービスの機会を創出していきます。商店街においては、町の歴史や町並みを活かした商品開発やサービス提供により個々の商品や店舗の魅力を高めていきます。また、田園地帯や漁業地帯においては、体験活動やフットパスなどにより交流を図り、飲食や物販のサービスを高めるとともに、宿泊施設などと連携して滞在時間や滞在日数の延長を図ります。さらに、タクシー事業者やボランティアガイド、市民においても来訪者を迎え入れる意識の醸成を図っていきます。

■主な施策

- 自然・歴史・文化的資源を活かした交流促進によるサービス提供機会の拡大
- 歴史的背景のある商店街における商品開発や新サービスの開発促進
- 市内全域での事業者連携によるサービス提供体制の充実
- 来訪者を迎え入れる意識の醸成

(3) 施策－3 交流産業を育てる

① 歴史の町における商業の活性化

かつての港町である高瀬・伊倉・大浜・晒の町は物資や人の集散地であり、消費の地として歴史を歩んできました。しかし、時代の変遷とともに商圈の変化による流動化が進み、商店街の空洞化が進みました。

かつて商業の中心であった高瀬を中心に、町並み整備と現在残されている建造物などの保存・修復を行うことで、来訪者を顧客の主流とする交流型商業への転換を図っていきます。そして歴史的背景に基づいた、港町としての物語性を商店街で演出することにより、周遊性を高め、来訪者の滞在時間の延長を図ります。これまで行われてきたイベントや交流活動と地域の商店街との連携を深め、歴史的・文化的価値を背景として発展させていくことが可能になります。

また、豊富な歴史・文化的背景をもとに店舗や商品、そして人といった面で個々の商店の魅力高め、ひいては商店街の魅力とし、商業の活性化に寄与していく取り組みを推進していきます。

■ 主な施策

- 高瀬・伊倉・大浜・晒など、かつての港町の物語性による周遊型商店街の形成
- 交流型商業のための各店舗の魅力の向上
- 市民による歴史・文化を活かした交流活動の推進

② サービス・販売への供給産業の創出

交流活動によるサービス提供においては、交流による直接効果高めるとともに、間接効果の自給率を高めることが地域産業の活性化にとって重要です。提供するサービスや販売品の製造や原材料生産を地域内で供給していく体制をつくることで、地元の経済効果を高めます。

かつての玉名市は、河川舟運・海運の拠点として重要な役割を果たしていました。そして水運を支える産物として、米をはじめとする農産物や工芸品などがありました。

現在でも「玉名ブランド」の取り組みに見られるように、地域の産物を活かした商品開発が行われています。魅力的な加工食品や工芸品の開発を推進し、また料理の開発により食材の地元供給を促します。

さらに、玉名市の生活文化史を紐解く中から、作り手や産地などを背景とした物語性豊かな商品や料理を開発し、付加価値を高めていきます。

■ 主な施策

- 地域内自給率向上のための供給体制の構築
- 商品開発における付加価値としての歴史・文化資源の活用

(4)施策－4 人を育てる

①自ら学ぶ機会を提供する文化的環境の充実

玉名市では、菊池川と有明海、そして玉名平野という自然環境、裏川の花しょうぶ、蛇ヶ谷公園の桜、天水みかんの花、山田の藤といった四季を彩る花、そして史跡や町並みといった歴史的環境、歴史博物館や草枕交流館などの文化施設を有しています。

こうした文化的資源に恵まれているなかで、市民が多様な人々と交流する機会を得ることは、玉名から情報やもてなしを提供すると同時に、訪れた人々から新しい知識や知恵、自らの文化的価値を与えてもらえる機会でもあります。こうした機会は、学びへの動機になります。

そして、その動機に応える環境整備のため、資料の収集や展示・公開など、歴史博物館や図書館、公民館などの機能の充実を図ります。そして行政や関係機関、市民団体による文化活動を促進し、文化的景観を含めた文化的環境を整えることによって、文化財を保存・伝承する人材育成を図っていきます。何より、文化遺産を活かしたまちづくりの推進を通して、日常的に子供たちが地域の文化に触れあう機会を増やし、将来的に玉名市に誇りをもつことが期待されます。

■主な施策

- 市民と来訪者の交流機会の創出
- 歴史博物館や図書館、公民館など文化施設の機能の充実
- 行政機関や市民団体による文化活動・学習活動の促進

②生涯学習の推進

文化財を保存・伝承していくのは市民です。国や県、市がそれぞれの文化財に対して保護の対策をとることは当然ですが、これらを市民の財産としていく活動を行い、市民が先人たちから受け継ぎ、自らの誇りとして将来へ継承していくことが何より求められます。

現在、玉名市が豊富に有する文化財の保存・伝承活動をさらに普及することが求められます。また、その保存方法や管理手法についても、知識や技術を習得していくことが重要です。文化財を極力良好な保存状態で、市民に育まれる生命力を内包しながら伝承していくには、保存・伝承を担う人材育成が不可欠です。

そこで、市民へ広く理解を促進するため、文化的環境を整え、子供の頃から学びの動機を得る機会を提供し、市民の学習活動を促進していきます。また、文化財保存・伝承には専門的な知識や技術と合わせて、これをマネジメントし活用していく人材が重要です。このような人材を積極的に地域内外から受入れて育成し、文化活動を展開していきます。

■主な施策

- 文化財保存・伝承に関する市民の理解促進
- 保存・伝承を担う人材育成
- 文化財をマネジメントする専門的人材の確保及び育成
- 文化財保存・伝承を担う市民ボランティアの育成

第6章 文化振興計画

1. 計画の基本方向・重点施策

(1) 計画の基本方向(ビジョン)

市民の文化振興における重点課題

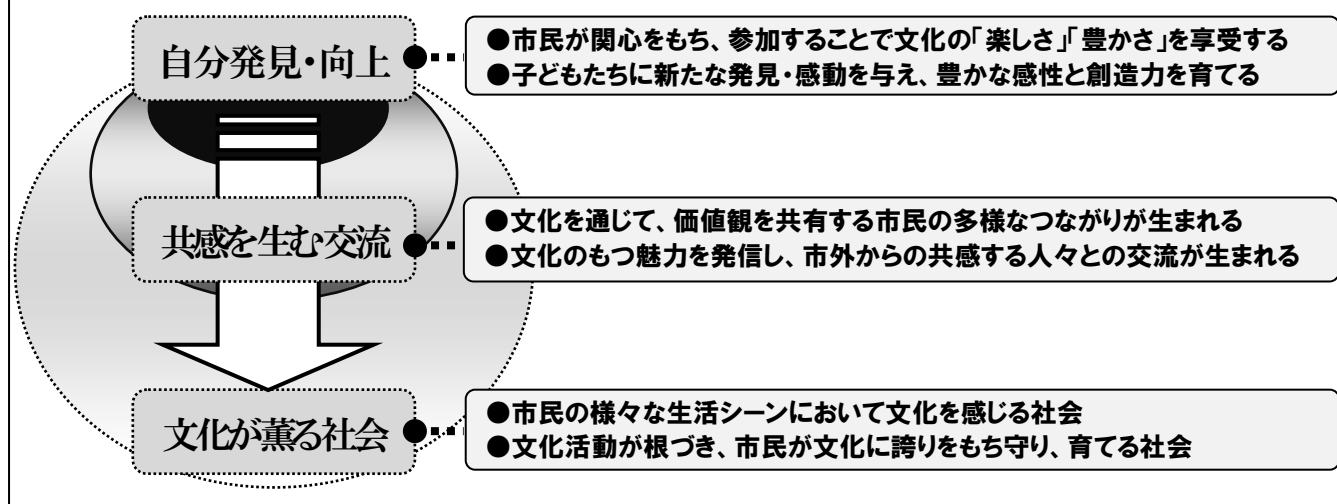
市民の文化芸術に対する関心喚起と参加意欲の醸成

市民の関心の高い文化芸術活動の充実

文化を支える施設・人材の維持・充実

玉名文化の発信力の強化

<市民が豊かさを実感する文化のまちづくりの流れ>



文化振興の基本方向

文化のまちづくりに求められるテーマ

市民の文化の関心を高め、参加のきっかけをつくる

文化活動へ参加する市民の裾野を広げる

文化活動を根づかせ、人材を育てる

文化を楽しめる環境(施設・人)を充実する

文化の魅力を発信し、交流を拡大する

基本施策の項目

文化と
つながる

市民の関心を高める
市民の参加を広げる

文化を
楽しむ

市民が文化にふれ、学ぶ
市民の文化活動が根づく

文化を
支える

文化拠点の充実
文化活動の支援・育成

文化を
広げる

文化を通じた市外との
交流の拡大
玉名文化の発信

(2)重点施策

重点施策1：文化の情報発信力の強化

インターネットやスマートフォンなどの ICT の普及に伴い、市民が情報を受発信する媒体も多様化しています。市民がより文化への認知・関心を高めていくため、様々な年代のニーズにあった多様な情報メディアを活用した文化情報の発信を進めるとともに、市内外への文化情報の発信により幅広い交流活動への拡大を図ります。

- 市 HP 等を活用した情報発信の充実(だれでもどこでも文化情報の受発信のできる環境整備)
- TV、新聞等のマスメディアを通じた文化情報の発信(パブリシティ活動の強化)
- 全国各地の音楽のまちとの文化交流の推進(文化イベント・シンポジウムの共催等)

重点施策2：子どもの文化体験による創造力・愛郷心の醸成

学校教育や社会教育を通じて、子ども達が玉名市の歴史文化や音楽にふれ、体験する機会を拡大することで、創造性豊かな人材の育成を図るとともに、地域に対する愛着心を高めていきます。

- 学校教育における郷土学習機会の充実(「玉名学」の実践)
- 学校などでの子どもの音楽にふれる機会の充実(アウトリーチ事業の推進)
- 親子参加型文化体験イベントの開催

重点施策3：文化活動を支える人材の育成

参加者の高齢化、会員減少が進む文化団体や地域の民俗芸能の保存団体の育成・支援を図るとともに、市民の自主的な文化活動を促進する機会づくりを進めます。

- 文化協会ならびに既存の文化団体の活動支援
(市補助制度等による支援、国・県の文化補助事業、企業メセナの活用推進等)
- 文化団体への参加促進に向けた取組みの支援
(団体間の共同イベントの開催、広報活動の充実等)
- 子どもを対象とした伝統行事の催し会の開催

2. 基本施策1：文化とつながる

■ 現状及び課題

課題1：文化活動への市民の関心喚起・認知促進

【市民意識調査・小中学生アンケート調査からみた課題】

- 市民意識調査では、この1年間に文化芸術を鑑賞したことがない人が27.6%、文化芸術活動に参加したことはない回答者が67.0%と半数を超えています。
- 文化行事などの認知度は「繁根木八幡宮大祭」「市民文化祭」「市民音楽祭」を除く文化催しの認知度が50%以下と低い傾向にあります。
- 小中学生の伝統行事に対する認知度は低く、伝統行事や民俗芸能を知らない人が80%程度あります。
- 「音楽の都 玉名」の認知度は一般市民で50%以下、小中学生では30%程度と低く、市の文化のブランドイメージとして効果的な発信が求められます。
- 子どもや若者の文化・芸術への関心を高める事業の充実に対する意識が高くなっています。

課題2：市民に届く文化情報の発信

【市民アンケート調査・小中学生アンケート調査からみた課題】

- 文化芸術に関する情報が少ないという意見が多くあります。文化芸術活動に関する情報収集手段は「新聞」「テレビ・ラジオ」「市の広報紙」の3項目が最も高くなっていますが、若い世代は「インターネット」を情報手段とする傾向が高くなっています。

課題3：参加できていない文化に関心のある市民へのアプローチ

【市民アンケート調査・小中学生アンケート調査からみた課題】

- 市内の文化催し、伝統行事についてはいずれも認知度、参加度が低くなっていますが、今後の参加意向についてはこれまで参加経験のない層からの意向が高く、これらの関心層を文化活動の参加へいかにつなげいくかが課題となっています。
- 文化活動に参加しない理由としては、「忙しくて時間がない」「参加したい活動が身近にない」が多くなっています。

(1) 施策：市民の関心を高める

① 様々な市民層に届く文化情報の発信

市民の文化への関心を喚起するため、市民が必要とする文化情報の提供を行う必要があり、様々な市民の情報入手方法のニーズに対応した効果的な文化情報を発信します。

また、日常的なシーンの中で文化情報にふれる機会を広げ、関心の少ない市民に対しても文化情報を知る機会を増やしていきます。

■主な施策

- 市広報紙による文化情報の提供
- 市HPなどを活用した情報発信の充実
(だれでもどこでも文化情報の受発信のできる環境整備)
- 「音楽の都 玉名」市マスコットキャラクター「タマにゃん」の活動の拡大
- 公共施設や商店街などでの文化情報の掲出機会の充実

② 子どもの文化に関する認知促進

民俗芸能を中心とした市の歴史文化を子ども達が知り、学び、郷土への愛着を高める機会を増やし、子どもの文化に対する認知促進を図ります。

■主な施策

- 学校教育における郷土学習機会の充実（「玉名学」の実践）

(2) 施策：市民の参加を広げる

① 文化活動の経験が少ない市民が参加しやすい環境づくり

これまで市内の文化鑑賞や文化活動に参加したことがなくても、今後参加してみたいと考える関心層に参加につなげていくため、参加できない理由となっている時間、場所といった制約の解決、初心者でも気軽に文化活動に参加できる環境づくりを進めます。

■主な施策

- 文化活動の未経験者が気軽に活動へ参加できる環境づくり
(お試し文化体験機会づくり、初心者向け文化講座の充実)
- 参加しやすい時間を考慮した文化事業の開催（音楽イベントの開催など）

② 文化への参加のきっかけづくり

様々な機会をとおして市民の文化活動への参加につなげていくためのきっかけをつくります。特に、市民の関心の高い子どものための文化活動をきっかけにした参加の輪を広げる機会をつくりま

■主な施策

- 親子参加型文化体験イベントの開催
- 文化事業以外の市及び地域行事への音楽イベント等文化事業の連動
- 音楽を通じて幅広い市民が参加する文化イベントの開催
- 公民館等身近な文化鑑賞、文化活動機会の充実



アウトリーチ事業



市役所ロビーコンサート



ねむの木コンサート(歴史博物館ころろピア)

3. 基本施策2：文化を楽しむ

■ 現状及び課題

課題1：音楽を中心とした鑑賞機会の充実

【市民意識調査・小中学生アンケート調査からみた課題】

- 市民の文化芸術の鑑賞経験については、「映画鑑賞」「美術鑑賞」「音楽鑑賞」の順で多くなっていますが、身近に出かけたいと思う文化芸術の催しが少ないとする意見が高く、熊本市などの市外に出かける傾向が高くなっています。
- 「市民音楽祭（市民会館）」「ブリヂストン吹奏楽団久留米定期演奏会」「歴史博物館こころピアコンサート」の音楽分野については、20・30歳代の若年層を中心にこれまで参加したことがない人の今後の参加意向が高くなっています。
- 今後の文化振興に力を入れることは「コンサートや舞台、美術などの鑑賞機会を充実する（47.5%）」「子どもや若者の文化・芸術への関心を高める事業を充実する（40.0%）」の2項目が最も多くなっています。
- 市民会館・歴史博物館こころピアに特に力を入れてほしいことは「催し物を充実する」となっています。
- 小中学生の関心・興味のある文化活動としては「映画やアニメーション」がと最も多く、次いで「クラシック以外の音楽」となっています。
- 中学生では音楽のまちづくりとして市民参加、学校吹奏楽の交流のできる音楽イベントの充実を望む意見が多くなっています。

【現状の主な取組み】

- 「音楽の都 玉名」づくりをめざし、市民音楽祭・スクールバンドコンサート・文化協会の加入団体によるコンサートまた市民文化祭による発表会、歴史博物館こころピアでコンサートが行われています。
- 放課後子ども教室にて、学習やスポーツの他に、地域の方と一緒にカルタやたこあげ、楽器の演奏などの文化活動を行っています。
- アウトリーチ事業では、演奏家を小学校等に派遣し生演奏を聞いたり、楽器を体験したりしています。
- NPO法人高瀬蔵が、高瀬を象徴するかつての商家を整備した「高瀬蔵」で音楽等の多くのイベントを開催しています。

課題2：市民の文化活動及び郷土文化の学習活動の充実

【市民アンケート調査・小中学生アンケート調査からみた課題】

- （鑑賞を除く）文化活動にこの1年間に体験したものは無い人が66.3%と半数を越えています。若い世代で「忙しくて時間がとれない」ことが理由となっていますが、「参加したい活動が身近にない」ことが理由となっている人も多くなっています。
- 文化活動に参加している人の主な分野は「生活文化（生け花、お茶、手芸など）」「音楽」「美術」となっています。参加方法は「個人による活動」「地域を中心としたサークル（公民館）活動」「活動に関心のある有志を中心としたサークル活動」の3項目が高くなっています。

【現状の主な取組み】

- 文化活動の発表機会となっている市民文化祭や各団体の催物は、団体関係者の観覧者が多く、一般市民の参加拡大が望まれます。
- 歴史博物館こころピアでは、郷土の歴史・文化の継承を目的とし、魅力ある事業を心掛けながら、企画展では玉名の代表的なもの、特に伝えていく必要のあるものをテーマに年4回行っています。また、無料スペースを活用した催し物なども数多く手掛け、毎年新たな企画展を実施しており、「昭和の暮らし」展、「博物館書道展」「勾玉作り」などが成果をあげています。
- 身近な文化の学習機会として、公民館講座では、大正琴、和装着付け、ペン習字、茶道、生け花、書道などを4公民館で開催しています。

（1）施策：市民が文化にふれ、学ぶ

① 音楽を中心とした文化の鑑賞と交流機会の充実

子どもの頃から一流の音楽にふれ、感性を高める機会を充実するとともに、幅広い市民が音楽行事に参加し、多様に交流する機会をつくります。

文化活動の中核拠点である市民会館を有効に活用し、市民の関心のある催しを充実させます。また、公民館や学校などを活用し各地域に密着した身近に音楽にふれることができるイベントを充実していきます。

■主な施策

- 市内外の幅広い人を集める音楽祭の開催（グレンミラー音楽祭など）
- 市民音楽祭・歴史博物館こころピアでコンサート・市役所ロビーコンサートなどの開催
- スクールバンドコンサートの開催（学校吹奏楽の交流イベントの充実）
- 学校などでの子どもの音楽にふれる機会の充実（アウトリーチ事業の推進）
- 地域拠点での音楽活動の展開（音楽イベント、各種コンサートの開催など）
- 市民会館での文化催しの充実（関心の高い映画上映会の定期開催など）

(2)施策：市民の文化活動が根づく

① 生涯学習と連動した文化を学ぶ機会の充実

生涯学習との連動により一過性でなく、継続した文化活動、学習活動による文化が育つ環境づくりを進めます。また、市民文化祭への一般市民の参加を高め、文化活動への参加の輪を広げます。

高齢者等が身近な環境で文化を学べる機会や子ども達が文化活動を体験し、文化を学ぶ機会を充実させるため、各年代のニーズにあった文化を学ぶ機会づくりを進めます。

■主な施策

- 公民館等の身近な文化学習機会の充実
(文化協会や地域人材の講師の活用による学習プログラムの充実など)
- 歴史博物館ころろピア等での子どものための文化活動体験ワークショップの開催
- 老人会等の高齢者の文化活動機会の充実
- 一般市民の関心と参加を高める市民文化祭の企画(文化バザーなど併設イベントの開催など)

② 歴史博物館ころろピアにおける郷土の文化にふれ、学ぶ機会の充実

郷土文化の発信拠点である歴史博物館ころろピアを活用した展示・体験・学習機会の充実を図ります。

■主な施策

- 勾玉作りなどの体験型イベントの充実(子供向け夏休みイベントなど)
- 学校等との連動による施設での学習機会の拡大



体験学習風景 (歴史博物館ころろピア)

4. 基本施策3：文化を支える

■ 現状及び課題

課題1：文化施設的环境整備

【市民意識調査・小中学生アンケート調査からみた課題】

○玉名市内の文化施設のうち、利用している回答が多い施設は「市民図書館」「市民会館（ホール）」となっていますが、図書館以外の施設はいずれも利用していないとする回答者が半数を越えています。

○文化施設を利用している回答者の施設に対する満足度が低い理由としては「施設が古い」「施設への交通の便が悪い」「設備が古い」となっています。

課題2：文化団体の育成

【現状の取組み・課題】

○文化協会の各団体の会員数の減少が課題となっており、幅広い市民の関心を高め、参加を促進する方策が求められます。老人会や生涯学習での文化活動が並行して実践されており、それぞれの活動の連動性がないため、連携した文化活動の相乗効果をあげる仕組みづくりが求められます。

課題3：地域の民俗芸能を守り、支えるまちづくり

【市民アンケート調査・小中学生アンケート調査からみた課題】

○地域の歴史文化、伝統行事やまつりを大事にするまちづくりへの関心は一般市民、小中学生ともに高い傾向にあります。小中学生では各地域の神楽に参加したことがある児童生徒は多く見られます。

【現状の取組み】

○民俗芸能の後継者育成については、地域に残る民俗芸能保持団体の活動を支援することにより、地域で保存する機運を高めています。



玉名神楽フェスティバル

(1) 施策：文化拠点の充実

① 文化拠点の環境整備による機能向上

市民会館をはじめとする文化施設の利用度を高めるため、施設整備を含めた施設機能の充実、交通アクセス等の周辺環境整備を図ります。

■主な施策

- 市民会館をはじめとした文化施設の施設環境の改善
- 施設への交通アクセス環境の向上

(2) 施策：文化活動の支援・育成

① 文化活動団体の支援・育成

文化振興の担い手である文化協会等の活動団体の参加者拡大等の組織の充実に向けた取組みを支援するとともに、各種文化団体の活動に対する補助制度など、支援を行います。

■主な施策

- 文化協会ならびに既存の文化団体の活動支援
(市補助制度等による支援、国・県の文化補助事業、企業メセナ等の活用推進など)
- 文化団体への参加促進に向けた取組みの支援
(団体間の共同イベントの開催、広報活動の充実など)
- 新たな文化活動団体づくり(サークル化)への支援

② 民俗芸能の保存・継承

各地域の神楽等の民俗芸能の保存・継承に向け、子どもへの啓発活動を地域と行政が連携し進めるとともに、市民や市外に民俗芸能にふれる機会の充実を図ります。

地域の民俗芸能など、郷土文化を後世に残すため、映像などのデータベース化を図ります。

■主な施策

- 子どもを対象とした伝統行事の催し会の開催
- 神楽等の民俗芸能の発表機会の充実(市外での公演などのPR機会づくり)
- 民俗芸能の映像アーカイブへの記録・保存

5. 基本施策4：文化を広げる

■ 現状及び課題

課題1：文化を通じた市外との交流の拡大

【市民意識調査・小中学生アンケート調査からみた課題】

○今後の文化振興に力を入れることは「たくさんの方が玉名市を訪れる文化イベントが行われるまち」となっています。

【現状の取組み】

○文化を通じた国際交流として米国クラリダ市と中国瓦房店市との訪問団による定期的な相互訪問を実施しています。また、米国クラリダ市で開催されるグレンミラーフェスティバルに玉名女子高等学校吹奏楽部が定期的に演奏者として参加しています。また中国瓦房店市との交流については、活性化を図る必要があります。

(1) 施策：文化を通じた市外との交流の拡大

① 幅広い市民の文化交流の拡大

これまでの実績のある米国クラリダ市と中国瓦房店市などとの国際交流を継続し、市民の国際交流を推進します。

また、市外周辺からの玉名市への来訪機会となる文化イベントを開催し、市外との交流機会の拡大を図ります。

■ 主な施策

- 米国クラリダ市と中国瓦房店市などとの国際交流の推進
- 玉名市内外からの集客効果のある文化イベントの開催（グレンミラー音楽祭など）

(2)施策： 玉名文化の発信

① 対外的な文化発信力の強化

多様なメディアを効果的に活用しながら、「音楽」「歴史」のまち玉名の魅力を発信することで、市民への周知と広域的なPRの充実を図ります。

特に「音楽の都 玉名」を全国的に発信していくため、全国各地の「音楽」を振興するまちとの文化交流を拡大します。

■主な施策

- TV、新聞等のマスメディアを通じた文化情報の発信（パブリシティ活動の強化）
- 玉名市の文化情報を一元的に発信できるデータベースメディア（専門ホームページ）の構築
- 全国各地の音楽のまちとの文化交流の推進（文化イベント・シンポジウムの共催など）



四十九池神社大祭



裏川花しょうぶ祭り



グレンミラー生誕地記念館にて

第7章 計画の推進

1. 文化振興の中核となる推進体制づくり

本計画の推進にあたっては、行政のみならず、一般市民をはじめ、専門家、文化団体、ボランティア団体、地域団体、企業、学校等教育機関などが、文化振興に関わる様々な活動に対して連携・協働し、それぞれの役割を果たしながら一体となって取り組みます。そのための体制づくりが重要です。

【連携・協働による文化振興に求められる各主体の役割】

■ 市民

- 文化財をはじめふるさとの伝統文化を守り、愛着をもち後世に継承する心を育てていきます。
- 市民が文化活動への関心をもち、文化にふれ、文化イベントに参加することで、豊かな心を育むとともに、文化の担い手として、主体的に文化活動を展開します。

■ 文化団体等市民団体

- 文化振興および文化財に関する市民活動の基盤として、活動機会を広げるとともに、活動内容を幅広く発信し、市民参加を促進します。
- 活動団体間の連携により、質の高い活動を展開するとともに、行政との連携により市民が活動しやすい環境づくりを支援します。

■ 行政

- 文化施設や公民館等の活動を通して、市民が文化にふれ、活動する機会を提供します。
- 学校教育を通じて、地域を担う子どもたちへ文化の理解促進を図るとともに、子ども達の文化活動への参加を促進します。
- 文化財に関する保存・公開にあたっては教育委員会により事業を推進するとともに、関連部局との連携を図りながら、文化財を活かしたまちづくりを展開します。
- 文化財・文化活動を市民へ情報提供し、文化活動への意識啓発を行うとともに、市外へ幅広くその魅力をPRし、文化を通じた交流活動を活性化させます。



アウトリーチ事業

2. 計画を着実に推進するために

市民との連携・協働の体制を構築するとともに、教育委員会が中心となり、関連部局との連携により推進することとします。市内はもとより、自治体の枠を超えての連携も必要です。これに加えて、積極的な情報発信を行っていかねばなりません。

そのうえで個別の事業について、短期、中期、長期にわたる具体的な取り組みを明確にして、実施計画に位置付け、取り組みを進めていくことにします。

また、市民や有識者、専門家などで構成された外部組織などを活用し、施策の成果に対する評価・検証を行うとともに、取り組みに対する意見・助言を得ながら、効果的な計画の推進を行います。

○ 学校教育・生涯学習分野

地域の歴史文化の理解を促すための教育の推進や、身近に文化活動の機会や情報の提供を行い、地域文化の担い手の育成、また文化財保護を支える人材の育成など、密接不可分の関係にあり重要な役割を担います。

○ 福祉分野

芸術文化や文化財保護の活動は、高齢者の生きがいや健康づくりにも大きくかかわっています。また、障がい者の芸術活動は自立と社会参加意欲へつながるとともに、その作品が高い評価を得てきています。誰もが文化活動に参加しやすい環境づくりが必要です。

○ 地域振興分野

地域の特色ある歴史と文化を生かしたまちづくりを進めていくことが必要です。地域の未来を考えることは、地域の今と過去を知ることから始まります。

○ 建設・都市計画分野

文化財とその周辺環境を保全するために重要な役割を担います。特に文化的景観保護においては、景観法との連携は不可欠です。また、文化財の保存整備と活用のためには、都市公園としての位置づけ、アクセス道路も必要です。

○ 環境分野

記念物や文化的景観等、自然環境を対象とする際には、環境分野との連携は重要です。干潟の環境保全や、外来生物の生態系への影響などの問題も重要になっています。

○ 農林水産分野

玉名市では農林水産業に係る文化的景観が大きな割合を占めており、農林水産業の振興が景観保全についても大きな役割を果たします。また、民俗芸能や技術は生業との結びつきが強く、農林水産業と密接不可分の関係にあります。

○ 商工観光分野

地域ごとの歴史文化を生かした観光振興を進めることは、地域の人々のみならず多くの外来者を惹きつけ、地域間交流に結びつきます。また、その地域の商業や産業の振興は、町並みの保存と景観形成においても重要な要素です。

資料編

玉名市文化振興基本計画策定委員会条例

平成 25 年 3 月 28 日

条例第 7 号

(設置)

第 1 条 本市における総合的かつ計画的な文化振興の実現を図る玉名市文化振興基本計画(以下「基本計画」という。)の策定について、住民の意見を反映させるため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、玉名市文化振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画の策定業務の内容の調査及び研究に関すること。
- (2) 基本計画の内容の検討に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、基本計画の策定に係る重要事項の検討に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命した委員 15 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部文化課において処理する。

(平 26 条例 30・一部改正)

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(施行時の会議の招集)

2 第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、この条例の施行後最初に関開く委員会の会議については、教育委員会が招集する。

附 則(平成 26 年 3 月 28 日条例第 30 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

計画策定の経緯

期 日	項 目
平成 25 年 3 月 28 日	玉名市文化振興基本計画策定委員会条例制定
平成 25 年 6 月 20 日	玉名市文化振興基本計画策定委員の委嘱・任命
平成 25 年 6 月 20 日	第 1 回玉名市文化振興基本計画策定委員会
平成 25 年 7 月 8 日	第 2 回玉名市文化振興基本計画策定委員会
平成 25 年 8 月～10 月	市民アンケート調査の実施及び集計・分析
平成 25 年 10 月～11 月	小中学生アンケート調査の実施及び集計・分析
平成 25 年 9 月～10 月	文化財に関する現地調査
平成 25 年 12 月	文化事業団体、市民活動団体などヒアリング調査
平成 25 年 12 月 25 日	調査結果報告及び計画骨子打合せ
平成 26 年 3 月 14 日	文化振興基本計画（素案）庁内検討会議
平成 26 年 3 月 20 日	第 3 回玉名市文化振興基本計画策定委員会
平成 26 年 4 月 17 日	事務局打合せ、現地調査
平成 27 年 1 月 30 日	第 4 回玉名市文化振興基本計画策定委員会
平成 27 年 2 月 20 日	第 5 回玉名市文化振興基本計画策定委員会
平成 27 年 3 月	玉名市文化振興基本計画の策定

玉名市文化振興基本計画策定委員名簿

<委員>

役職	所属等	氏名	備考
会長	九州看護福祉大学 副学長	安 藤 学	
副会長	文化財保護審議会 会長	大 倉 隆 二	
委員	文化協会 理事	志 水 雅 子	
委員	公民館 館長	立 川 隆 則	
委員	教育総務課 指導主事	堀 治 也	平成 25 年度
委員	教育総務課 指導主事	吉 永 鈴 子	平成 26 年度
委員	教育委員会 教育次長	西 田 美 徳	平成 25 年度
委員	教育委員会教育部 部長	伊 子 裕 幸	平成 26 年度
委員	企画経営課 課長	島 崎 賢 二	
委員	建設管理課 課長	三 次 祐 二	
委員	建設課 課長	磯 谷 章	平成 26 年度
委員	教育総務課 課長	伊 子 裕 幸	平成 25 年度
委員	教育総務課 課長	林 一 男	平成 26 年度
委員	生涯学習課 課長	松 本 優 一	平成 25 年度
委員	生涯学習課 課長	板 倉 英 一	平成 26 年度
委員	文化課 課長	小 山 正 義	平成 25 年度
委員	文化課 課長	中 山 富 雄	平成 26 年度

<事務局>

役職	氏名	備考
文化課 課長補佐兼文化財係長	境 順 一	平成 25 年度
文化課 課長補佐	竹 田 宏 司	平成 26 年度
文化課 文化係長	松 永 千 秋	
文化課 文化財係長	小 山 博	平成 26 年度
文化課 博物館こころピア係長	安 田 信 孝	平成 25 年度
文化課 博物館こころピア係長	兵 谷 有 利	平成 26 年度